歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題

「日本医学会総会 2015 関西」に対するアピール企画

日本の医学界が、今日に至るまで戦時下医学犯罪に対する科学的検証を行ってこなかったことについて問題提起しつつ、そのことが今日における「医の倫理」を巡る日本の医療現場や医療者の対応にどのような影響を与えているかを考えたい。そして、人類未知の領域に足を踏み入れつつある医学・医療に必要な「医の倫理」について共に考えたい。

医の倫理―過去・現在・未来―企画実行委員会 ~日本医学会総会 2015 関西にむけて~

2015/04/12 知恩院和順会館(京都市)

「歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題」と題する 映像・講演・対談・シンポジウムの開会に当たって

戦後 70 年の節目に当たる「第 29 回日本医学会総会 2015 関西」は、「731 部隊」に代表される戦時中の日本の医学者・医師が行った、非人道的な行為に対する考察と反省を行うようにという「日本医学会総会 2015 関西」にむけての「医の倫理一過去・現在・未来一企画実行委員会」(以下、「医の倫理」実行委員会)の要請がいかされないまま開催されています。このような状況の中で、「第 29 回日本医学会総会 2015 関西」に並行する本会の企画として、「歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題」と題する映像・講演・対談・シンポジウムは開催されます。

日本医学会が置かれている日本医師会は、世界医師会理事会の「第二次世界大戦における残虐行為を非難する声明文を求め」に応えて「1949 年 3 月 30 日に開催された日本医師会の年次代議員会において、以下の決議が満場一致で採択された。『日本の医師を代表する日本医師会は、この機会に、戦時中に敵国人に対して加えられた残虐行為を公然と非難し、また断言され、そして時として生じたことが周知とされる患者の残虐行為を糾弾するものである』」という会長の声明文を提出し(1951 年 5 月 22 日.加盟各国医師会に回覧された世界医師会文書 36.18/51 抜粋)、世界医師会への加盟が認められました。にもかかわらず、日本医師会は、自らがかつての戦争に加担したことや、日本の医学者・医師により行われた人道に反する残虐な「人体実験」「生体解剖」等(以下、「過去」)に目を閉ざし、医学界・医療界ではタブーとされてきました。

これに対し、我国の医師団体として初めて、戦後 50 年の 1995 年 8 月 10 日に大阪府保険医協会理事会は、「戦後 50 年にあたり、侵略戦争の反省と反戦・平和への開業医の決意」を、12 月 17 日には全国保険医団体連合会(以下、保団連)が「戦後 50 年にあたり、反戦・平和への日本の医師としての決意」を決議しました。保団連は 2005 年には国際シンポジウム「医師・医学者の戦争責任を考える一関東軍 731 部隊をめぐって」を開催しました。2006 年には、15 年戦争と日本の医学医療研究会(以下、戦医研)の呼びかけで、大阪府保険医協会、大阪民主医療機関連合会、現代医療を考える会(以下、考える会)などの参加する、第 27 回日本医学会総会―「戦争と医学」展実行委員会が設立されました。同会の要請にもかかわらず、第 27 回医学会総会実行委員会は「過去」に向き合う公式の企画を行ないませんでしたが、同会は期を同じくして、大阪の地において、独自に「戦争と医学」展と国際シンポジウムを開催しました。

その後、その活動は、保団連、全日本民主医療機関連合会、戦医研、考える会や有志が参加する「『戦争と医の倫理』の検証を進める会(以下、進める会)に発展しました。この会は全国の心ある医学者・医師・医療従事者と関係する諸団体などが「過去」に向き合う恒常的な活動を行うもので、わが国では初めての全国的な組織です。しかし、進める会の要請にもかかわらず、第 28 回医学会総会も自らの企画を行いませんでした。進める会は、「戦争と医学」を検証する展示とドイツからパネリストの参加も得て全国の医学者・医師らと共に考え討論する国際シンポジウムを独自に企画し、2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災と原子力発電所事故により断念することなく、2012 年 11 月 17 日に開催しました。

この間、日本医学会は、「代議員会の決議がない」「加盟を認めた各学会から上がってきたテーマを調整するのが主目的であり、それ以外のテーマは原則扱わない」「企画内容が総会参加者の関心を呼び、多数の入場者が見込まれるかどうかが重要となる」などという理由で、責任を放棄してきました。各学会や全国の大学医学部、医科大学は、進める会から展示パネル冊子や質問紙調査票が送られるなど、自らの「過去」に向き合う機会が数々あったにもかかわらず、検証にすら着手しないで、現在に至っています。

第 29 回日本医学会総会は、石井四郎 731 部隊長や多くの部隊員を送り出した京都大学が四半世紀ぶりに中心になって、同学の総長、医学部長であった井村裕夫会頭の名で開催されています。同総会は、戦後 70 年の節目でもあることから、日本医学会が真摯に「過去」に向き合う絶好の機会でした。

このような状況下の2014年1月12日に、京都府保険医協会垣田さち子理事長を代表として「医の倫理」実行委員会は設立され、第29回日本医学会総会に向けての取り組みを始めました。その直後の2月11日に行われました京都大学基礎医学記念講堂の完成記念式典において、731部隊への同医学部の関与を示す資料が展示されたことは、戦争へ加担したという負の遺産を京都大学医学部として初めて明らかにした点で注目に値する兆しでしたが、しばらくして同展示は理由も公にされず撤去され、今日に至っています。このような逆流もある中で、開催されます、「歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題」と題する本会の企画が、ご来場の皆様の真摯な熱意ある参加によって、その解明と解決に大いに貢献できるものとなることを願ってやみません。

2015年4月12日

医の倫理ー過去・現在・未来ー企画実行委員会〜日本医学会総会 2015 関西にむけて〜 副代表 「戦争と医の倫理」の検証を進める会 代表世話人 15 年戦争と日本の医学医療研究会 事務局長 西山 勝夫

歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題

「日本医学会総会 2015 関西」に対するアピール企画 【次第】

■午前の部(9:30~12:35)司会進行 西山 勝夫副代表		
1) 開会挨拶垣田 さち子代表		
2)戦時下医学犯罪に関わる映像番組等の上映		
解説:近藤 昭二氏(「戦争と医の倫理」の検証を進める会世話人、NPO 法人 731 部隊・細菌戦資料センター共同代表)		P4
3)特別講演 731部隊の戦後と医の倫理		
講演者:青木 富貴子氏(作家・ニューヨーク在住)		P28
「731 石井四郎と細菌戦部隊の闇を暴く」(2005 年新潮社刊)執筆者		
(休憩 10 分) 4) 対談可会者:香山 リカ氏(精神科医、立教大学教授) 対談者:青木 富貴子氏×近藤 昭二氏	•••••	P39
(昼食休憩 60 分)		
■午後の部(13:35~16:30) …司会進行 吉中 丈志副代表		
5)シンポジウムコーディネーター 土屋 貴志氏		
発言① 土屋 貴志氏(大阪市立大学准教授)	•••••	P40
発言② 川田 龍平氏(参議院議員)	•••••	P63
発言③ 石田 勇治氏(東京大学大学院総合文化研究科教授)	•••••	P74
発言④ 平岡 諦氏(健保連大阪中央病院顧問)	•••••	P79
(休憩 10 分)		
参加者含めてのディスカッション、発言者補足発言		
6) 閉会挨拶山口 研一郎副代表		
■資料		
資料①「医の倫理」実行委員会の取り組み紹介	•••••	P80
資料②「医の倫理」実行委員会設立趣意書	•••••	P83
資料③「医の倫理」実行委員会名簿	•••••	P84
資料④ 賛同者・後援一覧		P85
資料⑤ 新聞報道(毎日新聞 2015 年3月5日)		P89

戦時下医学犯罪に関わる映像番組等の上映

上映ビデオの背景一戦後の報道

近藤 昭二氏

- ○1947年5月 戦犯免責とデータ提供の取引き成立
- ○帝銀事件捜査へのGHQの圧力 関係者への箝口令
- ○アメリカ軍 CIC による監視 元731部隊員二木秀雄発行の時局雑誌『日本 輿論』~『政界ジープ』 左派ライバル佐和慶太郎発行の『真相』への弾圧
- ○1950年1月 ほとんど無視されたハバロフスク裁判の報道 モスクワ外国語図書出版所『細菌戦用兵器ノ準備及ビ使用ノ廉デ起訴サレタ元日本軍軍人ノ 事件ニ関スル公判書類』はソ連のフレームアップと米
- ○1952年 731隊員幹部をモデルとした演劇『冬の旅』全国巡演
- ○1956年6月 731少年隊員秋山浩(筆名)の『特殊部隊七三一』はフィクション扱い
- ○1963年11月 九大生体解剖事件の主犯石山教授の同級生仙波嘉清『生体解剖事件』を 著す 戦時を理由の弁解
- ○1976年11月 TBS「ある傷痕―魔の731部隊」 『公判書類』の裏付け―部隊の存在、 人体実験の事実の裏付け
- ○1979年7月 手術に立ち会った学生東野利夫医師が医療犯罪だった九大事件の真相を 『汚名「九大生体解剖事件」の真相』で明かす
- ○1981年11月 森村誠一『悪魔の飽食』ベストセラー ブームを呼ぶ
- ○1982年4月 米「60ミニッツ」 日米の取引を J. W. パウエルが暴露
- ○1983年度の文部省検定で、家永教科書の731部隊に関する記述が全面削除される 争点のひとつは『公判書類』の信用性と生体実験の有無
- ○1985年8月 英「731部隊─天皇は知っていたか?」連合軍兵士への人体実験の疑惑 追及
- ○1989年12月 テレビ朝日「今も続く細菌戦の恐怖」 日米共同の細菌戦研究の疑惑
- ○1991年9月 TBS「殺人実験―生体実験」 加害者の告白とマルタの遺族登場
- ○1992年4月 NHK「731細菌戦部隊」 アメリカ軍押収の人体実験のデータ発見 闇取引とハバロフスク裁判の事実関係発覚
- ○1995年8月 NTV「細菌戦部隊731は生きている」 連合軍兵士の実験被害者の告白

- ○1997年8月 テレビ朝日「闇に消えた虐殺—731細菌戦部隊の真実」 中国中部で実施された細菌戦の事実を追及
- ○1997年11月 黒竜江省档案館で関東憲兵隊の「特移扱」の原記録が発見された 手書きの400頁にのぼる記録から、「マルタ」の身上、家族関係、なぜ「特移扱」として 731に送られたか、少なくとも42名の犠牲者の経緯が判明した
- ○当時の日本政府の姿勢は
 - ①「日本陸軍の深い闇 陸軍 731 部隊の真実」(約23分)
 - ②「許されざるメス~九州大学生体解剖事件~」(約20分)

近藤昭二氏 プロフィール

1941 年生。元・テレビ朝日報道局報道センター特報部ディレクター。現・NPO 法人 731 部隊・細菌戦資料センター共同代表。

永山則夫事件、連合赤軍事件、よど号ハイジャック、徳島ラジオ商再審事件、イエスの方舟、グリコ・森永事件、薬害エイズ、オウム・サリン事件、在日慰安婦訴訟、酒鬼薔薇聖斗事件、和歌山毒物カレー事件など 1960 年代後半以降、重大事件のほとんどを現場で取材して、「ザ・スクープ」「驚き桃の木 20世紀」などの制作に携わる。特に現代史・司法関係の作品が多い。フリーとなって以降は「NHKスペシャル」など各局の番組制作に参加する。

戦争犯罪・細菌戦の研究者でもあり、東京地裁の細菌戦被害訴訟に隠蔽問題の鑑定証人として鑑定書を 提出、証言台にも立つ。

2012 年、これまでに蒐集・保存してきた文書史料や証言記録をもとに、「NPO 法人 731 部隊・細菌戦資料センター」を立ち上げ、歴史事実の発掘・広報、中国の被害者支援につとめている。

▶中国・南京師範大学(南京)、山東大学(済南)、中国伝播大学(北京)、湖南文理学院(常徳)で講演。

主な作品

テレビ:『今も続く細菌戦の恐怖』(放送批評家懇談会ギャラクシー賞)

『声―吉展ちゃん事件の取調べ録音テープ―』(ギャラクシー賞)

『731細菌戦部隊』(アジア太平洋映像祭グランプリ)

『地獄の恋 在日慰安婦の慰安所追跡』

映画脚本:『ロケーション』(松竹)

『生きてるうちが花なのよ死んだらそれまでよ党宣言』(ATG 原発問題を扱う)

『ニワトリはハダシだ』(ベルリン映画祭正式招待・東京映画祭最優秀芸術貢献賞・ 2004 年度年間代表シナリオ選出)

著書:『月蝕の迷路―徳島ラジオ商事件―』(文藝春秋)

『今明らかになる衝撃犯罪と未解決事件の謎』(二見書房)

『21世紀のマスコミ・2 放送』(共著 大月書店)

訳 書:『死の工場―隠蔽された731部隊』(シェルダン・ハリス 柏書房)

編 著: 『CD-ROM 版 731部隊・細菌戦資料集成』(柏書房)

近 刊:『侵華日軍細菌戦資料集』(北京大学)

中国 黒龍江人民出版社

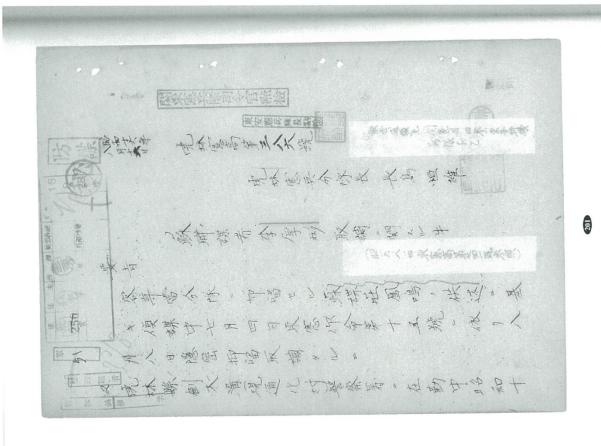
「七三一部隊」罪行鉄証

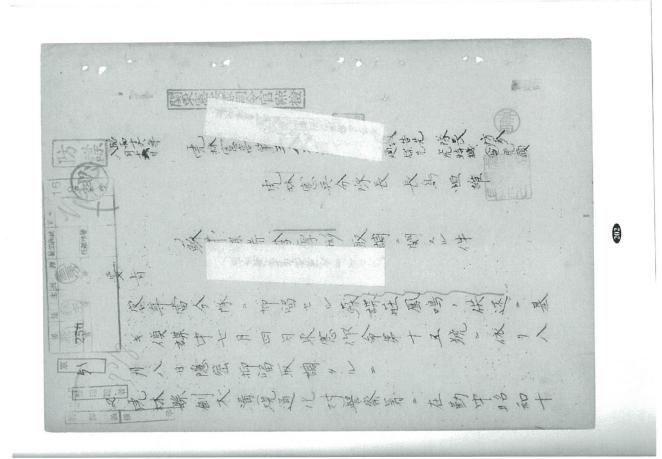
東憲兵隊「特移扱」文

盟

中 国 黒 龍 江 省 档 案 館 中国黒龍江省人民対外友好協会 編 日 本 ABC 企 画 委 員 会

丘藤配布資料の





大文 初八目下唱直中十一八这利用,原值十七八四秋料金四百七十圓入交領升廣治動中神皆成之心二十期回一來探考了少一投我也心一十一後一成十分子活動人後一月人,原在一十二萬十分子活動人一十二日不可得被人成了一九月上季祭第大副日宣二年五月许級人成了此元同儿李祭第大副日宣

山 在历 民女府党从縣记以衙次四四十陣 出生也在 公 张衛 安庆自安庆縣儿建设村 国籍 满洲圆 民名别名工作名主令 人名别名工作名主令 人我神军亲国籍保辖出生地住所城来 的知十六年人贝入日十件 的知十六年人贝入日十件

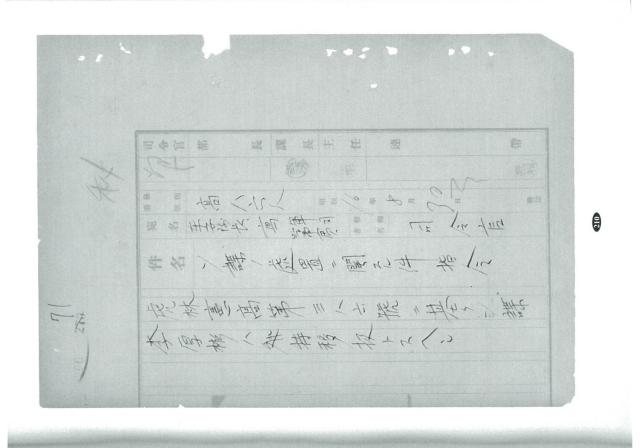
大年光以京林衛衛於在教養一從軍之的知文學及政員等於官等一院職之以及此知四年院部九年年前就成之中不明知四年出於知己年年後月至其衛衛國二經歷及軍任如東

名《同家·妻子大名·夫。奉食之下一本名 現住所。《人中纪等其化二十四人同店之本 雜一十分人司在之本 林年一世來。成是雜信商了問本之子一 為家族。雖動比和十五年六日於縣是數之先 成山等家族。雖動比如一文作之十一年為鎮 十十一年十二月完十卷家第一點十二年二日 北十一年十二月完十卷家第一點十二年二日 日前等家官一心,完別個大清客祭第一對於

有大人之家、一門一萬四十圓一須產人

活動人族といっト回回一次課前一名(郭东尼心,及原とアレ其一本トントル,及原とアレ其一本トントンを各人者例不者所必。禁我領了構成人屋のイッン第五十七國党等倫外媒報部員十十二年五月前校入蘇之山同地等家署是例用在林縣例大清項魚化村等家案。在副中紀和日本件人概要

() () () () ()



七三一部隊は八部から縄成されていたが、その中枢部は一部か ら四部までである。口号様のなかには第一部の細菌研究部(部長は 策池斉)と第四部の細菌製造部(部長は川鳥清)があった。細菌研究 を行なう第一部は細菌別に分けられた十数課からなり、チフスの 田部井和、コレラの漆正男、成協の吉村等人、赤痢の江島真平、

菌培養・製造のために冷暖房が完備された近代的なビルだった。 ロ号様の中庭には特設監獄として東西の方向に三五メートル、南 北の方向に一大メートル、中央の廊下を挟んで計二〇の線房を二 **球建築し、第七様、第八様と称した。(音) 二つの監獄で収容人員** は計二〇〇人から三〇〇人だったが、最大四〇〇人が収容可能だ った。(1-) 因みに、四五年八月の日本敗戦時の被収容者数は四〇

七三一部隊の中心にはロ号様と呼ばれる約一〇〇メートル四方、 三階雄ての巨大で驟函なビルが一九四〇年に完成した。それは細

強制占拠され、土地を囲いこまれて追い出された農民は計五四六 戸におよんだ。追い出された農民は、七三一部隊の建設現場で構 くか、他の地域へ流浪せざるをえなかった。(5) こうして囲いこ まれた土地に、七三一部隊の木部官舎、各種実験室、監獄、専用 飛行場、少年陳宿舎、隊員家族宿舎(東郷村)などが建設された。 日本特殊工業が部隊の研究器材を、鈴木組や込村組が部隊建設を 一手に請け負った。三八年初めから到着した建築工は、いずれも 秘密保持のため石井四郎の郷里近くの子葉県山武郡か香取郡の出 身をであった。

「特移版」とは当時の憲兵隊の用語で、補えた中国人などを一

(2) といっている。目的は人体実験にあった。

丘膝配布資料の

1、智鑑製部隊としての七三一部隊

関東軍「特移扱」文書の解説

近藤昭二・松村高夫

九三八年一月二六日に発せられた「特縁扱二関スル件道牒」(関憲

警第五八号)により、「裁判二付サズ、事件送款ヲセズ」に日本の

憲兵・撃撃などが七三一部隊 (-) に連行した特殊輸送のことであ

る。当時の関東憲兵隊司令部警務部長(一九三九年)斉藤美夫は、

「幹移扱」を「石井御菌化学部隊に引き減すべき押送引渡業務」

七三一部隊(正式名称は関東軍防疫給水部)は、一九三二年四

月の陸軍軍医学校防疫研究室の設立に起源をもっている。石井四

你 (京都帝国大学医学部出身)は三〇年、細菌兵器の研究・開発の

ための欧米視察から帰国すると、陸軍中央の提屎隆二(陸軍省医務 周衛生課長)、小乘親彦(同医務局長)、永田鉄山(同軍務局軍事課

長)などに細菌機のための研究・開発の必要性を説得し、その支持

を得て防疫研究室を設置させ、自らが研究室の主幹となった。そ の研究室の設置は、日本が三二年三月に傀儡国家「満州国」を建

> 入れる陶器製造等(字治型爆弾)の弾筒も製造していた。 第一部の細菌研究にもとづいて、第四部 (部長は川島清) がフ クチンや細菌を大量に製造し作成した。第四部には、細菌を珍養・ 製造する柄沢十三夫、ペスト菌を製造する野口主一、炭疽菌を製 造する植村寮などが所属していた。第四部の細菌製造能力は、川 為清の証言によると一か月間にペスト箇三〇〇キロ、チフス菌人 〇〇~九〇〇キロ、炭疽菌五〇〇~七〇〇キロ、コレラ菌ートン

> である。柄沢十三夫の征言は、「第四部ノ生産能力ヲ最大限ニ利用

第三部(部長は江口豊深)は石井式瀬木器の製造をしており、こ れと移族部の一部とはハルビン市南隅にある陸軍病院の南側にお いて「南棟」と称し、七三一部隊が防疫給水をする機関であるか のようにみせかけた。だが実際には、この部ではペスト菌などを

第二部(部長は大田澄、敗戦時は経常重)は実験研究を行なう部 であり、植物絶滅研究(八木沢行正)、昆虫研究(田中英雄)、坑空 班(増田美保)はここに属しており、ペスト繭を感染させるノミも この部で緊縮させていた。また、一九四三年には平房から一二〇 キロ離れた安建に呼外の実験場をつくり、被験者を抗に縛り、飛 行機からペスト菌陣や炭疽菌弾を投下・炸製させ、砂染効果を削 定するような実験を行なった。(m) ハルビン市を流れる松花江の 中洲でも、同様の町外人体実験を行なった。

ベストの高橋正彦、病理の隅本耕造、石川太刀雄丸、ウィルスの 笠原四郎、結核の二木秀雄、炭疽(脾脱疽)の大田澄、天然痘の黄 **母院状雄などがそれぞれの課を担当した。**

三七年七月七日、北京郊外で起きた蘆熊橋事件により日中職争 が勃発すると、七三一部隊の建設は急テンポで進められた。翌三 八年六月に「平房付近特別軍事地域設定ノ件」(関東軍参謀館命令 第一五三九号)が布告されると、平房のなかの一村である黄家留墜 の農民は、平房警察駐在所から一か月以内に全員立ち退くよう命 合され、立ち追きをしているときに、 警察が家鹿に火を放った。 こうして一一〇年余の村の歴史に、強権的に幕がおろされた。さ らに、「無人区」を広げるため平房の他の村も立ち退きを命じられ たが、これら四つの甘を合計すると、大一〇ヘクタールの土地が

束縛部隊は一時東京に戻ったのち、ハルビン市南側に移転した。 一九三六年四月二三日、関東軍参謀長板垣征四郎は、陸軍次官様 津美治郎宛に「細菌歌油師/為関東軍防疫部ヲ新設ス」(4) るこ とを要求し、その結果、東郷部隊は同年八月、軍令により正式な 部隊として「関東軍防疫部」となり、部長に石井四郎が就任した。

護州には、IIII1年から三三年にかけてハルビンの南東七〇キロ にある黒龍江省五常県青薩河に「守備隊」を装って防疫班(東郷部 隊と称した)を散け、細菌吸の研究を開始し、中国人に対する人体 実験も始めた。だが、三四年九月に一六名の収容者が脱走に成功 し、内部の秘密が露呈したため防疫班を閉鎖し、ハルビン南東一 二キロにある平房への移転を計画した。(m) 三五年夏には平房 に日本軍が遊駐し、七三一部隊の根拠地を建設するための土地選 何の倒量をはじめている。

望した翌月のことである。

ET/軟モロださいである。 は、1~1~1/数値のださべて、図なった。実際に中国十数巻表では、数値1・4~1/数値1・4~1/以上 「実行して」、ユーであったとしている。 ままに 東京 東洋 まい スト簡三○キロ

四五年三月から敗戦の八月までは石井が再任されている。と为たが、四二年八月から四五年三月の間は北野政次がつとめた。なっていた。七三一部隊の部隊長は大部分の期間、石井四郎がつった。 野澤前は前隊員の診療だけでなく、収容者の人体実験も行い上に三つこ前の他は、教育部、総務部、資材部、診療部があ

究が中心であったが、人間に対する実験もなされた。 部隊が設立された。(コ) そこは軍馬の防疫のための動物の細菌研には七三一部隊の結妹機関として関東軍軍場防疫服、連称一○○五番目の支部として、大連衛生研究所があった。(ロ) また、長春支部はソ連国境に沿っており、対ソ戦に備えていたものである。 部隊を含めて、石井部隊の総称を六五九部隊と称した。これらの

以上の組織を支部まで含めてヘルビン(平房)の防疫給水部と呼 ぶならば、このような防疫給水部は中国各地につくられ、一九四 〇年までには、北京(「甲」一八五五部隊)、南京 (「栄」一六四四 部隊)、広東(「滾」八六〇四部隊)に防疫結水部が糶成された。こ れらの部隊は、七三一部隊が関東軍司令官の指揮下におかれたよ うに、創設時はそれぞれ北支那派遺軍、中支那派遺軍、南支那派 **遠軍の司令官の指揮下におかれた。北京、南京、広東の防疫給水** 部はそれぞれが数支部から十数支部をもち、文部のなかにはその 地の陸軍病院、同仁会病院、満州医科大学と連携をもつものもあ った。このように全体として限の目のように細菌酸のための組織 ができたが、七三一部隊との人的・組織的連携は強力であり、石 井四郎だけでなく、平房から七三一部隊員が各地の防疫給水部に 、直接出張することもしばしばあった。日本軍の細髄では、これら の諸部隊が直接間接に参加して、中国各地に対して行なわれたの である。特に南京の一六四四部隊との連携は、実際の細菌作戦の 展開の際に成力を発揮した。

一九四〇年九月頃、七三一部隊はペスト感染ノミが最も有効な

細菌兵器であるとの硫信をもつに至り、同年秋に、一方では日本 軍機により空から街江省の衝景、寧波、金華にベスト感染ノミを 投下し、疫病発生を調べ、他方、地上では新京でペスト菌を散布 し、同様に流行を確かめ、患者から内臓の標本を採取し平房に持 ち帰った。(21)翌四一年一一月には湖南省の常徳に空から散布し た。(2) 細菌作酸の責任者并本熊男の日誌には、一一月四日、七 三一部隊の航空班増田美保が九七式軽爆撃機を操縦して常徳上空 に日本時間午前六時五〇分に到着し、「霧深シ、日 [高度] ヲ落シ 予技索、H人OO附近二層雲アリン為一OOO B以下ニテ実施ス] (1)とある。さらに翌四二年の街かん作戦のさい街かん鉄道沿線 の江山などに地上でペスト菌、コレラ菌などを散布したのである。 また、四一年一二月、日本が真珠湾攻撃と同時にマレー半島に 侵略し、翌四二年二月、シンガポールを占領すると、ただちにシ ンガポールにも南方軍防疫給水部(「岡」九四二〇部隊)が設置さ れた。その部隊(平房からは内藤良一や貴宝院秋雄などが行き指 **導したが、この部隊もジャカルタ支部など数支部をもっていた。** このように細菌酸のための体制は日本軍全体の構造のなかで形 成・確立していったのであり、けっして石井四郎の個人的意向だ けでなされたのではないことに留意する必要があろう。

造された細菌兵器が実際に中国の十数地域で使用されたのである。も効率的な細菌兵器を開発するためであり、七三一部隊で開発製り特設監獄に収容し、人体実験の対象としたのは、あくまでも限以上、七三一部隊と細菌戦について業権したが、「特移扱」によ

れたのである。 和菌酸に関連して中国人は日本軍により二直に袋録さるでいる。 細菌酸に関連して中国人は日本軍により三直に袋録さる三千人を下らない。(2) 細菌銀による被害はその数十倍におよ隊に連行された者は人体実験の末全員殺され、その数は少なくと状況下であったことに注視する必要がある。「特移扱」で七三一部軍中央と七三一部隊幹部が次の攻撃目標を設定し準備しつつある年秋の浙江省への細菌散布の「成功」により自信を深めた日本陸時に本資料が大の対象目標を以び、により自信を深めた日本陸時に本資料が、四○

二「特権扱」の機構

- 「特移扱」の指令

北ているが、比較的早い時期から「特裕扱」とも呼ばれていた。送」、王明春の報告書の中では(四頁)略してただ「特移」と記さ斗(0g頁)、張生文(gg)、劉恩(gg页)の案件中では「特格用語が使われている。(g) 本資料にある劉世牒ら(g函)や劉文含部が指令した「関惠作命第二二四号」では、「特殊輸送」という。「九三九年八月に関東憲兵隊司「特権扱」の規定ができた一九三八年一月初め頃には、「特殊輸

憲兵隊司令部命令を受領しました。 私は、石井部隊が憲兵隊より月二六日、関憲警察五八号をもって石井細菌化学部隊と関係ある、戦後の戦犯管理所で「特锋扱」の始まりについて、「一九三八年一前出の関東憲兵隊司令部警務部長(一九三九年) 羅藤美夫は、

した。私は右命令に基き処置を取りました。」ここと守江している。引波す人員を其細菌化学試験に充当するものなるここを釈知しま

が促出されている。 連で行なわれたハバロフスク裁判にも次のような文面の証拠写真 移扱」規定を補足したものであるが、後に一九四九年一二月、ソ 第一二〇号)というもので、前述した一九三七年一月の最初の「特 足公布」した規定というのは、「特移扱二関スル件追踪」(附憲高 規定を補足文布した。」(四)本資料の特移扱の案件をほとんど管準 たが、一九四三年三月、関東憲兵隊司令部はさらに「特務扱』の ある。『特務扱』間度は私が東安に赴く前からすでに実結されてい のち、隣長から関東憲兵隊司令官はさらに「特務扱』の のち、隊長から関東憲兵隊司令官の許司を申請し、ハクビンの『内 工作員あるいは甚だしい区談試日思想を有していた者を、専問の している。「「特移扱」とはすなわら、憲兵隊が逮捕した式日地下 の任務についていた平本武も、「特移扱」について法で憲決憲兵

図療底第 | 1 | 〇号

特移扱二関スル件通牒

ルモ其ノ取扱ハ概ネ別紙ヲ標準トセラレ度依命通牒ス首題ノ件ニ関シテハ昭和十三年一月二十六日関憲警第五八号二誌昭和十八年三月十二日 関東憲兵隊司令部警務部長

经签先

--別紙―「特谷扱」ニョリ輸送サレル者ノ区別表 (m) (次頁)関各隊長 (含独立分隊長 除八六、数習隊長)

隊本第二送達サレ」た。 成していた。この文書は、「タイプデ打タレテ、満州各都市ノ憲兵令が入り、歩天に出張して戻ると、不在中に辻本少佐が規定を作刑事部に劉務していた橋に対し、この種の規定を作成するよう指られている。橋によると、関東軍司令部が当時関東憲兵隊司令部大佐は、ハバロフスクでの取り調べでこの補足規定の写真を見せ敗戦時ソ連軍の補虜となった元の関東憲兵隊司令部員橋武夫

楠はソ連による専問に次のように答えている。

知せるや。 移扱』に関する通報の写真が提出せらる。此の書類につき何を承づ(問)負官に関東憲兵隊司令部の一九四三年三月二日附けの『特

すべきものの詳細なる名籍を作製せり。同名孫には犯罪の内容分支官関東憲兵隊司令部警務部は『特棒扱』により第七三一部隊に波東軍第七三一部隊に派遣になることを意味す。(略)斯名指示に基告ことにつき通報がはいりたることを小官は配憶す。即ち此は関大名謀者及改善の見込みのない刑事犯罪者が『特移扱』になるべの初め、関東軍司令部より関末憲兵隊へ外国の説州内で逮捕され通報』は、関東憲兵隊に立動権中一回ならず視せり。一九四三年(答)「小官に提出されたる関東憲兵隊司令部『特移級に関する

X 31	宏长		m	(霍张年	
×	30.44	在脈	性状	見込み	共 /他
	期ト予想セラルルモノ事件送致スルモ当然死刑又ハ無			ナキモノ逆利用価値	
	上ニシテ現ニ活動中ノモノ謀者蘇略員トシテ出入講教回以		又へ抗日銀「ソ」	ナキモノ逆利用価値	
(謀略員)	刑ニテ出載フ予想セラルルモノ事件送扱スルモ不起訴乃至短期	ノ阿片中毒者 ニシテ身寄ナキモ 住所不定無額ノ徒	性格 大 を を を の の の の の の の の の の の の の	ナルモノ 再犯ノ魔犬 メランズ 東京 人 作器	
謀者 (謀	モノ過去二於テ活動ノ経歴ヲ有スル	ル悪雑行為アリタ圧版文へ之二準ズ			
2.0	シク不利ナルモノシテ其ノ生存ガ軍乃至国家二若シテ其ノ生存ガ軍乃至国家二若ル機密事項二携リタルモノ等ニ他ノ工作二関係アリ或ハ重要ナ				
	特移扱相当人物ノ一味				そ フィア マトスルスルコト 不可トスル 罪状軽シト 雌そ釈放
人 (民族、養運動事	期ト予想セラルルモノ事件送扱スルモ当然死刑又ハ無				The same of the sa
思想犯人(共產主義選 犯)	シク不利ナルモノシテ其ノ生存ガ軍乃至国家ニ著シテ其ノ生存ガ軍乃至国家ニ著ル機密事項ニ挑リタルモノ等ニ他ノ工作ニ関係アリ家ハ盦要ナ				
布	等、公徳上ノ感作等十分二考慮シ各部隊長ハ右標準二依り個々ノ人	検討ノ上確信ヲ以テ司物ノ処分ニ当リテハ流	5 守官二幹線開州国人国権	扱ヲ申請スル『二鑑ミ国政上	モノトス歳ハ社会上ニ年フル影

306

に証言している。

(答)。勿論、関東憲兵隊へ、関東軍司令官ノ指令ニョツテ是レブ 行ツテイマシタ。通常、憲兵隊へ事犯者ノ事件ヲ裁判所或ハ軍事 裁判二送致シテイマシタガ、此等ノ場合ニハ、特別命令ガ法律ニ 代リ、人間へ裁判ナシデ送致サレテイマシタ。」(3) 関東軍司令 官が最終責任者として指令している点が重要であろう。いまこれ を図示すると次のようになるが、個別の事例の判断は実際には関

在職中、一○○名以上ノ者ガ送数サフタコトラ記憶シテイマス。 (問)。第七三一部隊二、殺戮用トシテ人間ヲ移送スルコトハ、 関東軍司令官ノ裁決ニョツテ実施サレテイタノカ?

(答)。私へ、此等ノ書類ヲ検討シ、審議シマシタ。私へ、私ノ

人間ヲ第七三一部隊ニ引渡スコトヲ裁決シテイタノカ?

「(問)。貴方へ、関東憲兵隊司令部ニ勤務中、『特移扱』トシテ、

うルートを経た。また、地方帯兵隊とハルビン憲兵隊の関係は、 「特送扱」が決まってからハルビン憲兵隊に引き取りを連絡する ばあいが通常であったが、逆にヘルビン憲兵隊が各地方憲兵隊本 部に何人送るよう要請することもあった。橋はつづいて次のよう

している (器頁) 辻本信一少佐のこと) ハ、此等ノ書類ヲ検討シ、 決定ヲ下シ、而ル後、此等ノ決定ヲ私二提出シマシタ。私ハ、是 レラ承認シテ、更二刑事部長二送リマシタ。刑事部長へ、関束憲 兵隊司令官ノ裁決ヲ得タ後、憲兵隊司令官ノ名ヲ以テ該書類ヲ提 出シ々憲兵隊本部二命令ヲ発シマシタ。」(23) 憲兵隊司令部のな かでは、庶務部―刑事部―防膿斑(決定)―司令官(裁可)とい

も家族のもとに帰せなくなった中国人を『特移接』として、同部 際に送っていた。送る時は、ヘルビン憲兵隊に連絡し、ヘルビン 駅まで迎えに、というより引き取りに来てもらった。というのも 『特移扱』になれば、もう相手は人間でなくなっていた。荷物同 然だった。電話連絡する際の用語は、『丸太何本送る』であった。」 (2)と述べている。 では、具体的に書類、手続き、発送、警護の方法はどのような ものであったのか。それらについても橋武夫はハバロフスクの法 廷で証言している。 『特移投』ニ該当スル人物は、憲兵隊本部ノ留置場ニ留置サレ、 而ル後、彼等ノ訊問謂書ノ抜粋及ビ『特移扱』許可申請書フ憲兵 隊司令部ニ送リマシタ。其処デハ、此ノ書類ヲ検討シ、問題ヲ決 定シテ、申請シテ来タ当該憲兵隊本部二此等ノ人物フ『特後段』

ノ名目で第七三一部隊二送致スペキコトニ関スル命令ガ発セラレ

の東安憲兵分隊長で、本資料中の朱雲岫について特移扱の申請を

「特移扱」による移送は実験にはどのような機構によって実施さ

れていたのか。平陽鎮憲兵分隊とチテハル憲兵分隊で特高保をし

ていた土屋芳雄は、「裁判もなしに処刑する厳重処分の対象者や、

容疑がはれても拷問責めで肉体がボロボロになってしまい、とて

2「特移扱」の仕組み--ハルビンまでの道

マシタ。斯ル書類ガ地方ノ本部カラ憲兵隊司令部ニ入リマスト、 庶務部ヲ経テ、其等ハ刑事部ニ引波サレ、ソレカラ、私ガ長デア リマシタ防謀班ニ波サレマシタ。私ノ班ノ勤務員辻本「註・以前

されることを明確に知っていたのである。

行ツトツを。」(2) 「特移扱」で送る憲兵隊の側は、七三一部隊で人体実験に使用

る。「私対佳木斯ノ憲兵隊デ勤務シテイマシタ当時、何等カノ犯罪 ノ嫌疑で憲兵隊ガ拘引シ検挙シタ者ノ一定ノ部類ヲ、吾々ハ実験 材料トシテ第七三一部隊二送教シテイマシタ。吾々へ、此等ノ者 ヲ、予備的ナ、部分的取調ベノ後、裁判二附サズ、事件送致ヲセ ズニ、憲兵隊司令部ヨリ吾々が受領シタ指令ニョツテ第七三一部 隊二送ツテイマシタ。是レハ、特殊ノ措置デアリマシタノデ、斯 小取扱い『特移扱』ト呼バフテイマシタ。斯と所謂『特移扱』二 サレタ者へ、次ノ如キ部類ノ者デアリマシタ。即子、他国家フ利 スル課報行為ノ罪ヲ負ワサレル者、或ハ外国課報機関ノ関係者ノ 嫌疑ヲカケラレタ者並ビニ所謂匪賊、即チ中国ノパルチザン、ソ レカラ、抗日分子ノ部類、改悛ノ見込ナキ刑事犯、即子常習犯ガ 其レデアリマス。此等ノ部類ノ者ヲ、吾々ハ、『特移段』トシテ第 七三一部隊二送致シテイマシタ。私ノ佳木精憲兵隊長在職中、私 ノ糠下憲兵隊本部ニョツテ少クトモ六人ガ第七三一部隊ニ送ラレ、 此等ノ者ハ、其処カラ戻ラズ、実験二使用サレタ結果、其処デ死

上事項、各人の性格及小官等の彼らに対する計画等を記載せり。 比の書類は『特移扱に関する通報』と称せられ各関東憲兵隊長に 業務上の指導の為に送附せられたり。」(2)

橋はハバロフスク裁判の法廷にも証人として立ち、彼自身のジ

ャムス憲兵隊長時代(一九三九年~四一年)の罪状を暴露してい

東軍司令官にはいかず、憲兵隊司令部が行なっていた。 地方憲兵 隊本部—尋問讀書、及び特移扱許可申請書—憲兵隊司令部—関東

羅司令官—命令 (司令官裁可)

(随脚)

くイブン鞭爪豚→七川一部豚

橋がここで言っている「『特移扱』の許可申請書」というのが、 まさに本資料の趙成忠以下各抑留者ごとに作成されている「取り 謂べ状況ニ 関スル件報告『通牒』」であって、各通牒の末尾に付 されている「特移扱トスヘシ」という書面が「関東憲兵隊司令官 ノ名ヲ以テ」、該書類を提出した地方の「憲兵隊本部ニ発シタ命令」

なのである。

吉房虎雄は関東憲兵隊司令部第三課長(一九四一年九月~四二 年三月)の任にあったが、その期間、「各憲兵隊から司令官に報告 があり細菌部隊送りを申請してきたものについてはすべて、まず 私が初歩的な審査を行ない、その後司令官に報告し許可を受けた。 また、私の部下が細菌部隊移送に関する一切の文書を処理した。 具体的な数字ははっきり覚えていないが、細菌部隊送りとなった 者は少なくとも九十人はいたと思う。」(2)と供述している。

「特移扱」許可申請書は三通作られていた。橋は以下のように 証言している。 「(問)。証人構、第七三一部隊へノ人間送致ノ方法、即テ、発送、 警護、警戒、機密保持等ノ方法ハドウデアツタカ話シテ賞イ度イ。

(答)。既二私ガ述べ夕如夕、憲兵隊本部ハ、憲兵隊司令部二『特

後級』許可申請書う提出シテイマシタ。此ノ為、申請書ガ三部作 成サレ、其ノ中一部へ地方ノ憲兵隊本部二保管サレ、他ノ二部へ、 憲兵隊司令部二法ラレテイマシタ。憲兵隊司令部カラ『特移扱』 **ノ正式裁決ガアツテ後、申請書一部ガ戻サレ、囚人ハ、憲兵隊本** 部二留麗サレテイマシタ。其ノ後、第七三一部隊カラ実験材料、 即チ『特移扱』ニ運命ツケラレタ人間ノ送蚕要末ガ有ツテ後、囚 人へ、調書一部ト共二時爾橫二送ラレ、時爾濱駅子憲兵隊員二囚 人ガ引渡サレテイマシタ。此等ノ人々ノ警護へ、憲兵隊ガヤリマ ツか。」(器)

「特移扱」についての伝達は公文書とともに暗号電報でも行な われていた。それは、本資料の劉思の事案(『頁)や劉世傑らの 資料(四頁)に見られる通りである。暗号電報について、橋武夫 より前に同じ関東憲兵隊司令部警務部にいた今関督太郎(一九三 九年一〇月~四〇年一月)も、「五名の抗日工作員を石井部隊に送 って細菌実験にあてよと命令する指示を暗号電報に訳し、通信所 から発した。一九四〇年一二月から四一年六月まで、私は命令に したがって、チャムス、東安、孫呉憲兵隊隊長の提出した抗日工 作員計一五名の石井部隊移送に関する報告を審査した。審査が終 わると、『電報にて上申された事柄は、執行を許可する』との命令 を起草し、司令官の裁可を得た上で、前述の各隊に伝達して移法 を執行させ、一五名の抗日工作員を細菌実験の材料とした。」(5) と述べている。

「特移扱」の命令は、関東憲兵隊司令部から関東憲兵隊教習隊

に出されるばあいもあった。北支からは「討伐された共産匪賊」 が大量に「特移扱」されることがしばしばあったが、その聴送の 実態を示す前出の関東憲兵隊司令部警務部長の潛職美夫による次 のような自筆の供述書が残っている。

「一九三九年八月八日、関憲作命第二二四号を以て河北より石 井細菌化学部隊に引渡すべき中国人九〇名を吟爾濱、及孫呉に押 送すべき関東憲兵隊司令官命令を下達しました。この命令は関東 軍作戦命令によるものでありまして、私は警務部長として第三課 に命じて命令案を起案せしめ、司令官命令として下達したもので あります。命令内容の要旨は左の如くであります。

『憲兵教習隊平野中佐は、附属人員憲兵約三〇名、及看護下士官 一を指揮し、河北より押送し来る中国人九〇名を山海関に於て河 北押送者より受願し、之れを孫呉に押送し中、哈爾濱にて三〇名 を残余を孫呉において夫々石井部隊受領員に引渡すべし。』私は、 当時被押送中国人は石井細菌化学部隊に於て実験用に供すべき事 を承知の上、押送引渡業務を事実上指揮して、石井細菌部隊の化 学実験の下に中国人民を虐殺する工作に協力致しました。」(%) この命令を受けとった平野憲兵教習隊では、陣中日誌にその命令 を記しており、この日誌がハバロフスク裁判の時に証拠として法 廷に提出されている。それは、関東憲兵隊司令官城倉少将の名で 出された命令であり、上に引用した斉藤の供述のなかの 『 』 に 対応する部分の正式命令である。

「特殊輸送護衛二関スル命令

関憲作命第二二四号

関東憲兵隊命令

人月八日十六時

関東憲兵隊司令部

一、関憲作命第二二二号二基ク第二回特殊輸送人員へ約九十名 トシ八月九日山海関駅到着山海関ヨリノ輸送へ客車一輌トシ八月 十日十一時十五分山掩関駅発(山掩関奉天間旅客列車に連結)同 十三日零時十三分孫吳駅到着卜ス

二、錦州憲兵隊長へ前項山海関ヨリ孫呉間輸送ノ護衞ヲ担任ス ヘシ但シ被輸送人員中六十名ヲ除ク他ハ哈爾濱駅ニ於テ石井部隊 長二交付スルモノトス

たカタメ予メ石井部隊長二交付人員ヲ区分シ交付ニ当り遺憾 ナキヲ期スヘシ

前項護衛ノ為承徳憲兵隊ヨリ将校一、平野部隊ヨリ下士官兵二

五、関東憲兵隊数習隊ョリ衛生下士官一ヲ配属ス

通訳一は錦州憲兵隊ヨリ差出スモノトス

三、承徳憲兵隊長ハ承徳憲兵分隊柴尾大尉ヲ平野部隊長ハ下士 官兵二五(曹長一ヲ含ム)ヲ関東憲兵隊数習隊長ハ衛生下土官一 ラ八月九日中二山海関ニ派遣シ錦州憲兵隊長ノ指揮ヲ受ケシムへ

四、哈爾濱憲兵隊長へ石井部隊長上密ニ連繋シ哈爾濱駅並爾後 ノ輸送ニ当リ防謀並取締ニ遺憾ナキヲ抑スヘシ

五、平野隊並関東憲兵隊数智隊ヨリノ派遣者ノ旅費へ憲兵隊司

今郎ヨリ支給ス

大、其他細部事項へ関憲作命第二二二号ニ嫌ルヘシ

関東憲兵隊司令官 城倉少将」(23)

これを受けた平野教習隊は、一時間後に平野大尉の名で以下の

命令を出している。

「命令 平衡作命第一号

平野縣 命令

於関東憲兵隊教習隊 八月八日十七時

- 一、関憲作命第二二二号二基ク第二回特殊輸送ノ状況
 - 関憲作命第二二四号第一項ノ如シ
- 二、平野部隊ハ一部ラ以子第二回特種輸送ヲ実施セントス
- 三、稲邑曹長へ別紙憲兵二四及衛生下士官一ヲ指揮シ速ニ新京
 - > 丁出発シ山海関二至り錦州憲兵隊長ノ指揮ヲ受クヘシ 出発前成具(足縫八一個手縫五二個補縄四〇本聽送縄二五 本) ラ憲兵隊司令部ヨリ又奉天憲兵隊ヨリ手経三〇個謙送 縄四〇本ヲ受領シ携行スルモノトス
- 四、給与ハ臨講第五表五割増度切トシ憲兵隊司令部ョリ支給ス
- 五、其ノ他ノ事項ニ関シテハ関意作命第二二二号ニ雄ルヘシ

平野部隊長 平野大尉 (以下路) 1 (8)

こうして平野部隊は足錠、手錠各約八〇個、捕縄等をもって山 **海関に行き、そこで捕虜の引き渡しを行い、ハルビンで石井部隊** に三○名を交付し、残る大○名を孫呉に送った。当時石井部隊長

劉恩(三九歳)は、「東憲高第五九一号通牒」によれば、一九四 ○年五月一日、密山県虎林で起きた蘇謙〔ソ連スパイ〕張旭武の 事件関係者として虎林憲兵分隊に被挙された。取り調べの結果、 東安特務機関に移牒「移管」されて、以来特務機関の指示で雑貨

れている劉恩などの関係資料から具体的にみてみよう。

3「特移扱」の仕組みの具体例

次に、以上述べてきた「特移扱」の仕組みを、本資料に収録さ

送る愛国者を加えて、一九三七年以来、約九年のあいだに、石井 部隊で虐殺された愛国者の数は少なくとも四千名におよんでい る。1 (2)かいい。

国人を、また興安北省の「分室」から中国人、モンゴル人四〇人 を七三一部隊に送った具体例が明らかになっている。(%) また、「浮浪者狩り」(後述)を行なって七三一部隊に送ったこ ともあった。前出の吉房虎雄によれば、「特務機関と偽保安局から

ン監獄)(窓)、表向き「三島化学研究所」とか「満蒙資源開発公 同」(z) の名前をつけて偽装していたところが実は「分室」の収 容所だった。「いったん分室がだれかを捕まえると、分室そのもの の存在を秘匿するために、たとい嫌疑が晴れても釈放するという ケースは、なかったように思う。おそらく、今にして思えば、七 三一部隊へ送られていたのではなかろうか」(3)と、敗戦後に元 の奉天警察署の室田震作外事課長が述べているが、実際に、東安 省の保安局やチャムスの「三島化学研究所」に拘禁されていた中

境警察隊や警察部隊に逮捕されたロシア人を抑留し、ソ連の軍事 情報や経済情報の収集を行なっていた。「保護院」はハルビンの他 ウランバートルにもあり、モンゴル人の逮捕者を収容していた。 特務機関長はこの「保護院」に収容した者の生穀与奪の権を握っ ていて、逆利用できない者や収容者を煽動する者たちを、七三一 **響談に扱っしいれのかもる。**

「保安局」というのは、満州国が関東軍の示唆のもとに一九三 七年一二月二八日の勅令第五一〇号保安局官制をもつて治安部に 設置した秘密組織である。治安部大臣の指揮下に中央組織として 長官、次官がおかれ、治安部大臣の指定する省に「地方保安局」 をおいて、省、県、旗の職員をあてた。通称「分室」と呼ばれて いたが、組織の実態、全容は関係者にさえほとんど知られていな かった。

「関係職員の中の一部は身分を完全に秘匿し、他官庁、特殊会 社などに故意に転出し、あるいは民間会社に就職させたりなどし て、戦争遂行に必要な情報の収集にあたらせ、(略)、『分室』とい うさりげない呼称もそのような特殊工作の必要上使用せられたも の」(3) といわれ、「分室勤務者は、ほとんどが満州国治安部管轄 下の縁陰学院というスパイ学校を卒えた日本人で、談報、謀略、 **ත諜などの今分野で活躍していた。」(%)**

「分室」には独自の秘密留置場があって、非合法に逮捕してき た者たちを懐柔して逆利用する「訓練」(脅迫)の場にしていた。 ハルビン市中央大街二二〇号にあった「浜江省松花塾」(旧ハルビ

七三一部隊へ逮捕者を送ったのは憲兵隊からばかりではなかっ た。特務機関や保安局からも送っていた。ハルビン特務機関の特 調部は専らロシア人の逮捕者を担当しており、表向き「科学研究 部」とか「保護院」とか呼んでいた施設に拘留しているそのロシ ア人たちを七三一部隊に送りこんでいたのである。「保護院」は一 九四二年二月にハルビン市公署からハルビン特務機関に移管され た施設で、収容者は敗戦時点で一五〇人、満州国内に潜入し、国

かは極秘で、憲兵は田中たちにさえ正確な数を教えなかったが、 かなりの数が貧車でハルビン駅まで送られ、そこからトラックで 運ばれたという。

が大きい。 「特移扱」は通常、憲兵の手でハルビンまで運ばれてくるが、 時には七三一部隊のほうから現地まで受け取りに行くこともあっ た。吉村班に所属する宮川班(レントゲン担当)員だった田中信 一は、一九四五年三月一七日、流州国境の山海関まで谷憲兵軍曹、 伊藤八郎憲兵らに率られ、第一部の各班から派遣された隊員とと もに捕虜を受領、警護に行った。その時の写真が残っており、裏 に「捕虜が逃げた時に射殺出来るようにピストルを持って警戒に あたっている姿です」と記されている。この時何人が送られるの

以下、主要幹部はノモンハン事件の勃発でハルハ何方面に出動し ており、孫呉でもソ連軍に備えて陣地、兵舎の建設が急迫してお り、後に七三一部隊の孫呉支部となる建物も構築中で、これらの 「特移扱」された者たちは工事の労務者として充てられた可能性

> 商を装いながら逆スパイとして利用されていた。 翌四一年六月二八日、憲兵隊司令部から謙者や容疑者の「整理」 検挙の指令が出て、東安憲兵隊では管下の東安分隊、虎林分隊、 平陽鎮分隊、虎頭分遣隊などで次々に容疑者を逮捕、抑留してい

劉思もこの動勢の中で「整理諜者」の対象となる。「逆用中ノ膿 其成果トシテ見ルヘキモノナク特機〔特務機関〕側ョリ時局柄之 カ整理方要望アリタルラ以テ七月一四日東安分隊員ラシテ隠密抑 留引続き解後ノ通蘇事実等二付究明中ナリ」として、七月二三日、 東安憲兵隊長白濱重夫から、関東憲兵隊司令官原守宛に報告され ている。報告書第一頁の白濱の名の下には「東安惠兵隊長」の印 があり、その右側にある「貞茂」というのは東安憲兵隊の特高課 長要貞茂准尉の捺印である。上の欄には司令部側の長友部長と飛 松係長の認印が見える。すでにこの報告書の中で、「所見」として、

他の一名とともに「其ノ通蘇事実明瞭ニシテ取調ノ終了ヲ接ツテ 特移扱ヒスル予定ナリ」とし、劉思の身柄処置について独断して

許可申請書に該当する「取謂状況」関スル件報告『通牒』」(22

頁)資料「東安憲高第六二九号」)は、六日後の七月二九日に同じ

く白浜から原宛に提出され、「本名ハ逆用価値ナキヲ以テ此厳重

処分スルヲ適当ト認ム」とし、そこでも「管内ノ重要性ョリ観テ

時局柄速二現地二於子厳重処分スルヲ適当ト認ム」と所見を記し

ている。「厳重処分」とは「処刑」のことである。そして、当時速

いる。これが尋問調書に該当するものである。

補者が多く処分を急いでいたためか「電報指示」を要請している。

へ速力三器可 (電報) 相成度」と要求されている。っている。ここでもまた処分を急いでおり、「申請中ノ者ニ対シテス八三号」) の別表には劉恩の名が見え、「厳重処分申請中」とな後の八月六日に白浜から原宛に送られた報告書 (11頁 「東憲高第場其他ノ関係上逐次抑留ノ予定ナリ」とされている。その一週問告、まだ劉恩は憲兵隊本部に移されていないが、「未抑留者ハ留置翌日に作成された「第二次抑留課者容疑者名攤」(11頁)を見て

隊にも発信されている(四八八号)(25頁)。との電報を発信している。この電報の写しは同時にハルビン憲兵官名で東安憲兵隊長宛に、「『ソ課』劉恩ハ適時特移扱トスヘシ」翌日七日、この要求に直ちに応じるかのように司令部は、司令

ればならなかった(50頁「東安憲電一六五号」)。にハルビン駅に到着するように下土官以下四名をつけて送らなけ劉元傑、股鳳様、楊吉林、劉文斗の四人を九日の午後六時三二分八日午後九時ハルビン駅着で送り出すところであり、そのあと、いた。 幹移扱だけでも、趙成忠に警髏の下土官二人をつけて八月ただこの時東安憲兵隊は逮捕者の処置でテンテコ舞いになって

建ノ上受領相成度」(以貢「東安憲電第一七三号」)。分哈爾寶着列車ニテ特移送セシム 二、哈爾寶憲兵隊ニ於テハ配て電糧を打った。「一、・・・蘇聯謙者劉恩ハ八月一一日六時三六八月一〇日午後二時五分に憲兵隊司令官とハルビン憲兵隊に宛て劉恩の「特移扱」は一一日になった。東安憲兵隊長は、前日

に引き渡されたことが報告されている。先の趙成忠、劉元傑、殷鳳楼、楊吉林、劉文斗もハルビン憲兵隊名ヲシテ特移送セシメタリ」と報告されている。その報告書には報告書 (32頁「東憲高第七六〇号」)で、「東安分隊下士官以下二本部の手に渡ったことが、八月二〇日付けの白浜から司令官宛のそして、この電報の通り、確かに劉恩の身柄がハルビン憲兵隊

た仕組みがより明確になっただろう。組織的連繋により「特移扱」がなされ、ハルビン駅まで連行されこの具体的事例から、東安憲兵隊と関東憲兵隊司令部との間の

ハルビン駅到着後は、どのように七三一部隊へ輸送されたのだよ「特移扱」の仕組み―ハルビンから平房へ

ろうか。

一部隊ニ送致サレル囚人ノ護送」であった。連絡があるとハルビ「部隊ニ送致サレル囚人ノ護送」であった。連絡があるとハルビの任務は、「部隊勤務員ニ対スル憲兵業務」と「哈爾濱カラ第七三で右手にある憲兵室に詰めていたが、憲兵班には三人いた。彼らて証言している。倉員は通常、部隊第一棟本部の玄関を入ってすハバロフスク裁判の証人として法廷に立ち、特移扱の護送につい九四〇年三月以降一年間部隊付憲兵班に勤務していたが、やはり部隊にきる。

度イ。 (問)。此等ノ人物ラ第七三一部隊二送教スル手続う話シテ賞イ

シテ行ワレテイマシタ。 人員受領二来ル様通知シテイマシタ。此ノ通知ハ、田坂曹長二対(答)。先ズ、憲兵隊本部カラ吾々二電話ヲカケテ参リマシテ、

テイマシタ。他ノ都市ノ憲兵隊員カラ第七三一部隊向ケ移送用ノ人員ヲ受領シ分遺所ニ立寄リ、駅結メノ憲兵長立会ノ下ニ、林口、佳木斯等ノ吾々ハ特別ノ講送車ニ便乗シテ哈爾濱駅ニ向イ、其処デ駅ノ憲兵合、三人デアリマシタ。田坂曹長カラ吾々ニ指示ガ有リマシテ、私以外は、第七三一部隊憲兵班ニハモウニ人居リマシテ、都

(問)。被検挙者ノ部隊送致ハー昼夜間ノ中何時行ワレタカ?

スル為二寄越シテ来マシタ。」(33) 話ヲカケ、ソレカラ此ノ当直ガ誰カヲ、此等ノ囚人ヲ監獄ニ護法ニ立寄リ、衛兵ニ連絡ヲトリマスト、衛兵へ構内監獄ノ当直二電イ、其処デ、吾々ハ、表門ノ所デ自動車ヲ止メ、一人ダケ衛兵所領シテカラ護送車ニ乗セテ、第七三一部隊ニ引渡ス為平房駅ニ向(答)。主トシテ夜間デアリマシタ。吾々ハ、此等ノ囚人ヲ受

に収容され、そこに引き取りにいったことをこう書いている。ビン特務機関、ハルビン憲兵隊本部、あるいは日本簡単館地下室に』の中で、ハルビンに着いた中国人たちが、憲兵隊分室、ハル部隊第三部の運輸班員越定男だった。越は著書『日の丸は紅い泪部隊から受闌に行くこの「特別の譲送車」を運転していたのが、本資料の劉恩や劉元傑たちがハルビン駅に送られたこの時期、

「マルタの受領場所は三、四カ所あった。ハルピン駅の端にあ

関の建物なのだからだ。といえば、戦争中といえども、日本外交の妻立関ともいうべき機に、私はかなりのショックを受けた。なぜなら、仮りにも領事館館なのだ。そして、その地下室がマルタのたまり揚であったこと二階建て建物の地下室であった。そこはなんとハルピン日本領事る意兵隊分室、ハルピン特務機関、ハルピン憲兵隊本部とそして

あきらめたように眼に力がなく、動作ものろのろとしていた」(3)ることは知っていた。マルタの多くは、すでに暗い運命を予測し、殴られたアザや傷がある者もいた。 私も残酷な拷問がなされていられてごろごろしていた。なかには、明らかに拷問の跡を示す、畳を敷いた広い部屋に、坊主刈りにされたマルタが手経をかけ

幸館地下室に収容されていたのであろう。第七棟・第八棟完成後者は、ハルビン特務機関、ハルビン憲兵隊本部、あるいは日本領八年一月の「特移扱」の通牒により実際に平房に連行されてきたは収容されていなかった。」(4) と証言している。したがって、三八両棟の工事はまだ完了していなかったので、実験に使われる人になっていた。」と供述し、萩原が帰郷する三九年一月には「七・は大きな講堂のように全然仕切りがなかった。第七・八棟は、第は入口と奥が区切られていくつかの部屋ができているだけで、間限後、中国の戦犯管理所で七棟・八棟の図面を描いた萩原栄夫

問室が残り、壁には拷問機具が残っていたのを確認している。松村は旅館になっていた旧目本領事館の地下室を調査したが、拷て使用されたものと考えられる。一九九一年八月に筆者の近藤とも、これらのハルビン市内の機関は一時的に収容される施設とし

いつでも取り替えることができるようになっていた。これが七三ックにただシートがかけてあるようにみえ、ナンバープレートは、ルロイド製の『窓』が纏いつけてあり、外からみると普通のトラの鉄板の上に国防色のシートを被せていた。また、シートにはセの部分が、四方を鉄板で覆ってある特別仕立てのものであり、こトンもする大きな車であった。この車は、トラックでいえば荷台ーターズ社製の、ダッデブラザースという左ハンドルで、四・五特別車は二台あり、二台とも一九三二年型アメリカ・ゼネラルモらえには定男は、ハルビンから平房までの護送車がどんなしつ

かった。床板の上には畳が敷いてあった。をとるしくみになっていたが、性能が悪く、近距離では暖まらなるようになっていた。排気暖房で、鉄板の上に張った床板から暖明りがつくようになっており、また運転台からは内部がのぞかれ鉄板の箱の中は、ふだんは真っ晴で、運転台のスイッチーつで

一部隊傳養の偽装であった。

いた。」(引)また、長距離輸送を考えて、この車の後部にはトイレがついて

平房の部隊到着後は、構内監獄を担当している特別班の手で、

といえるものである。 みて、まさに憲兵隊を中心に組織的になされた残虐と狂気の記録ちのわずかの記録にすぎないが、こうした「特移扱」の実態から番号で扱われ、「マルタ」一本二本と数えられた。本資料はそのう凍傷実験の吉村班が担当していた。連行された者は名前を失い、は部隊の機務部が管理し、実験など研究上での具体的な処遇は、口号棟の中庭にある第七棟、第八棟に監禁された。事務上の処理

三「特移扱」を実施した「満州国」の憲兵体制

1「厳重処分」から「特移扱」への転換

であった。れた暫行懲治叛徒法と暫行懲治盗匪法が、憲兵の活動の法的根拠だったのだろうか。満州国建国とともに、一九三二年九月公布さでは、「特移扱」を実行した満州の憲兵体制とはどのようなもの

ルコトヲ得」(第七条) と定めている。

陣格義シ得ルノ外、該軍隊ノ司令官ノ其ノ裁量ニ依リ之ヲ措置ス治盗匪法は、「軍隊部隊ヲ為ス盗匯を鞠討粛清スルニ当リテハ臨者へ無期徒刑、又ハ十年以上ノ有期徒刑」とあり、また、暫行懲導者ハ死刑、又八無期徒刑 三、謀黜ニ参加シ結社ニ加入シタル区別ニ従ツテ之ヲ処断ス 一、首魁ハ死刑 二、役員其ノ他ノ指衛殆者クハ衰退セシムル目的ヲ以テ結社ヲ組織シタル者ハ、左ノ暫行懲治叛徒法は、第一条に「国憲ヲ紊乱が囚家存立ノ基礎ヲ

が、憲兵の判断の恣意性は非常に強かった。もちろん司令官の許可を求めなければ勝手に処断はできなかった殺」は、裁判を経ないで処刑する「厳重処分」と同じことである。使できるということで、大きな権限を持ったのである。「臨陣格作戦地の軍令憲兵はこの軍司令官に直謀する立場で警察権を行

下していた。」(は)がって盗匪の処刑に関しては、委員会で十分な審理の後、審判をに付する者、また、釈放して帰郷させる者などを決定する。したる者は巡用し、罪状が重い凶懸犯で厳重処分(暫行懲治盗匪法)る」警務裁削委員会を主宰した。「罪状審理の結果、逆用の価値あ機関で逮捕した匪賊やその他の犯人の罪状を審理する機関であ己を強関であ日本の憲兵隊の長は、「領事館警察、関東局警察、満州国警察、鉄道警察の長は、「師郎」を補らえるのに全力を上げた。すなわち、各地の連繋し、「匪賊」を捕らえるのに全力を上げた。すなわち、各地のこうした法的根拠の上で日本の憲兵隊は、関連諸機関と緊密に

今憲兵としての軍内部での警察業務よりも対敵的な防護業務のほってはソ連側と紛争をくり返した。こうした地域での憲兵は、軍日本側の国境警備隊が恣意的に設定した国境線を、侵犯したといの虎頭から興凱湖、図們にかけての地域は国境線が特に曖昧で、ばソ連の国境警備隊などと小競りあいをくり返していた。東安省東軍は不明瞭な国境線で、陣地構築などをきっかけにしてしばし満州国の成立後、ソ連・外蒙古と国境を接することになり、関

ぼを行うことだった。 通信検閲(内窓に付べラで封筒をこじあけて中身を検閲する)な 器機関の実態や戦時能力が漏洩、露見するのを隠蔽するために、行なうことで、消極防諜というのは、身分を隠し、国の公共団体、実施してスパイの偵察や本資料の記述にもある「偵諜」や検挙を係とに分けられていた。積極防諜というのは能動的に防諜行為を 防諜業務の担当は、憲兵隊の特高係で、積極防諜係と消極防

一、建国理念の浸透とその推進、協和会運動の側面的提助、反ものがあった。それは具体的には、以下のようなものであった。特に関東憲兵隊ならではの任務に、「対戦時特別対策」という

- 満抗日分子の摘発と特異分子の選別対策
- 民族固有の習俗調査二、複合民族相互関の反目、離間対策と相互利用。利害関係と
- る。主として満州国政府において実施するものを側面的に援助す三、各種補助金政策、軍納堪珠および野菜の供出督励と褒賞処
- 四、反流抗日的供出忌避者の動向査験
- 各種反響調査五、国兵法および国民勤労奉公隊員の助向、労務者供出による

大、国民党、中共の対満進入対策」(4)

憲兵隊司令官など指揮系統が複雑に幾重にも重なっているところまで逸脱することもあったが、陸軍大臣と司法大臣、軍司令官、この絶大な権限を持った憲兵が、往々にして普通警察の領域に

る。 (は) から、他から拘束したり咎めたりすることは困難だったといわれ

「匪賊」が現れた回教は大五四七回にのぼり、延々一八万六〇七元匪賊」が現れた回教は大五四七回にのぼり、延々一八万六〇七紀だった。『満州国警録史』の統計表によれば、この一九三九年に之が為国内治安は全面的確立に至らざるに・・・」(4)という状質問し、日・満軍警不断の討伐にも拘わらず治安撹乱に狂奔し、等の地域の外、熱河省、浜江省等の広大なる地域に亘り遊撃戦をない、北區大四○○、改治道、問島地方に、土匪及政治匪は之は、二里六四○○、改治匯二一○○、共應大五○○)にして、共武日連軍にたいしても「討伐」を行なっていた。関東憲兵隊司令日本軍は一九三六年四月以来、「三力年治安粛正計画」をすすめ、

る必要があろう。 ら七三一部隊送りの「特移扱」〈と転換されたことに特に注目すここで、日中戦争勃発を契機としてそれまでの「厳重処分」か

次のように書いている。 前出の吉房虎雄は、戦後戦犯管理所で特移扱への転換について、

面上、禁止しなければならなかった。 抗日烈士の抗争によって、この『厳重処分』も、一九三七年、表惨殺する事が公然とゆるされていた。だが、後から後へとつづく処分』といって、現地部隊の判断一つで中国人民を、勝手気儘に「九・一八 以後、日本帝国主義は、東北(満州)では『厳重 ることであった。単に、無制限に、中国人民を細菌培養の生体材料として手に入れかわる中国人民虐殺計画が進められていた。それは、なるべく簡次郎、部員松浦克己らのあいだで秘密埋に、この『厳重処分』に即、睿謀山岡道武及び関東憲兵隊司令官田中静を、警務部長視朱子の後、関東軍司令官植田謙吉、睿謀長東条英機、軍医石井四

の材料としてなぶり殺しにすることであった。」(が)判をおこなわないで、憲兵隊から石井部隊に移送して、細菌実験国人民を不法に逮捕し、『重罪にあたる者』と決定したならば、裁した。その『特移扱』というのは、憲兵隊及び偽満州国警察が中一九三七年末、軍司令官は『特移扱規定』という秘密命令を出

ったのである。 換により、七三一部隊は組織的に実験材料が入手できるようになの司法制度がいかに有名無実であったかが分かるが、こうした転「特移扱」も裁判なしに処分を決めてしまうのであり、満州国

2 日中戦争勃発以降の憲兵体制

画」が作られ、満州の重化学工業化がすすめられた。一九三八年鶴者は減少傾向を示していた。一九三七年に「満州産業五カ年計動していたが、日中戦争勃発以前から、すでに華北からの入満労困窮化したいわゆる「山東苦力」などが華北から満州に大量に移北省とする者が相当多数を占めている。すでに一九二〇年代から本資料の「特移扱」の対象とされた者には、本籍を山東省や河

されはじめた。春には満州国の「北辺振興計画」が作成され、翌三九年から実施

三九年度より実施することになった。佳木斯、孫呉、黒河まで実地に視察し、計画の立案を決定、一九の継務庁長官、民政部・交通部の次長ら政府の首脳が密山や虎林、というものだった。一九三八年三月、関東軍幹部の案内で満州国の諸施設がほとんどない実情で、これらの施設を整備元実したいその駐屯地区には交通機関や道路、電信、電話、電力その他都市たもので、満州北辺国境方面に関東軍が相当増強されたものの、「北辺振興計画」とは、関東軍によって満州国政府に要請され

同時に危害を加へられたのである。」(49)で待生其他の必要施設のない北辺各地に於て身心を侵害され、力権取を受けたことは勿論であり、而も人口稀薄、気候薬冷な、労働条件の下に困苦なる緊急工事に従事せしめられ、遺憾なき労関係なき関東軍部隊の駐屯、接言すれば満州侵略の為に、劣悪な上るべく、此等の中国東北人民は自己の生活文化の向上には些も本事業に使用した労工及現地住民はかなくとも年三十万人以上に計画の経費、及資金の総合計十億円に上る大建設事業であった。当時の満州国務院総務庁主計処長古海忠之によると、「北辺振興

長は治安を強化した。斉藤は、「ノモンハン事件勃発と共に関東軍旬にノモンハン事件が勃発した。憲兵隊司令部の齊藤美夫警務部この北辺振興計画が実施されると問もなく、一九三九年五月下

衛兵、並に要地巡察等の勤務を為さしめました。」(母)と供述して行場、燃料工場、同蓄領場、火薬庫、炭礦、食糧集預場等の警備各所所等地区内要警備個所、停車場、埠頭、軍需工場、軍倉庫、飛属せしめました。各隊は補助憲兵を基幹とする警備部隊を編成し、は警務部長として此人員を各憲兵隊に概ね一乃至二ヶ中隊づゝ配さしめ、補助憲兵を命じて之れを関東憲兵隊に配属しました。私は国内非常警備を令し、各部隊より総計約三ヶ大隊の歩兵を差出は国内非常警備を合い、各部隊より総計約三ヶ大隊の歩兵を差出

受けた。この八六部隊が、後述するように憲兵の業績稼ぎから牡受けた。この八六部隊が、後述するように憲兵の業績稼ぎから牡三一部隊に派遣されて、法医学や基礎防疫学を修め、実地訓練を九四○年二月、満州医科大学に派遣され、同年五月には平房の七和四○年二月、満州医科大学に派遣され、同年五月には平房の七和国を担当する第四分隊(隊長耆原三治郎少尉)は隊員全員が一斉訴訓練を開始した。第一・第二分隊が無韓採査班であり、法医・密付き以下六分隊から編成され、部隊の本拠地を新京・寛城子東部付き以下六分隊から編成され、部隊の本拠地を新京・寛城子東部付き以下六分隊から編成され、部隊の本拠地を新京・寛城子東部付き以下六分隊から編成され、部隊の本拠地を新京・寛城子東部付き以下六分隊がら編成され、部隊の本拠地を新京・寛城子東、本党の談録、副称人六部隊を創設した。無線採査や写真、法医、鑑騰によって科学的に敵称にソ連の課報工作に対抗するために、特徴書兵隊、通称人六部平には、これのは、後継を記述される。

そう因難になり、とくに一九四〇年ごろには満州の各産業で労働たが、日中戦争が長期化するにつれ、華北での労働者募集はいっノモンハン事件のときには強制的募集、緊急募集供出を行なっ

送して、国内の自給体制を確立し、中国人を奴隷化する「国民皆改訂がなされ、満州国の労働政策は、華北からの労働力依存を軽九四一年には「労務新体制確立要綱」(九月)と「労働統制法」の北満の軍需工事で使役される中国人補虜は一万を超えていた。一本資料にも憲兵隊に捕えられた者のなかで、七三一部隊送りにな体験工人は、三九年から始まっていたが、四一年以降本格化した。働力不足を補うために補魔となった中国人を炭鉱などで使役する。労は四個年に三五万人まで急減した。労は回復したものの、その後は四四年に三五万人まで急減した。労労は四四年には五万人、受國一年には九二万人へと減少し、四二年には一〇○万人ではは、華北での募集を行なったが、華北からの労働者は四日不足の済勢して終刻な事態となった。満州労工協会が一九三八年

本営により発動され、九月に満州に七〇万の兵力を集中させた。とを定め、「関特領」と略称した。一九四一年七月「関特領」が大めていた。吉本貞一 畚誅長はそれを「関東軍特種資習」と呼ぶこ表面上のことだけで、実は着着と対ソ連戦に向けて武力準備を進させ、新たな紛争を起こさないように措置した。しかし、それは美治即は、国境線の不明瞭な地域に駐屯している部隊を少し後退くモンハンの停戦を突機に、新たに関東軍司令官となった棒津

司令部は、ソ連隷者の一斉整理を指令した。それが本資料の3頁「関特演」の通達がでた二日後に、それに呼応して関東憲兵隊

に見える指令「関憲高第六二五号」である。

備験は一個師団の兵力に相当していた。第末大独立守備隊がいた。虎頭と廟嶺の陣地を守備していた国境守団が駐屯し、国境線には第一一、一二戦車連隊と騎兵第三旅団いた。当時、虎林には関東軍の第一一師団が、斐徳には第二四師「関特領」前後、東安憲兵隊の管区内は軍隊でひしめき合って

った。 なく、偵隷も検挙も取り調べもいきおい杜撰にならざるをえなか小規模の憲兵隊では、防諜業務にとうてい手が回りきるはずも

て送りこまれていたが、両法によりさらに暴力的かっ大規模になり」は憲兵や警察により実施され、軍需工事や鉱山に労働力としは約三〇万人あった。両法が公布実施される以前から「浮浪者谷に増設された。四二年後半だけで、両法の対象となった「浮浪者」でき、四四年には、チチハル、ジャムス、鶴岡、阜新、瓊寧などら出現しはじめ、奉天、ハルビン、鞍山、本渓、撫順の五都市にひものであり、後者は政治的犯罪を犯す可能性のあるものを「子は「罪ヲ犯スノ虞アルモノ」を矯正輔導院に送り込み、武労させは「罪ヲ犯スノ虞アルモノ」を矯正輔導院に送り込み、武労させば「罪ヲ犯スノ虞アルモノ」を矯正輔導院に送り込み、武労させは「罪ヲ犯スノ虞アルモノ」を矯正輔導院に送り込み、武労させ、は四国民勤労奉公制が全面的に開始され、翌四四年には学生のも、関東軍は依然として四○万人の中国人の使役を続けた。四三十九四二年に入って関特派が終わって両進政策に転換されて

った。(3)

京供して虐殺している。京の日本憲兵隊を通じている。京の日本憲兵隊を通じてハルビンの石井部隊に送り細菌実験の用席の日本憲兵隊を通じてハルビンの石井部隊に送り細菌実験の用さらに首都警察庁は、四三年五月から四四年六月に至る間、保安できなかった二〇〇人はその後興安東省の土木工事に送られた。は陽離所に監禁した。一〇〇〇人以上が脱出に成功したが、脱出き渡し、残りのものを寛城子郊外の原っぱに建てられたペスト子を実代応じて七三一部隊の細菌実験用に供するため憲兵隊に引を実行し、約一三〇○人を逮捕し、このうち八人を選んで憲兵隊は計算事務庁四三年五月保安矯正法施行直後、首都警察庁三田正正

犯罪と採り上げることとしたのである。」(引)的とし叉は国体の否定事項流布を目的とする犯罪として、此等の異は、治安維持法では、「国体の観念を明徴にし、国体の変革を目より施行されたものである。」 それまでの實行懲治叛徒法との差以て時局下治安の維持に萬遭痛なからんことを期するの要あるに懲治盗法をも改正し、両者を統合して新に治安維持法を制定し、な図らんが為、暫行懲治叛徒法に所要の改正を加へ、併せて暫行様に稽へ最も有効適切なる方法に依り、此の確犯罪の徹底的構織、最も有効適切なる方法に依り、此の確犯罪の徹底的構織

3 東安憲兵隊の実情

いの密入国者の多い地域を管轄していたためと考えられる。パロフスクから興凱湖近く、ウスリー江を境とするソ連国境線沿だが、なかでも東安憲兵隊の特移扱いの資料が最も多いのは、ハの憲兵隊で主として一九四一年七月から九月の間に扱われたもの本部管下と北安憲兵隊本部管内で二人ずつ、いずれも満州北東部頭分遣隊で二人、半截河分遣隊で五人、そのほか佳木斯憲兵隊安譲兵隊本部の管内にある東安分隊で五人、虎林分隊で六人、虎本資料中、「特移扱」にされたことがはっきりしているのは、東

二人班と為西に分駐所が設けられていた。 林口の五力所に分隊、斐徳、半歳河、虎頭、滿道の各地に分遣隊、展拡大したもので、一九四〇年当時は東安、平陽鎮、虎林、宝清、東安憲兵隊本部は、密山臨時憲兵隊として設置されたものが発

分遣隊が増設され、管区はほぼ東安宿全域を獲っていた。に移管されて六個分隊となると同時に、密山、饒河、杏樹などに要求が出され、そのため佳木斯療兵隊から勃利分隊が東安憲兵隊の管区はできるだけ満州国の行政管区と一致させるように」との一九四一年八月、関東憲兵隊の改編時に、司令部から「憲兵隊

遠隊が鶏撃憲兵隊の隷下に入ることになった。に鵄箪憲兵隊を増設、東安の平陽鎮、林口、勃利の三つの分隊分令部はその軍事警察業務のために、東安と東軍の憲兵隊の間に新翌九月、関東軍が国境に二○軍を駐屯させると同時に憲兵隊司

この鶏箪憲兵隊の扱った特移扱の資料が『証言 人体実験』

2

の二人である。なお六人が取調べ中だった。 五月一五日迄は、一六人のうち、特移扱は呉天貴周殷平(予定)唐永金、尹文生、趙新貴の計八人であり、翌四三年一月一日から九人のうち、特移扱は王勁山、馬尚文、劉維平、王照儒、呉春福、と、一九四二年八月一日から一二月三一日までに「抑留間謀」三(同文館)の一四五頁~四八頁にある一覧表である。これによる

安省の東半分を管轄することになる。(23)以後、東安憲兵隊は三分隊と三分遺隊、密山の一、分駐所で東

一五名くらいのものだよ。」(詔) (宝名でだいたい」○人くらいの部隊だったね。東安の本部でも約を部でさたいた。それが一人ずつに馬丁が二人。憲兵権(朝鮮人の憲兵補佐)は白地に黒、憲補(中国人の憲兵補伍長が二名。憲兵は白地に赤で憲兵と書いた随章をつけていて、「分隊は、隊長のほかに庶務係長が二名、特高係の軍曹が一名、憲兵軍曹は、当地の憲兵隊の規模について現在こう語っている。陽鎖分隊(四○年一二月~四一年八月)で勤務していた長沼節二本資料の扱う時期に、東安憲兵隊本部(三九年一二月~)や平

靴店、銭湯、薬舗、木材店などは一店舗ずつのみ、ロシア領と指家は雑貨店が二二店舗と数多くある以外は肉店、皮革店、栽雑店、移住民で、他にロシア人もわずかにいた。ほとんどが農家で、商二〇〇戸、一三〇〇人、ほとんどが山東、河北、奉天方面からのば虎林分隊のあった虎林県は、一九三七年度の統計では、人口が憲兵隊の規模も小さいが、管轄する地域も僻地であった。例え

されている。 九共、人口稀薄なる当地方に於いては大都会の観あり」(3) と記かった。だが、当時の資料には、「農村落の発達せる程度のものな道を介してロシア領に輸出し、米と日用雑貨を輸入するものが多呼の間にあるため主に農産物の大豆や豆油、馬鈴薯をウスリー鉄

そのような容疑で、憲兵は彼らを偵察していたのである。その空輸の便宜供与の代替に情報を提供しているのではないか、彼らが密輸をしているのではないか、阿片でも運んでいないか、ちに絶大な権力をふるっていた。本資料に多く見られるように、このようなソ連国境の過疎地で、わずかの憲兵たちが居住民た

行許可証を持っていなければ入ることはできなかった。 外からこの国境地帯に旅行しようとする者も警察署が発給する旅移動するときには必ずそれを携帯しなければならなかった。また上の者は、警察署に届け出て居住証明書をもらわなければならず、密山県などの国境地帯法で定められた地域に居住する満一四歳以見方法として「秘標工作」なるものがあった。当時この虎林県や憲兵隊のいわゆる「防謙」活動のひとつに抗日地下工作員の発

行したものである。東安憲兵隊本部には、戦務課に「検証班」が令部時代に発案したもので、前出の齋藤美夫警務部長が決裁、実多く作成している東安憲兵隊の白濱重夫隊長と山村義雄大尉が司標工作は、他ならぬ本資料の中で特移扱の報告(申請)を最も数で施し、本物偽物の発見に利用しようというものだった。この秘「弦標工作」はこの証明書の用紙に内密に秘密の標示をインク

利用してひっきりなしに証明書の査関を行なっていたという。設置され、虎頭から牡丹江へ通じる鉄道の列車内で、この秘標を

4 憲兵の業績稼ぎとしての「特移扱」

いる。というよりあまりに苛酷な取り調べについて、次のように述べてというよりあまりに苛酷な取り調べについて、次のように述べて憲兵分隊で特高係専門で勤務していた土屋芳雄は、当時のずさん、「特移扱」にされたものも多かった。平陽鎮憲兵分隊やチチハル憲兵隊での取り調べは過酷を極め、憲兵の業績稼ぎのために

ようなやり方を偵隷培養といった。」(S)たり連絡している相手をリストアップし、一斉に弾圧する。このから、おかしいのを見つけたら、泳がせて、その対象者が接触し尽というのは、一人、二人補まえてもダメだ、ということだ。だった。『どこかにあるはずだ。捜せ。一網打尽にしろ。』 一網打なしている。どうも、それを人民職線運動などと称しているらした。といろらしい。合法部門に潜り、反満抗日をあおる非合法な活動北満省委員会のメンバーが、何らかの形でチチハル市に入り込ん「それにしても、ずさんな捜査だった、と思う。中国共産党の

るという。 ちに面白くない存在をアカ呼ばわりして葬ろうと」したこともあ土屋は 「うさんくさければ何でもよかった」という。「自分た

ある時には、土地の者ではないというだけで「隆しい」として

三〇歳くらいの中国人を縛り上げて憲兵隊に連行してきた。そし て拷問にかけ何か吐かせようとした。最初が生木のこん棒で殴る という方法。それで効果がないのが分かると両手足を麻縄で縛り、 後ろ手にして吊り下げたという。男は気絶した。二日目は焼きゴ テ。男は苦しんで叫び声をあげるが何も話すことはできない。三 日目は裸にして口や鼻に水を注ぎこむ。四日目は角材三本の上に 正座させ、男の上に乗るという「ソロバン責め」。その翌日が布団 針を指の爪と肉の間に刺すという拷問が加えられたという。話半 分に聞いても、あまりに凄まじい悲惨な取り調べの嫩様である。 そうまでしても結局のところ「『張文達、三十三歳、近くの農村か ら買い物に来ただけ』ということ以外、何の自白も得られなかっ た。班長格の軍曹は、すでに男を抗日分子としてハルビン憲兵隊 に報告していた。だが、拷問の限りを尽くしても、本拠地の所在 など肝心なことは何一つ聞き出せなかった。かといって、拷問に よって半死半生になっている男を、このまま釈放するわけにはい かなかった。」(3)

「特移扱」のシステムだったのである。う逮捕者の処分で悩む時に、憲兵にとってうってつけの仕掛けが男を連れていった。「日本刀の試し斬りに」だったという。こういところがつごう良く、満州国軍の日系軍官の中尉が訪ねてきて

ら。 とはいえひどいことをしたもんだ」と後悔しながらこう語ってい東安憲兵隊本部に勤務したことのある長沼節二は、現在「戦争 「なにしろ寒だったからね、特移扱というのは。特移扱でなく

て裁判所に送るには、証拠になるようなキチッとした闘響をとら なきゃならない。しかし、そんなものはふつうとれないんだよ。 軽い罪状じゃ仕様がないし、筋金入りのやつだったら自白する訳 がない。いい加減な証拠で送って不起訴か軽い罪で出てこられた ら元も子もない。こちらが筋金入りの敵をつくるようなもんだよ。 その点、特移扱は楽だった。司令部に報告書を送るだけで済むん だから。供述も訊問調書も要らない。それで特移扱の指令をもら って身柄をハルビンに送れば、石井部隊で確実に処分してくれる。 生きのびてまた抵抗するなんてことは絶対ないんだから。上から も奨励してたよ、特移扱は。」(5)

たしかに本資料をみても、供述調書などの類は一切ない。報告 書からは自供があったかどうかさえ分からないし、現行犯逮捕の ケースもない。あるいは意兵隊のデッチ上げの報告ではないかと 推測される書面ばかりなのである。じじつ、木増し報告や業績稼 ぎは実際にやっていた。関東憲兵隊司令官の副官にまでなった吉 房虎雄自身が、汝のように書いている。

「一九四一年八月、新たに、関東憲兵隊司令部第三課長として 着任した吉房中佐は、大佐に進級するのに差しつかえては困ると、 一生懸命『成績をあげる』ことを考えていたが、石井部隊見学を 機に、『特移扱』を増加するにかぎると思いついたのである。そし て、それに都合のよい『国境防謀』や、無線探査などを強化する 命令を出して、各憲兵隊を督励したばかりでなく 賞金や賞状を 出すなど、いろいろ方法をつくして特移扱を増加するよう要求し 吉房が主任として出した命令にたいし、隷下の憲兵隊長は、餌

を求めていた豹のように食いついてきた。憲兵は血まなこになっ た。そして『功績』をあげて、『賞状』や『賞金』をもらい、『進 後』つ『米精』つれ。」

「一九四〇年、佳木斯憲兵隊長であった橘武夫中佐(前出のハ バロフスク証人)は、他人よりも早く大佐になる、しつかりした 土台をここで作らればならぬと考えていた。自分の利益にかけて はあくまで目さきの利く彼は、この地区が、従来から救国活動の **摂処地であることを種に一芝居打とうと考えた。彼は新京で分隊** 長をしていたころ宗教関係、とくに『在家裡(信仰中心に集まっ ている秘密結社)』を深く研究していたので、これから手をつけれ ば相当数の人を反流抗日分子としてデッチ上げに成功すると考え、 特務に命じてこの方面の関係者として数十名のブラックリストを 作ることができた。

そこで、彼は、一挙にこの数十名の平和な人民を逮捕して、あ らゆる拷問を加えて見たが、元より無実のことだから彼が欲する ような結果が出るはずはなかった。そこで彼は、はじめから胸の 奥に計画していた憲兵の奥の手、『特移扱』を持ち出して、十数名 を石井部隊に送った。このいわゆる『優秀な成果』が物を言って、 彼は憲兵隊司令部の課長や大佐になる基礎を作った。」(%)

前述した関東憲兵隊特設憲兵隊、通称八六部隊が引き起こした

一九四一年の牡丹江事件も、憲兵の業績稼ぎの結果であった。こ の時、張文書らとともに逮捕された夫の朱子盈が七三一部隊の機 性になったとして現在、敬蘭芝が日本政府に謝罪と賠償を求めて 5 10°

八六部隊は、第一回の研修生を送りだすと、各憲兵隊から優秀 な意兵を指名で引き抜いて三年間の教育を実施していたが、これ が、各憲兵隊長の反應を買ったという。「各憲兵隊長の合同会議の 席上、『八六部隊は三年間教育するといっていたが、一体どんな成 果を挙げたのだ』と、八六部隊長山村大佐が一斉に吊し上げられ た。関東憲兵隊の全予算の半額をつぎ込み、目下教育中です、で はとおらない。相手が納得しなかったのだ。山村大佐は八六部隊 の真価を問われ、涙をのんで帰ってきた。これでは何か一つ早急 に成果を挙げなければ、部隊が解散させられてしまう。そこでソ 連諜者の最も多いと思われる牡丹江地区で、数首を兼ねて、何と か無線談者を挙げようということになった。」(B)

電波採知機で容疑電波を識別する演習をした上で、一九四一年 五月七日、新京を出発、牡丹江に到着すると見地憲兵隊の指揮下 に入って保査活動を開始した。

「牡丹江市内において容疑電波を探査した結果、まず一ヶ月の 間に、金曜日の午前二時が発信時刻であることが判明したが、も う一歩のところで交信が停止し、相手の故障か、探査班の行動を 察知されたかを検討したが、古屋軍曹は諫者側無線の故障と判断 して時期を待った。約一ヶ月後、再び怪電波は発信を再開した。

同じ符号で同じ周波数である。ここにおいて満を持していた探査 班の活動によって、昭和一六年七月二十五日、ソ連無線謙者張文 菩(当時三七歳)以下七名が検挙された。」(∞)ハバロフスク裁判 の記録には、特移扱された犠牲者としてこの時検挙された朱子盈 の名前が論告中に見える。これらの人たちはかろうじて名前をと どめているが、憲兵の業績稼ぎの犠牲になった「特移扱」の無名 の人は多数いるのである。

四 日本敗戦による七三一部隊の破壊と憲兵隊の崩壊

一九四五年一月、陸軍中央は、細菌戦の戦略的実施を中止する ことを決定した。一九四四年にはすでに日本軍は太平洋の制海権 と制空権を完全に奪われ、南太平洋の拠点を次々に失っていたの で、大規模な細菌戦の実施は不可能になっていた。しかし箇州で はなお対ソ戦で細菌を使用する計画を捨てず、ソ連の対日参戦が 確実になった四五年二月以降も関東軍と七三一部隊はペスト菌培 養用のネズミ類(ハタリス)を収集し、また増殖もした。(□) 七 三一部隊は平房から南流州の通化に移転してここを防備操とする よう計画し、四五年五月以降、七三一部隊の所持していた重要書 類の一部を通化(および朝鮮北部の江界)に疎開した。

一九四五年八月九日午前〇時、ソ連が対日参戦し、ソ連軍がソ 満国境を南下すると、関東軍指令官山田乙三は七三一部隊の施設 の破壊、秘密書類の焼却、細菌・蚤・標本および器具・機械の焼 却、特設監獄(第七棟、第八棟)のなかの「マルタ」の殺害・焼却 などの証拠湮滅を命令し、それはただちに実行された。九日午後 には収容されていた四〇〇人余のマルタの焼却がはじまり、その 灰をカマスに詰め込みハルビン市内を流れる松花江に拾てた。

(2) 口号棟の内部の破壊が一二日昼すぎに終わると、同日夕方か ら口号棟の建物を破壊しはじめた。最初は堅固な建物のため破壊 されず、一三日と一四日にヘルビン駐屯の独立混成一三一旅団の 石原工兵大隊が、七三一部隊の建物すべてを破壊した。安達の野 外実験場も一四日には破壊しおわった。(3) 一七〇〇人の部隊 員と家族、さらに物資を優先的に日本まで運ぶために満鉄を運行 させた。一〇日には部隊の引っ込み線に三三輌の列車が入り、第 一陣が撤退しはじめ、最後の列車が一四日午後七時にでるまで、 次々に人と物質を運んだ。彼らは朝鮮半島を南下し、八月下旬に は仙崎港などに到着した。このように七三一部隊は秘密部隊であ るが故に最優先されて、最も迅速に日本まで撤退したのである。

七三一部隊の破壊は、大量のペスト感染ネズミが逃げだしたこ とにより、七三一部隊の周辺の村にペストを流行させた。破壊後、 近くの村では突然大量のネズミ類が出現し、中国東北では見られ ない白鼠も現れた。翌四六年六月から九月までに部隊周辺の後二

石井四郎は部隊解散のさい、「部隊の秘密は蓋場までもっていけ、 戦後、公職につくな、隊員相互に連絡をとるな」と命令したと旧

隊員たちは証言している。このことは戦後長いあいだ旧部隊員た

ちが七三一部隊について日を開かなかった一つの原因となった。

道溝、義発源、大東井子でペストが発生し、死亡者は計一二一人 を数えたのである。(は)

最後に、一九四五年八月終戦を迎える時期に東安憲兵隊がどの ような末路をたどったかをみておこう。一九四五年八月、関東憲 兵隊司令部は全満の憲兵隊長会議を召集し、席上大木繁司令官は 東安憲兵隊に以下の指令を出した。

- 一、関東軍の作戦配備の変更によって八月一日以降東安憲兵隊 を解消、主力一〇〇余名は関東軍第二特別警備隊司令部の指揮下 に伝入する。
- 二、現在監禁中の人員、偵察中の事件は全て東安特務機関に移
- 三、主力以外の憲兵は第一方面軍に配属、軍事警察の業務と司
- 令部からの臨時任務につく。
- 四、所管する文書、物品は牡丹江憲兵隊本部に移管して保存す NO.

以上の命令に従って監禁していた人員と偵察中の事件を特務 機関に移し、八月八日、東安憲兵隊の主力とハルビン特務機関東 安支部などは第二特別警備隊第四大隊に編入、鄭寧、東安、饒河 から五個中隊が第一方面軍に統合されたが、最後は、八月一五日 の日本降伏を知り、吉林方向に分散して逃走、移動しているとこ ろを途中で武装解除され、投降したのである。

(1) 部隊は一九三六年に関東軍防疫部として創設され、四〇

関東軍防疫給水部と改称され、四一年八月から秘匿名とし

三一部隊」が使われるようになったが、本稿ではその総べ 「七三一部隊」という名称を使用する。

- 2) 斉藤義雄(美夫)自筆供述書、一九五四年八月二〇日、 △・中央档案館(一) | 一九 | 二、二〇、一、第五号。中央档 館・中国第二歴史档案館・吉林省社会科学院合編『日本帝国主 松侵華档案資料遵編ら 細菌戦与毒気戦』中華書局、一九八九年、 九四頁。新井利男・藤原彰編『侵略の証言』岩波書店、一九九九 年、二四八頁。江田憲治・児嶋俊郎・松村高夫編訳『証言 人体 実験~731部隊とその周辺』同文館、一九九一年、一二一~二 11kg°
- (3) 背簾河の防疫班からの中国人の脱走については、劉海濤 「満州の状況に関する報告」(一九三六年一月)が報告しているが、 その報告内容は、前掲『証言 人体実験』の松村高夫「解説」二 八三~八四頁に引用されている。
- (4) 「陸軍密大日記」のなかの「在満兵備充実二関スル意見」 (常石敬一『七三一部隊-生物兵器犯罪の真実』講談社、一九九五
- 年、三六页)。 (5) 平房の囲い込みについては、関成和著、松村高夫・江田 憲治・江田いづみ編訳『七三一部隊がやってきた村~平房の社会
- に平房に到着した第一次建設班二〇人のうちの一人であるが、戦

史』(こうち書房、二〇〇〇年) 三五~五三頁による。

(o) 特設監獄の建設に従事した萩原英夫は、一九三八年一月

後撫順戦犯管理所で描いた口号棟と特設監獄の図面三枚を残して いる。その三枚目が「第七棟・第八棟(生体実験所)の内部構造」 である(萩原英夫自筆供述書、前掲『証言 人体実験』五二)五 四頁、および、松村高夫編『論争・七三一部隊』晩聲社、一九九 五年、八~一〇頁)。

- (7) 川島清の尋問 (一九四九年一二月二五日)、『細菌戦用兵 器ノ準備及ビ使用ノ糜デ起訴サレタ元日本軍軍人ノ事件二関スル 公判書類』(外国語図書出版所、一九五〇年)(以下、『公判書類』 と略す)三〇三頁。中文版『前日本陸軍軍人因準備和使用細菌武 器被控案 審判材料』(以下、『審判材料』と略す)二六五頁。
- (8) 川島清の尋問(一九四九年一二月二五日)、『公判書類』二 九四~九五頁:『審判材料』二五八~五九頁。安建の略図は、小林 英夫・児鳴後郎編『七三一細菌戦部隊・中国新資料』不二出版、 一九九五年)二二〇頁に掲載されている。
- (3) 川島清の尋問 (一九四九年一二月二五日)、『公判書類』 二九八頁:『審判材料』二六一頁、および、柄沢十三夫の尋問(一 九四九年一二月二六日)、『公判書類』三一九頁:『審判材料』二七
- (2) 大連衛生研究所は、正式には南満州鉄道株式会社衛生研究 所として一九二五年に設立されたが、一九三八年満鉄付属地行政 権の満州国移管に伴い、七三一部隊に所属するようになった。
- (=)一〇〇部隊については、松村高夫・解学詩他著『戦争と疫 病-七三一部隊のもたらしたもの』本の友社、一九九七年:中文版

- (2) 前掲『証言 人体実験』一三五頁。
- (2) 『公判書類』四七四頁:『審判材料』三九二頁。
- (5) 前掲『証言 人体実験』 | 二四~二五頁:前掲『細菌戦 与毒気戦』九六~九七頁。
 - (%) 前掲『侵略の証言』二四八頁。
 - (2) 『公計書暦』ニニー~二七頁:『審判材故』 | ナナ~八三 MK.
 - (8) 『公判書類』ニニセ~三一頁:『審判材料』 | 八三~八七 /mt o
 - (3) 加藤豐隆『満州国警察小史(第二編)』元在外公務員援護 会、1974年、一四頁。
 - (23) 島村喬『三〇〇〇人の生体実験』原書房、一九八一年(第 二版)、五六頁。なお、緑陰学院は緑園学院の誤りである。これは、 陸軍中野学校に範をとり一九四四年三月に保安局が開設したスパ イ養成機関である(永富直明手記『保安局』一九四四年)。
 - (33) 前掲『三光』一六四、一六五頁。
 - (3) 江先光『千人の戦鬼』騫文社、一九八四年、六九頁。
 - (% 前掲『三〇〇〇人の生体実験』五七頁。
 - (S) 前掲『証言 人体実験』 | 二八、 | 三一、 | 三二、 | 三二 七、一三八、一六二頁。
 - (35) 神吉晴夫編『三光 日本人の中国における戦争犯罪の告 白』光文社、一九五七年、三三頁。

- 解学詩・松村高天等著『戦争与悪疫~七三一部隊罪行考』北京・ 人民出版社、一九九八年の第二章「関東軍軍馬防疫廠-一〇〇部隊 像の再構成」(江田いづみ)が詳しい。
- (21) 新京・農安のペスト流行については、前掲『戦争と疫病』 の第三章「新京ペスト謀略-一九四〇年」(解学詩)が詳しい。『高 橋正彦ペスト菌論文集』(一九四二年)も参照した。
- (2) 常徳への細菌攻撃については、前掲『戦争と疫病』の第 五章「湖南常徳細菌作戦-一九四一年」(松村高夫)が詳しい。
- (12) 吉見義明・伊香俊哉『七三一部隊と天皇・陸軍中央』岩 液善店、一九九五年、三〇頁。
- (5) 人体実験による犠牲者は、川島清の証言によれば、一九四 ○年から四五年までの期間だけで三千人である。
 - (2) 『公判書類』二二一頁:『審判材料』一七七、一九一頁。
 - (5) 前掲『侵略の証言』二三二頁。
 - (2) 前掲『証言 人体実験』一四三頁。
 - (B) 『公判書類』二一五頁:『審判材料』 | 大七~一七四頁。
- (2) 旧ソ連 KGB 保管資料、橋武夫尋問調書、一九四九年一二 millimº
- (2) 『公判書類』四六九~七○頁:『審判材料』三八八~八九
- (2) 朝日新聞山形文局『聞き書き ある憲兵の記録』朝日新 開社、一九八五年、一一四頁。
 - (2) 『公判書類』四七二~七三頁:『審判材料』三九一頁。

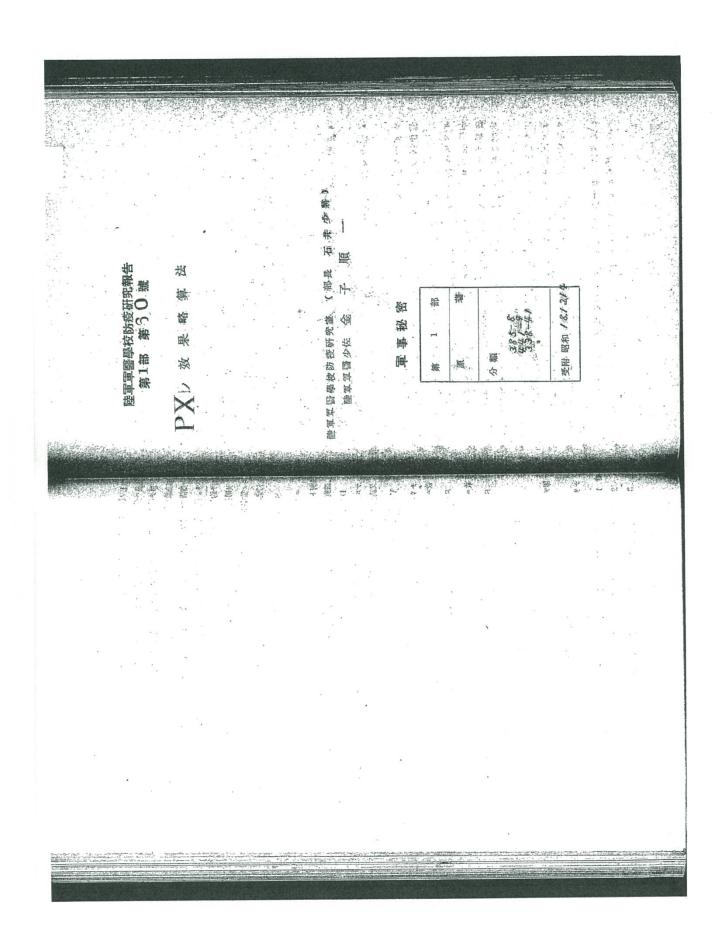
- (%) 『公判書類』四七八頁:『審判材料』三九五頁。
- (33) 越定男『日の丸は紅い泪に』教育史料出版会、一九八三年、 三二/二三四百0
- (4) 前掲『証言 人体実験』三一~三五頁。
- (4) 前掲『日の丸は紅い泪に』三四~三五頁。
- (4) 全国憲友会連合会編纂委員会編『日本憲兵外史』全国憲友 会連合会本部、一九八〇年、二八一~八二頁。
- (4) 前掲『聞き書き ある憲兵の記録』六〇頁。
- (4) 全国憲友会連合会編纂委員会編『日本憲兵正史』全国憲友 会連合会本部、一九八〇年、二九頁。
- (4) 関東憲兵隊司令部編『在満日系共産主義運動』一九四四年、 三九頁。
- (4) 満州国治安部『満州国警察史』、一九四二年、五三〇頁。
- (4) 前掲『三光』二九~三○頁。本資料の李厚彬(二一○頁) や矯吉明 (二八七頁) たちが「特移扱」にされた一九四一年八月、 それらの指令書の右の課長の欄に吉房の認印が見える。
- (4) 古海忠之 自筆供述書、一九五四年六月九日、前掲『侵略 の証言』一四三頁。
- (4) 前掲斉藤美夫 自筆供述書、前掲『侵略の証言』二四五頁。
- (3) 解学詩・松村高夫編著『満鉄労働史の研究』日本経済評論 社、二〇〇一年、第二章「満州国・満鉄・強制労働」(解学詩)
- (引) 前掲『在満日系共産主義運動』八〇四~〇五頁。
- (23) 傅大中『偽満史業書 関東憲兵隊』吉林教育出版社、一九

九〇年、三五五頁。

- (23) 長沼節二へのインタビュー、二〇〇〇年六月六日。
- (B) 『舊州国地名大辞典』第三版、一九四一年、二二八頁。
- (3) 前掲『聞き書き ある寒兵の記録』七七頁。
- (33) 同上、六九頁。
- (な) 長沼節二へのインタビュー、二〇〇〇年六月六日。
 - (33) 結構『三光』三〇~三一頁。
 - (B) 前掲『日本憲兵正史』七八七頁。
 - (3) 同上、七八八頁。
 - (は) 前掲『戦争と疾病』の第七章「東北ペスト大流行-一九四六 ~四八年」(郭洪茂)三二四~三一頁。
 - (2) 一九四三年以来七三一部隊教育部に配属されていた構塑後 美の証言によると、八月九日午後には第七棟、第八棟に収容され ていた「マルタ」の焼却の異臭が漂い始めた(滞端俊美『平房燃 ゆ』一二九~六八頁)。他に教育部の篠原鶴男、大竹廉二が「マル **夕」の「処理」について証言している(七三一部隊研究会編『神** 廣戦部隊』晚聲社、一九九六年、九三、一一四頁)。また、越定男 は、灰をかますに詰めて松花江へ投棄したことを記述している(前 掲『日の丸は紅い泪に』一五七~六二頁)。
 - (B) 前掲『証言 人体実験』 | 九五~九六頁。
 - (は) 前掲『戦争と疫病』の第七章前掲「東北ペスト大流行」三 川川一川力區。



压髒配本資料图



_ _ _ _ _ _ ※・ナーンは、カーン・ロドンはないなメーン(a+A)・ロ・ロ・ロ・カンボトメアセ・ス・ム・温泉>0・0.5~1・コ・キャイナション数がく物語が設める。曾田田田田田 10 の場に衝影は影路とはガモノトンヌ名。ノ数ラ用モア。 中名,12一次題號「監察ステ西外因人員少D中名福かるア。 2) する形に関シアが、以上呼ばのはスケットックが、直接及 出入地へを発くしたが、一、強は、一を発し、一切になったと、 ル門監察間えるかり報こる施少報甲為上門衛知思·海馬砂) RDマールテロA / 国際日間スト四子が作用ストデフラッ 次,野線/便向上三次端倉上間線又万四年/編》日·劉治 のナケ、0°Dノ大トナル等へBprノルタイ誌ヲ拉数スアノ 後ック政ニテクA及D-1-小同の因子文含ム可能能ガア 然とBDIガイキケン、OoDがかかクシップを強盗は一部 火、於、子語はガロアレアン経ア部門の西國トステ河即 30 田子。 1個十四一次問題以母題 =0=0, A=0,05岁回位/最少值デアル。 治人生華の新西ナランメアカメバノ野節国籍 はいいにはいる。 中心一只然在以CB-BDx>アボンボン 第4、松弘時間報 つーゴン和ン国教ン領田 高ない。

4 4				- 12		11 7	
£'Q 4	.0 व.व. इ. इ. व	TSE	отге	2.4	T.S.T.'0		T N 8 T
Τ'6	9 G 4'T	# 6 T	8 2 0 0	0 T-C	9 T	排 器	T T'9T
6 '	Light	8.8.	0.9 TT	FOT	0.8	33 · 13	TETOS W
8,44	6 9 T T	9.8	0 9 0 6	6 I S.	0.8	豐工場	FOTST
0.8 0.8	0,09°g ₹g	оогт	* \$ T \$	is I	ρτόο	東大沙型	7. 8.8 I
6 9 4	000681	0 0 9 T	409	8	9000	数 。 新	T 2 '0 '₹
d e o	H .	य व प्र	* =	·表 -	- Ba ka	談 目	w
1.3	ur ig Bo	TOT	新	华	X. d.	164	超 近

强星 湖北 胶 湖 引 引 39.

秀 一

特別講演

731部隊の戦後と医の倫理

青木 冨貴子氏(作家・ニューヨーク在住) 「731 石井四郎と細菌戦部隊の闇を暴く」 (2005 年新潮社刊) 執筆者

お話の柱

1. 執筆の動機

『731: 石井四郎と細菌戦部隊の闇を暴く』(新潮社 2005 年・文庫 2008 年)の調査、取材に取りかかったのが 2000 年春。このテーマを選んだのは石井四郎はじめ主要な任務についていた軍医たちが、戦後、米軍と取引をして戦犯として誰一人、裁判にかけられなかった事実に興味をもったからであった。一体、彼らにとって医者の倫理とは何だったのか。当時はまだ部隊員が生存していたため、私は石井四郎が残した「終戦メモ」二冊を発見することができた。

2. 追跡取材

サンフランシスコに住むジョン・パウエルを訪ねる。情報公開法によって、米国が手にいれた 731 部隊の研究リポートを発掘したアメリカ人ジャーナリスト。数 10 年におよぶ彼の執拗な研究がなかったら、731 部隊が実際にどんな実験をしたか、すべて闇に葬られてしまった。次に、中国人犠牲者が日本政府を訴えた「細菌戦裁判」で証言した 731 部隊の元隊員の篠塚良雄を千葉県に訪ねる。篠塚は少年隊の一員として満州・平房にあった部隊本部へ送られた。戦後、部隊員は貝のように口をつぐみ一言も発言しなかったが、唯一、証言をしたのは少年隊の篠塚のみであった。

3. 石井部隊

石井四郎は成田空港にちかい千葉県加茂の出身。金沢の旧制第四高等学校を経て、京都帝国大学医学部を卒業後、陸軍軍医学校へ進み、陸軍から京都帝国大学大学院へ送られた。目的は「細菌学、血清学、予防医学、病理のための研究」。当時、京大総長は荒木寅三郎。進取の気風に富む京都帝国大学の柱であり、その開明的な思想は医学生のあいだに絶大な尊敬と信頼を集めた。石井は荒木総長の娘、清子と結婚。濾水機の開発をすすめる。

1936 年、東郷部隊の発足。ハルピンの平房に「内地でできないことを行うため」一大施設をつくる。中央にあった堅固な三階建ての白亜の建物が「細菌製造工場」。7号棟と8号棟は通称「ロ号棟」と呼ばれ、人体実験が行われていた。1938 年に、この研究施設が完成に近づくと京都帝大医学部から若い研究者が軍属の技師として派遣された。

4. 戦後、米軍との取引

石井部隊の足取りは「1945-8-16 終戦当時メモ」に記録されている。石井は平房の撤退を前にして「731部隊の秘密はどこまでも守り通してもらいたい」と大声で言い放った。軍医は

爆撃機で東京へ戻り、資材やデータ、濾水機も国内へ持ち込んだ。マッカーサー上陸後、米細菌戦基地からマレー・サンダース医師が送られ内藤良一(のちに「ミドリ十字」を設立)が迎える。翌年にはキャンプ・デトリックからアーヴォ・トンプソン獣医中佐が来日。それまで行方をくらましていた石井に尋問するが、人体実験を含む細菌戦兵器の開発などの情報は引き出せなかった。

5. 戦後、ソ連の追求

米軍の追求をうまく逃れたと思っていた石井の前に、1947年1月、ソ連が石井を含む3名の医師の身柄引き渡しを要求してきた。ソ連は731部隊が人体実験で多くの人間を殺害していたという、それまで米国が掴めなかった事実を探り出し3人の尋問を要求。その情報はソ連に抑留された石井部隊の軍医からもたらされた。「医師の良心としてすべてをお話します」と語ったのは柄沢十三夫。軍医のなかでたったひとりだけ、良心の呵責に訴える医師がいた。

6. 軍医たちのその後

戦後、元軍医は公職追放によって大学や病院へ就職できなかったため、内藤良一や増田知貞(石井の右腕)のように開業したものもあった。技師として平房へ送られた医師たちは戦後、日本医学会で要職につくものが多かった。湊正男は京都大学、凍傷の吉村寿人は京大府立医大など。ほかに、国立予防衛生研究所、製薬会社にも名前を連ねている。1950年、「日本ブラッドバンク」が誕生。元731部隊の内藤良一、二木秀夫、さらに、日本特殊工業の宮本光一の3名が役員になり、「ミドリ十字」誕生後には北野政次(731部隊の二代目部隊長)や元軍医や元職員が職をえた。

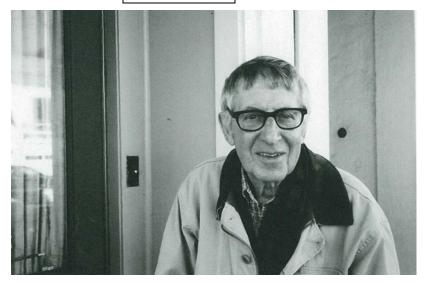
7. 現在の生物戦

2001年の炭疽菌事件は未解決。2008年にメリーランド州フォート・デトリックの炭疽菌専門家ブルース・アイバンス博士の単独犯行と断定されたが、博士は直後に薬物で自殺を計った。一方、2003年のイラク開戦の大義になった大量破壊兵器が発見できなかった事実については、米国政府も米メディアもきちんとした検証なしに今日の中東の大混乱を招いている。現在のエボラ出血熱と生物戦の可能性。

青木冨貴子氏 プロフィール

ニューヨークで活動する日本人ジャーナリスト、作家。主著:『ライカでグッドバイ―カメラマン沢田教一が撃たれた日』(1981年、文藝春秋刊・1885年、文春文庫)、『アメリアを探せ―甦る女流飛行家伝説』(1983年、文藝春秋刊・1995年、増補改訂版、文春文庫)、『デンバーの青い闇』(1993年、新潮社)や『「風とともに去りぬ」のアメリカ』(1996年、岩波新書)『目撃 アメリカ崩壊』(2001年文春新書)。テロや米国の諜報機関などについても調査を進め、同時に、米国の日本占領時代についてのプロジェクトに着手し、旧日本軍の細菌戦部隊「731部隊」が、戦後、いかに米軍と裏取引をして、研究資料を米国に渡したかを追求した『731-石井四郎と細菌戦部隊の闇を暴く』(2005年、新潮社刊・2008年、新潮文庫)、『昭和天皇とワシントンを結んだ男―「パケナム日記」が語る日本占領』(2011年、新潮社刊)を発表。1987年、アメリカ人作家のピート・ハミルと結婚。

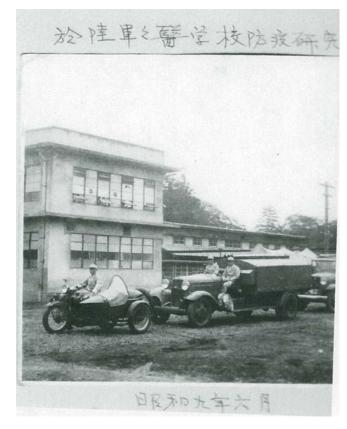
ジョン・パウエル



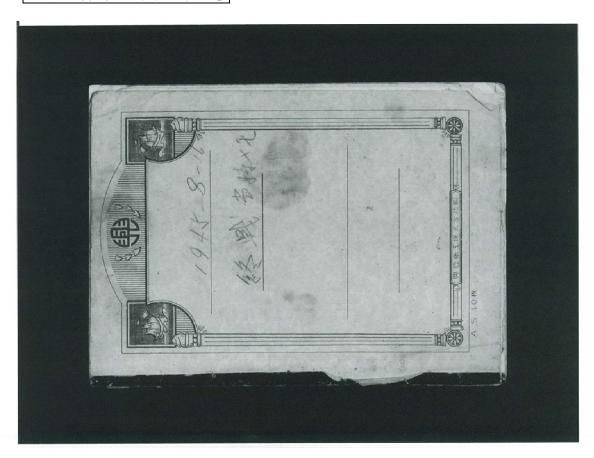
篠塚良雄

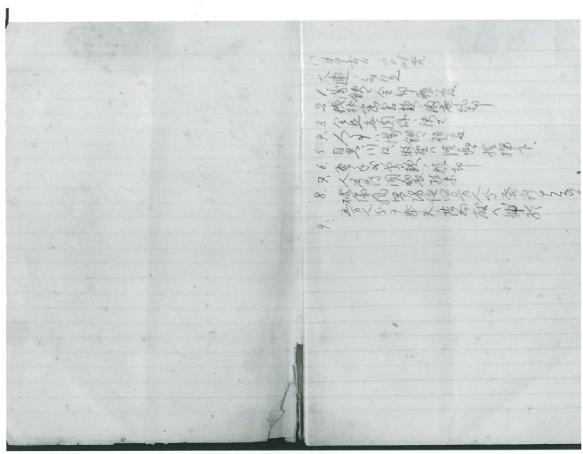


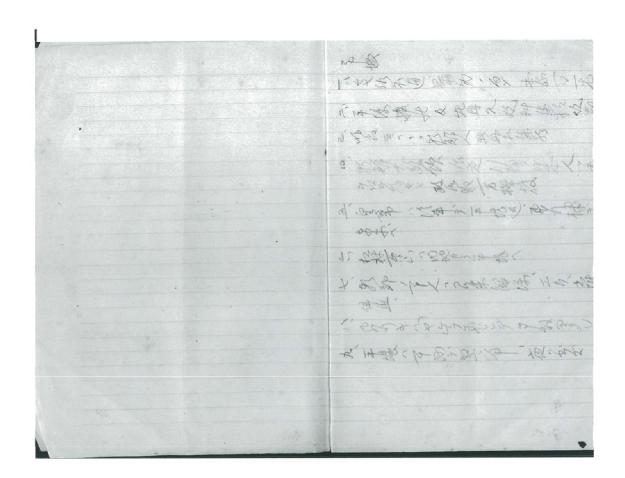
陸軍運医学校防疫研究室



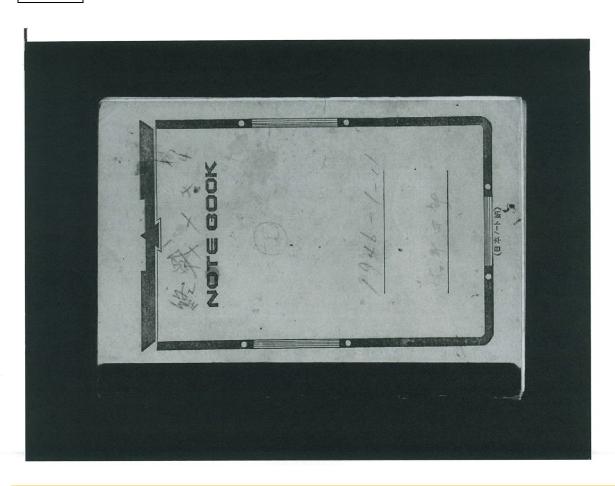
石井四郎直筆の「終戦当時メモ」







終戦メモ

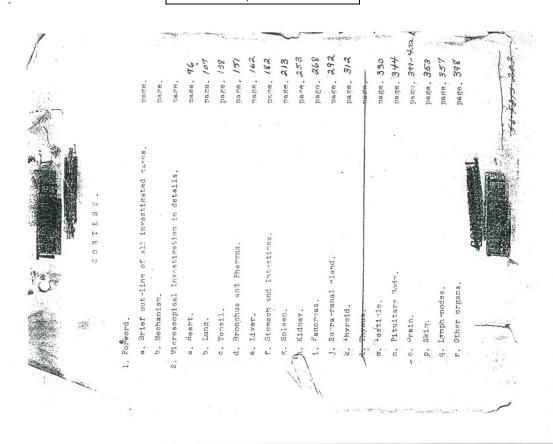


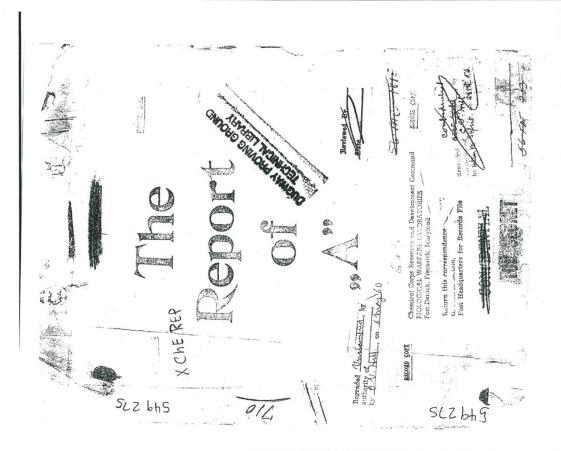
及 白野 从京中有数为 11、是蓝、石井香子、微位表现现及棒盒/海海河中自为河南部 14, 11 3 12 大 14 2 103/114 - 15: 12 12 14 16 + 1 15 4 12 19 2 中 1項/2夫鄉·赤水八多士把家公司食的工家,指好公人公果,这要? ・10 本海、海ー・このもは園屋、シボラ·は渡、はなスペキタ谷、は井トロリ、 1. 从. 地兴 来话, 大食2. 为长. 18明 1.4分的 1211 成七 2. 4 12/11 16th 3 to 10 - 1 th 19 1 731 93 6 2184 16 4 15 8 1 6.为小少,想说院屋,留苦意趣理。所以我师方部东 9. 2021-1547182 & news Ind 1/2/12/12/12/19 12 2 min Alberton the # 2513x35 54 46 10 1 4. 15 811 1163 x 7、各名的公子 包括158,1312 8. 在の外でり七のラテッノ也を下り 13. di 15 8 4 din 18 2 2 安け一心むか物の完え、 北海六部 1. Staxx 大学が、名大 431.1865 12. 4140 4 4 1622 初清治計 4. 北流水水色色活品 5. 4成16数温格。

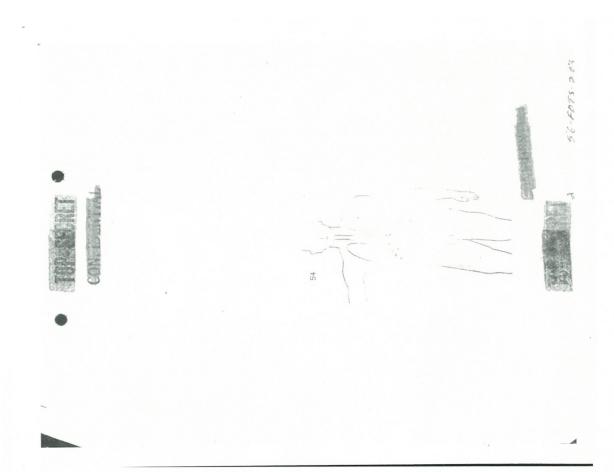
三年子為科特等中世一2007年12(其人)投資人士, 2009/42) 3、1月12天为10名大林·桑俊大生林 大生林以及于如香水大子院务之 9、母、を熟して、我かりん、者なフトン、妻子下のアかつりはあれ ろんいいいなるしおななかれり一ノ立風ラナス大はかからかる 8. * 42 kg 1 20 St 71 * * 1 # = 1, 400 gr, 2K 1 dr 2,100 おりいとさいることりなるないのもないちもしはしないか 19, 元中。 (記文 (電景, 年記, 第10, 五公口工) 5.40? 本二人以母生而光,安,强,梅二人及十 4年来及アンナカッキ、よいかラコス(格別 我的不能依然好 以明治方外打成人 18.15. 数. 年, 沙: 1-1. 4/用地力 * / ap = 35 74 + 1 + 1/1/1/2 城池、生气方外、初宴推去水 4.安建及李/拨天周惠 10、十二十分配伍、11、风油拿出及等以股份 一名、在年月月1日年聖路 3カバン、過ら 9 4 W

ſ

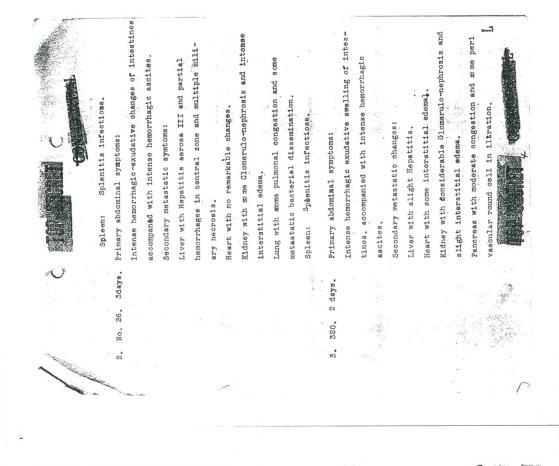
The Report of A



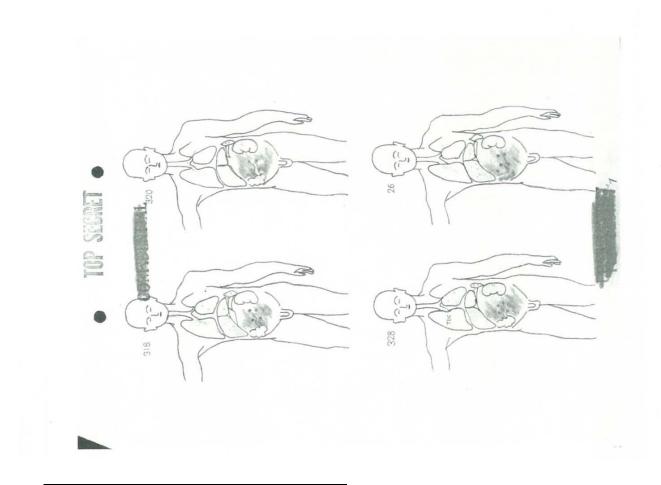




100			CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	
н	have in	I have investigated 30 cases	of	anthrax disease, which could be
0	classified	into 3	groups:	
ď	a) Percut	Percutaneous inf	infection:	I case.
Ω	b) Peroral	al infection:	n:	9 08.868.
0	o) Pernasal	sal infection:	;uo	20 cases.
α	a) Percut	Percutaneous inf	infection:	1 case.
1 1	Саѕе	Days of Course	Main	Pathological changes
Н	1. No 54.	, 7 days.	Localised	cutaneous ulcers and perifocal
			phlegmons	(r-thigh)
			Some parenchymatous	chymatous degeneration:
			Heart: In	Intense degeneration and interstitial
			едеша.	
			Liver: He	Hepatitis serosa III, accompanied
			some hemorrhagic	rhagic changes.
			Kidney: G	Glomerulo/mephrosis, with vacuolar
			degeneration of	on of apithliums.
			Spleen: S	Splenitis infectiona
Ω	b) Peroral	al infection:	n:	
6	cases were		infected perorally with	th some food stuffs, which contain
(2	some quantity	tity of anthrax	bacillus	and all patients died definitely
ď	after seve	several days b	by acute abdominal	nal symptoms and severe hemorrhagic
ಥ	ascites.			
Н	In alimentary	cary canals:	occurred no	remarkable changes in stomach and



Supra-renal with diffuse hemorrhages in contical the intesting tracts (upper parts of ileum, duedenoum, jejunam or large Kidney with some parenchymatous degeneration and membrane with hemorrhagic leucocytic reactions) of intestines, especia-113 at 1160006cal portolons, lower parts of 11eum or sometimes all over Heart with some parenchymatous degeneration and Liver with Hepatitis serosa IV and some hemorrhagic reactions (hemorrhages in central zone of of mesentistial fatty tissues and following severe hemorrhagic ascites, Lung with slight Alveolitis and some bacterial Intense hemorrhagic exudative changes of inteintestine) accompanied with intense gelatinous (exudative) swelling stines, accompanied with intense hemorrhagic cocular collapse. Pathological changes Secondary metastatic changes: 1. No. 318, 5 days. Primary abdominal symptoms: some exudative changes. partial hemorrhages. dissemination. Representive records of 6 cases: tissues. acinus). ascites. Main which caused the death. Case Counse



石井部隊長囲んで思い出の一とき 昭和30年8月



731 部隊 野口と吉村





昭和12年9月~14年2月のも、小生独立守備多升27大隊、たまたまかれたシに立張した時、吉村先輩に会外、宴賓樓の会合に合協ははの、字東、

対談

対談者:青木 冨貴子氏×近藤 昭二氏

司 会: 香山 リカ氏

お話の柱

- ① 映像についての感想(青木氏)
- ② 講演についての感想(近藤氏)
- ③ こういった映像を作ったきっかけ、思い、途中のご苦労や完成後(放映後)の反響について(近藤氏)
- ④著作の取材をはじめた経緯、取材の過程でのご苦労などについて(青木氏)
- ⑤なぜ日本では「戦争と医の倫理」の検証が進まないのか(青木氏・近藤氏)
- ⑥いまの社会をどうご覧になっているか、いまだからこそ「戦争と医の倫理」を検証する意義について(青木氏・近藤氏)

香山リカ氏 プロフィール

精神科医・立教大学現代心理学部教授

1960年北海道生まれ。東京医科大学卒業。豊富な臨床経験を活かして、現代人の心の問題を中心にさまざまなメディアで発言を続けている。専門は精神病理学。

NHKラジオ第一「香山リカのココロの美容液」(金曜・夜9:30より)でパーソナリティをつとめる。 近著に「怒り始めた娘たち」(新潮社)、「リベラルじゃダメですか?」(祥伝社)、「劣化する日本人」 (ベストセラーズ)など、著書多数。

シンポジウム 発言①

15 年戦争期における日本の医学犯罪を検証することは 医療倫理にとってどんな意義をもつのか

土屋 貴志氏 (大阪市立大学准教授)

(発言趣旨)

日本では21世紀に入る頃から遺伝子解析研究や再生医療を柱とするバイオ医学が国策として掲げられ、その推進のためにさまざまな倫理指針が策定されて、「研究倫理」はにわかに人口に膾炙するようになった。さらに最近では、降圧剤ディオバンなどの医薬品開発における不正やSTAP細胞事件により、あたかも「研究倫理」とは研究不正を防止することにほかならないかのような狭い理解も生まれている。しかしながら世界的にみれば医学研究倫理は、被験者の人権を侵害した医学研究スキャンダルへの反省と政策的対応によって形成されたものであり、その主目的は「被験者保護」にある。とりわけその形成に影響を与えたのが、ナチス・ドイツによる医学犯罪と、米国国内における幾多の人権侵害事例であった。

15 年戦争期に日本が731 部隊などにおいて行った被験者の虐殺はナチスを上回るほどの規模に及ぶが、戦後その事実は隠蔽され、実行者の医学者たちは裁かれることなく医学界の重要な地位に就いた。そして、再三の働きかけにもかかわらず今回の医学会総会でも取り上げられなかったように、日本の医学界にとって15 年戦争期に犯した医学犯罪は未だにタブーとなっている。しかし、研究の実験台として数千・数万ともいわれる人々を虐殺した事実を認め、犠牲者に謝罪し、遺族に償いをしないかぎり、日本の国と医学界の「不正義」は決して消えない。そして日本の国と医学界は医学研究倫理を語る資格などない恥ずべき存在であり続ける。被験者を虐殺した過去を放置し覆い隠したまま「被験者保護」を謳うなど茶番でしかないからだ。これでは、日本の医学者は「研究倫理」の真の意義をいつまでたっても理解できず、研究倫理は単なる「学問の自由を縛る足かせ」か「研究助成を得たり海外の学術雑誌に投稿したりするための七面倒くさい手続き」か「バイオ医学という国策を推進するための方便」にすぎないものとしか思われない。研究と診療の区別も自覚できず、「医師は私に最善の治療をしてくれている」と信じる患者を実験台にし続けるだろう。

15 年戦争期の日本の医学犯罪を検証することは、被害国におもねる自虐ではありえない。それは、われわれ日本人が虐殺した犠牲者に「決して再びそのような虐殺を行わず、起こさない」と誓うために行われる。それは、日本の国と医学界が本当の意味で「正しさ」を回復し、研究倫理の真の意義を理解するために、避けては通れない道なのだ。

15年戦争期における日本の 医学犯罪を検証することは 医療倫理にとって どんな意義をもつのか

大阪市立大学大学院文学研究科 土屋 貴志

自己紹介

1961(昭和36)年生まれ

1990(平成2)年3月 慶応義塾大学大学院文学研究科哲学専攻(倫理学分野)博士課程単位取得満期退学

1989(平成元)年4月~1994(平成6)年3月 杉野女子大学・横 浜国立大学・千葉大学などで非常勤講師

1994(平成6)年4月より 大阪市立大学文学部教員(2015年4月 現在准教授。哲学教室所属、<u>倫理学</u>担当)

人権問題研究センター兼任研究員

医学部兼担(1回生必修科目「医療倫理学」担当)

看護学研究科兼担(修士課程必修科目「看護倫理学」分担)

経営学研究科兼担(「医療経営論」の「医療倫理」担当)

「薬害イレッサ西日本訴訟を支援する会」共同世話人 (2005年~2013年)

1. 医療倫理と研究倫理

医療倫理の5つの領域:目的←問題点

- 1. 診療(診察と治療): 患者の福利 ←福利の多義性、治療効果の不確実性
- 2. <u>研究(とりわけ「臨床研究」</u>=人を実験や研究の対象にすること=「人体実験」): <u>医学的知識の獲得や治療法開発</u> ←医学の科学性・公益性/人を実験台(研究対象)にする必要性
- 3. 教育(医学実習、卒後教育): 医療専門職の育成 ←患者を練習(実習)台にする必要性

医療倫理の5つの領域:目的←問題点

- 4. 経営(医療機関や施設の運営[マネジメント]): 良質な医療の提供
 - ←市場経済(患者を経営の手段にする必要性)
- 5. 政策(医療政策、公衆衛生)
- :(個人の健康でなく)集団(社会・国・自治体・地域・共同体)の健康 ←健康主義、功利[公益]主義

「臨床研究」とは?

- 人を対象とする実験・研究(「人体実験」)のこと 人間の身体や精神(心)を対象とし、その状態を観察しデータを得て、新たな知見を獲得すること
- *治療法の開発や科学的知識の獲得が目的
- *観察の前後に人為的な操作を行って、それによる変化を調べることもある(介入研究、「実験的」研究)
- * 研究開始前に起こった人為的ないし自然的な出来事の結果を調べることもある(事後的研究、自然史研究)
- * 医学研究に限らない。心理学、行動科学、人間科学でも人を対象とした研究(=臨床研究)は行われる

人を対象とする研究の必要性

- 人を対象として(「実験台」として)研究を行わなければ、人の心身についての知識を獲得したり、人の病を癒したり苦痛を和らげたりするための方法(治療法)を開発したりできない
- 人以外の動物などを用いた実験・研究で得られた知識や効果は、あくまでも動物についての知識や効果であって、人についての知識や効果ではない
- →<u>人を対象とする科学・技術にとって人体実験(臨床研究)は欠かせない。「人体実験なんてとんでもない」</u>
 い」は偽善
- *「人を対象とする実習」も同様(→教育倫理)

医学の根本的な倫理的ディレンマ

- 医学の目的:人の病を癒す、人の苦しみを和らげる
- しかし、その「善い」目的を果たすためには、人を 「実験台」「実習台」にする(人を「道具」として扱う)と いう「悪い」方法を避けられない
- 医学はこの根本的な倫理的ディレンマを抱え持っている
- → 医学倫理の根本原理「人を人として扱え」
- *「人」とは何か?「人として扱う」ということはどういう ことか? が倫理学的課題になる

「研究審査」

「科学技術研究は研究者の良心に任せて自由に行 えるようにすべきで、研究審査など必要ない」 という考えは、今日では通用しない

- 公的研究助成を受けた以上、研究は公的な営み
- たとえ私的研究であっても、<u>被験者の人権侵害</u>は許されない
- → 20世紀後半(とくに1970年代以降)研究審査が科学 技術研究の必須条件になっている (「倫理的配慮」をすることが法的に強制されている)

臨床研究に関する「倫理指針」

- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(H6厚生省と文部省で別 指針、H14指針統合、H26一部改正)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(H12厚生省と 文部省で別指針、H13経済産業省加え「三省指針」に統合、 H26一部改正)
- LhES細胞の樹立及び分配に関する指針(H13文科省~)
- 疫学研究に関する倫理指針(H14厚労省&文科省~)
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(H18厚労省~)
- ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(H22文科省~)
- 臨床研究に関する倫理指針(H15厚労省~)
- 疫学研究指針と臨床研究指針を統合→「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(H26~文科省&厚労省)

なぜ次々と倫理指針が作られたのか?

日本で2000(H12)年以降次々に研究倫理指 針が作られたのは、<u>バイオテクノロジー(BT)</u> 研究推進という国策のため

- =研究を推進するための方便
- H12~「ミレニアム・プロジェクト」: BT関連では ゲノム解析による「テーラーメイド医療」と再生 医療
- H14~「BT戦略」: 遺伝子治療、細胞医療、ゲ ノム創薬、脳研究なども

治療的研究と非治療的研究

- 「治療的研究」: 研究対象者は患者(「弱者」「マイノリティ」)、研究に参加することで直接的な利益(病気の治癒、症状の緩和など)が生じる可能性がある
- * あくまで可能性。利益が生じることが明らかならすでに治療と して確立しているわけで、研究する必要はない。利益が生じ ると期待できるが、本当にそうかどうかわからないし、害のほ うが大きいかもしれないから研究する
- •「非治療的研究」: 研究に参加しても本人には直接 的利益はない。他の患者や人類全体の利益のため に行われる

診療(業務)と研究の区別

- ●診療(検査、治療、ケアなど。教育も同様。業務): <u>すでに有効性が確立していること</u>を、その患者に利益をもたらす(=病を癒し苦痛を和らげる)ために行う。
- ●研究(臨床研究、治験、実験的治療など): まだ有効性が確立していないことを行う。 第一の目的は、その患者(や被験者)に利益をもたらすことではなく、治療法の開発や医学的知識の獲得によって、他の患者や人類全体に利益をもたらすことにある

Ⅱ. 研究倫理の目的

研究倫理の目的

- 1. 研究不正の防止
- 2. 消費者の保護
- 3. 研究対象者(被験者)の保護
- (4. 実験動物の苦痛軽減)
- (5. 研究機関の危機管理)
- (6. 研究者の不利益回避)
- *()内は弱い目的もしくは規制が整備されたがゆえに生じた目的

1. 研究不正の防止

- 研究成果の真正性を確保することが目的
- 外部(公的・私的)研究資金の適正使用 ←ステークホルダーは国民や寄付者
- →行政による調査システム(例:ORI)。確認されたら助成申 請資格停止
- データの捏造・操作等が行われても、倫理審査ではわ からない。利益相反も自己申告が主
- 査読などによるピアレビュー(専門の研究者相互のチェック)でも見つからない
- →内部・外部の告発に依存せざるをえない
- →啓発・教育による予防が重要

2. 消費者の保護

研究成果が製品化され販売された場合、不正な研究成果に基づく製品を使った消費者が被害を被ることがある

- 医薬品、医療機器、健康機器、交通機関(鉄道、飛行機、自動車、船舶など)
- →<u>安全性</u>と<u>有効性</u>の確認が不正なく行われた かどうかを、国(行政)がチェックする
- 医薬品・医療機器規制、安全性試験など

3. 研究対象者(被験者)の保護

- ・ 科学研究や技術開発のために、研究対象者 (被験者)の人権が侵害されてきた歴史
- →被験者を保護する政策や法の制定 (全米研究法、ヘルシンキ宣言、など)
- →被験者を保護しなければ、研究自体を行うことができなくなる
- =研究を推進するためにも被験者の人権を護ることが必要になる

反人道的な臨床研究

被験者を「人として扱わなかった」典型例

- とくに「医学犯罪」=医師によって、医学の名 の下に行われた反人道的行為
 - ナチス・ドイツ:ニュルンベルク医師裁判 →ニュルンベルク綱領
 - 日本:石井機関(731部隊等)など(→隠蔽)
- ・ 米国における問題事例

→インフォームド·コンセントと施設内委員会による研究審査

ナチス・ドイツの医学犯罪(1)

強制収容所の被収容者などを被験者にして致死的な臨床研究

- 低圧実験: 戦闘機の操縦士が高空でどうなるかを調べるため被験者を気密室に入れ高度2万mに匹敵する低気圧にさらした
- 長時間冷却実験:低体温状態からの蘇生法を調べるため被験者を氷水に浸けたり冬の戸外に裸でさらしたりした
- 海水飲用実験:兵士が海水で生き延びる方法を探るために被験者を4群に分け、(1)全く水分を与えない、(2)通常の海水を飲ませる、(3)塩味を隠しだけの海水を飲ませる、(4)塩分を除去した海水を飲ませる、という条件を強いて実験し結果を比較
- 発疹チフス感染実験:ワクチンや治療薬開発のため
- 肝炎ウイルス研究:同上
- スルフォンアミド治療実験:被験者の足を切開しガス壊疽の病原体を単独または木くずやガラス片と共に擦り込んだ後に治療

ナチス・ドイツの医学犯罪(2)

- 骨の再生および移植実験:女性の被収容者から腓骨や肩胛骨などを摘出して再生するかどうか調べたり他者への移植を試みた
- 毒ガス実験:イペリット(マスタードガス)の治療法開発のため。毒ガスの液体を肌に塗られただけでなく、細菌を患部に植え付けられた場合も
- ユダヤ人の頭蓋骨収集:写真を撮られ人体各部分を計測された後に毒ガスで殺害。死体はシュトラスブルク帝国大学に送られて解剖され、さまざまな検査や臓器の計測が行われたあと、標本として保存された
- 障害者・患者の「安楽死」:ドイツおよび占領地各地で、7万人以上の障害者・高齢者・末期患者・先天性障害児などをガスや注射で 殺害
- 断種実験:ロシア人・ポーランド人・ユダヤ人その他の人々を、本人に気づかれず安い費用で大勢断種できる簡便な方法を開発するため、アウシュヴィッツ、ラフェンスブリュックほかの強制収容所で数千人にX線照射や手術や薬剤投与を行う

「医師裁判」

- 戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判で、米国が単独 で担当した事件の第一法廷として裁かれた(「医師 裁判」)
- 1947年8月20日、7人の被告(うち医師4人)に絞首 刑、5人に終身刑、4人に禁固10年から20年を言い 渡し、7人の被告を無罪とした
- だが、絞首刑は執行されたものの、東西冷戦の緊張が高まるなか、終身刑および禁固刑は1951年1月末に減刑

ニュルンベルク綱領

医師裁判の判決は人体実験が満たすべき10の条件を示す

- (1)被験者の自発的な同意が絶対に欠かせない
- (2)他の方法では得られない社会的成果がある
- (3)自然経過と動物実験の知見に基づく
- (4)不必要な身体的・心理的苦痛を避ける
- (5)死や障害を引き起こすと事前に予測されるなら行わない
- (6)危険の大きさが実験のもたらす利益を上回らない
- (7)適切な準備と設備がある
- (8)科学に熟達した実験者が行う
- (9)被験者はいつでも自由に実験から離脱できる
- (10) 傷害や障害や死が生じるとわかれば即座に中止する

日本による医学犯罪

15年戦争期(1931~1945年)、日本の医師たちは主に海外で、総計何千あるいは何万ともいわれる人々を、実験の材料や手術の練習台にして殺害

- 「石井機関」(731部隊など)
- 陸軍病院
- ・ 大学(九州帝国大学医学部など)
- *海軍も?

「石井機関」における医学犯罪

「石井機関」: 石井四郎軍医中将(階級は終戦時)が組織した、「関東軍防疫給水部(満洲第731部隊)」をはじめとする陸軍の軍事医学研究ネットワーク。中枢は陸軍軍医学校防疫研究室(東京・戸山)。生物兵器開発だけでなく、広範な医学研究を行う。

(Cf.『陸軍軍医学校防疫研究報告』)

- 疾患の解明(細菌学、生理学、衛生学など)
- 治療法開発(ワクチン、手術法、止血・輸血、
- 兵器開発(生物兵器、化学兵器、毒物)

731部隊における反人道的研究の例

- 流行性出血熱の病原体の決定(笠原ほか『日本 病理学会会誌』34(1-2): 3-5, 1944): 用いた「猿」とは人のこと
- 破傷風感染実験(池田ほか「破傷風毒素並二芽胞接種 時二於ケル筋『クロナキシー』二就テ」年月不詳[復刻1991: 45-57]): 被験者14人「死亡の直前」「死の直前」
- 被験者の50%を感染させる病原体最小量 [MID50] の測定(Fell Report, 1947)
- 凍傷研究(吉村「凍傷二就テ」満洲医学会哈爾濱支部特別講演、1941年10月26日)

石井機関―戦後の隠蔽

- 1945年8月8日ソ連の侵攻により石井機関は崩壊。陸軍は 被験者を全員殺害、施設を破壊して証拠隠滅。隊員は日本 に逃げ帰る
- GHQは生物兵器のデータを入手するため調査。人体実験の 証拠を掴めぬまま戦犯免責を与える
- 1947年1月ソ連は石井たちの身柄引き渡しを要求、生物兵器 データの入手を図り東京裁判での訴追を示唆。米国はソ連 の要求を拒絶し、石井機関員を改めて尋問し人体実験のデータを得る。その引き換えに戦犯免責を確認
- 石井機関の医学者たちは戦後医学界の要職に就く →「人体実験」は日本の医学界のタブーになる

九州帝国大学医学部事件

- 1945年5月~6月、九州帝国大学医学部第一外科の石山福二郎教授らが、米軍B29の搭乗員捕虜8名に手術実験を行って殺害。片肺全摘、胃全摘、開胸心マ、心臓手術、胆嚢摘出、肝葉切除、三叉神経遮断、肺縦隔手術、代用血液注射など
- ・戦後「<u>捕虜虐待」</u>として戦犯に。石山教授は獄中自殺。1948年8月、軍幹部2人と医学部教官3人が絞首刑、軍幹部1人と医師2人が終身刑、軍幹部5人と医師8人と看護婦長1人が重労働刑の判決。だが朝鮮戦争勃発により減刑、死刑には処せられず

米国における問題事例と対策

- 1963年: チンパンジー腎移植、ユダヤ人慢性疾患病院事件(生きた癌細胞を末期患者に注射した免疫研究)
- →被験者のインフォームド・コンセントと同僚による相互審査を 連邦による研究助成の条件とする
- 1970年代初め: ウィローブルック肝炎研究(養護施設に入所する知的障害児を肝炎に感染させ研究)、タスキギー梅毒研究(約400人のアフリカ系米国人梅毒患者を41年間治療せずに自然経過を観察)
- →全米研究法(施設内審査委員会の設置を義務づけ、被験者 保護全米諮問委員会→ベルモント報告[人格の尊重:IC、善行:危険 と利益の評価、正義:公平な被験者選択])

ユダヤ人慢性疾患病院事件

- 1963年ニューヨーク・ブルックリンのユダヤ人慢性疾患病院で行われた、末期患者に対する癌細胞注射実験。実行者 C. サザム (スローン・ケタリング研究所) は免疫の研究者
- 囚人と癌の末期患者それぞれ300人以上に、生きた癌細胞を腕と前腿部に皮下注射して塊を作らせる。癌患者の場合は拒絶反応が弱く消失するのが遅れることを発見していた。しかし、癌患者の拒絶反応が弱いのは癌のためなのか、単に身体が弱っているためなのか不明なので、癌以外の病気の末期患者に同様の実験を行うことを計画
- ユダヤ人慢性疾患病院の医療部長に協力依頼。患者の担当 医は反対したため研修医に19人の非癌患者へ注射させる。 患者の同意は得ず「癌」とも説明せず
- 担当医は院内委員会に医療部長を告発し、ある理事が記録の開示命令を裁判所に求めて提訴、開示命令判決を得る。 サザムと医療部長は執行猶予付き免許停止1年。だがサザムは癌学会の会長に推薦された

ウィローブルック肝炎研究

ニューヨーク大学S. クルーグマンの研究チームが1956年~1971年、知的障害児施設「ウィローブルック州立学校」で入所者に肝炎ウイルスを人為的に感染させて研究。クルーグマンは顧問医。施設の衛生状態劣悪、感染症や肝炎が蔓延。当時は肝炎ウイルスの実験室培養は不可能

成果:ガンマ・グロブリンの発症予防効果発見、A型とB型のウィルスを分離。ワクチン開発は失敗

750人から800人の知的障害児が感染。親は同意したが説明は曖昧で、後に同意が入所条件になる

事前に同僚に相談、教授会や審査委員会、米軍疫学委員会も研究を承認。成果は『米医師会雑誌』『ニューイングランド医学雑誌』等に随時公表。クルーグマンは全米肝炎研究委員会委員長や『米医学雑誌』の編集委員などを歴任、ジョン・ラッセル賞、米内科医協会賞などを受賞、1983年にはラスカー賞を授与される

プルトニウム注射実験

- ・ 米国マンハッタン計画の医師たちが、1945年から1947年にかけて、カリフォルニア大学、シカゴ大学、ロチェスター大学の病院で、計18人の患者に、本人の同意を得ずプルトニウム溶液を注射。その後便尿や組織を採取して分析。28年後には遺体を発掘して分析
- 目的:プルトニウム排泄の量と速度の計測、体内に沈着する部位・量およびその条件、最大許容量、などの解明
- 被験者は必ずしも末期患者ではなかった 「一ヶ月以上の継続入院でかなり回復しそうな患者を優先した」(S. Basset, Welsome1999:133=2000a:143)
- だが「末期患者を用いた」ということで正当化が図られた「実験に選ばれた人たちはもう寿命でした。どのみち間もなく死ぬ人たちだったんです」(E. Miller,

Welsome1999:92=2000a:93)

プルトニウム注射実験の被験者

庆名	炒	华龄	診断名	注射目	油料提所	プルトニウム量 (マイクロキュリー)	注射後の処置	注射後生存	=-
Albert Stevens	м	58	末期の胃癌(誤診)	1945.5.14	UCSF病院	3.5(Pu238)+0. 046(Pu239)	肝臓左葉と膵臓の一 部・膵臓・第9肋骨・ リンパ節・網の摘出、 便尿採取;1975に選 骨を検査	20年8か月	GAL-1
Simeon Shaw	м	4	骨原性肉糜	1946.4.26	UCSF病院	0.169(Pu239)	骨生検	8か月	CAL-2
Elmer Allen	м	36	件准	1947.7.18	UCSF病院	0.095(PuZ38)	3日目に大腿切断: 1973にも便尿検査、 ×練撮影	44年	CAL-3
Arthur B. Hubbard	м	68	口腔傷	1945.4.26	シカゴ大ビリング ス病院	0.40(PuZ39)	便尿探取、創検: 1975に遺体発振し検 査	5か月	CHI-1
Una Macke	F	56	乳癌からの全身転移	1945.12.27	シカコ゚大ピリング ス病院	5.79(Pu239)	副檢	17日	CHI-2
氏名不詳	м		悪性リンパ間(ホジキン 病)	1945.12.27	シカゴ大ビリング ス病院	5.95(Pu239)	7	170日以上	CHI-3
Amedio Lovecchio	м	67	十二指腸溃疡	1945.10.16	ロチェスター大ストロング・ メモリアル病院	0.28(Pu239)	使原採取	14年3か月	HP-1
William E. Purcell	м	48	血友病、心臓病	1945.10.23	ロチェスター大ストロング・	0.31(Pu239)	便原採取	2年5か月	HP-2
Eda Schultz Charlton	F	48	発疹、肝炎、征蛋白血症	1945.11.27	ロチェスター大ストロンケ [*] ・ メモリアル 向院	0.30(Pu239)	便原採取、X線撮影、 助骨等切除、血液検 変、バリウム洗腸、肝 臓と脳の走変写真機 影; 1973にもX線壊 影、便原血液検査、腹 節生検	37年2か月	нр-з
Jean Dalgneault	F	18	クッシング症候群(高血圧、骨多 孔症)	1945.11.27	ロチェスター大ストロンク*・ メモリアル病院	0.30(Pu239)	便原採取;1973に遺 体発掘し検査	1年5か月	HP-4
Paul Galinger	м	56	筋萎縮性側索硬化症	1945.11.30	ロチェスター大ストロング・ メモリアル病院	0.31(Pu239)	便原採取、創檢	5か月	HP-5
John Mousso	м	44	7f' ィソン病 (副腎皮質分泌不 全症)	1946.2.1	ロチェスター大ストロンク*・ メモリアル/内で統	0.325(Pu239)	便原採取;1973にも 便原血液検査	38年3か月	HP-6
Edna J. Bartholf	F	59	リウマチ性心臓病	1946.2.8	ロチェスターン大ストロンク*・ メモリアル 病院	0.386(Pu239)	便原採取	9か月	HP-7
Janet Stadt	F	41	硬皮症	1946.3.9	ロチェスター大ストロンク*・ メモリアル何院	0.398(Pu239)	便原採取	29年8か月	HP-8
Fred C. Sours	м	64	皮膚筋炎	1946.4.3	ロチェスター大ストロンケ゜・ メモリアル 内 院	0.386(Pu239)	便原採取、創検: 1975に遺体発掘し検 変	1年3か月	HP-9
Daniel Nelson	м	52	急性鬱血性心疾患	1946.7.16	ロチェスター大ストロング・・ メモリアル病の味	0.374(Pu239)	便原採取	10年11か月	HP-1
Harry Slack	м	69	栄養失調、アルコール中 書、肝硬変	1946.2.20	ロチェスター大ストロング・・ メモリアル内の院	0.398(Pu239)	便尿採取、剖検	6 B	HP-1
Ebeneezer Cade	м	55	両足と前腕骨折(自動車率 故)	1945.4.10	陸軍マンハッタ ン計画病院	0.29(Pu239)	便原採取、骨折手術 (骨採取)	8年	HP-12

出典: The Albuquerque Tribune, The Plutonium Experiment, 1993-1994. (広瀬隆訳『プルトニウム人体実験』小学館, 1994)

Welsome, E., The Plutonium Files, Delta, 1999. (遅辺正数 ドフルトニフタファイル (エ・ド) 開放式, 2000) Advisory Committee on Human Radiation Experiments, Final Report, U.S. Government Printing Office, 1995. (Oxford University Press, 18

研究規制の方法と文書

人体実験スキャンダルへの対応としての医学研究倫理:その対処方法と文書

1. 法や政令

(1) 国内法•政令

プロイセン大臣令(1900)、ワイマール·ドイツ保健評議会指針 (1931)、米国の規制(食品医薬品化粧品法、全米研究法、共通規則など)

(2) 国際法

ニュルンベルク綱領(1947)、EU臨床試験指令(2001-)など

2. 医療専門職の綱領

世界医師会ヘルシンキ宣言(1964-)、国際医学団体協議会(CIOMS)倫理指針(1982-)など

世界医師会の臨床研究綱領

- ・ 1947年設立、各国医師会の連合体
- 1948年「ジュネーヴ宣言」: ナチスへの反省と誓い
- 1954年「人体実験に関する決議:研究と実験関係者のため の諸原理」
- 1964年「ヘルシンキ宣言」第1版(現行は2013年改訂版) 現副題「人を対象とする医学研究のための倫理的諸原理」
- * ヘルシンキ宣言は<u>診療のための指針ではなく、医療倫理</u> 般の原理ではありえない。医学研究以外の人を対象とする 研究も扱っていない
- 1975年ヘルシンキ宣言東京改訂:ICが原理に。「独立した委員会」による審査と、宣言に反する論文の不公刊を求める

個人情報保護も被験者保護

研究対象者(被験者)とは、

- 「①研究を実施される者(研究を実施されることを求められた者を含む。)
 - ②研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者」
- (「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」2014、強調 は土屋による)
- …個人情報を保護するのは、<u>その情報を取られ</u> た人(=被験者)を保護するため

(4. 実験動物の苦痛軽減)

研究過程で不必要に動物を苦しめて(「虐待」して)得た成果も「汚れた研究成果」

→三つのR

- Replace(代替):コンピュータ・シミュレーション、培養細胞、微生物、低等動物に置き換える
- Reduce(削減):用いる動物数を減らす、動物の死を最小限にする
- Refine(洗練): 不必要な苦痛を除去または減少させる
- *動物は人ほど重視されていない(「種差別」)

(5. 研究機関の危機管理)

- 研究を規制する政策や法が定められた結果 として、研究上、不正や人権侵害が行われれ ば、研究を実施した者のみならず、その所属 機関も責任を問われる
- (1) 問題のある研究を実施させない
- (2) 問題が起こったときに、万全を期していたことを証明する
- (3) 被害を補償する

(6. 研究者の不利益回避)

- これも、研究を規制する政策や法が整備された結果として生じた目的
- 研究成果を公表したときに、学会や社会から 非難されるのを未然に防ぐ
- ・ 学内できちんとした指導と審査を受けていれば、学会や、学界外の一般社会の批判に耐えうる水準の研究になるはず

Ⅲ. まとめ

日本の医学犯罪の隠蔽とタブー化

- 15年戦争期に日本が731部隊などにおいて 行った被験者の虐殺はナチスを上回るほど の規模に及ぶが、戦後その事実は隠蔽され 、実行者の医学者たちは裁かれることなく医 学界の重要な地位に就いた
- そして、再三の働きかけにもかかわらず今回 の医学会総会でも取り上げられなかったよう に、日本の医学界にとって15年戦争期に犯 した医学犯罪は未だにタブーとなっている

日本の国と医学界の「不正」状態

- しかし、研究の実験台として数千・数万ともいわれる人々を虐殺した事実を認め、犠牲者に謝罪し、遺族に償いをしない限り、日本の国と医学界の「不正」な状態は決して消えない
- 被験者を虐殺した過去を放置し覆い隠したまま「被験者保護」を謳うのは茶番でしかない
- =このままでは、日本の国と医学界は医学研究倫理を語る資格など持ちえない

研究倫理への無理解

- これでは日本の医学者は、研究倫理の主目 的が被験者保護であることを、いつまでたっ ても理解できない
 - 研究倫理は、単なる「学問の自由を縛る足かせ」 か「研究助成を得たり海外の学術雑誌に投稿したりするための面倒くさい手続き」か「バイオ医学という国策を推進するための方便」としかみなされない
 - 研究と診療の区別も自覚できず、患者を実験台にしながら「患者のために最善の治療をしている」と思い込み続けるだろう

医学犯罪を検証する意義

- 15年戦争期の日本の医学犯罪を検証することは、<u>犠牲者に「決して再びそのような虐殺を行わず、起こさない」と誓うために行われる</u>
 - (謝罪と誓いと償いは、害を与えてしまった<u>人に対するものであって、国に対するものではない</u>。
 - したがって、被害国におもねる自虐ではありえない)
- それは、日本の国と医学界が「正しさ」を回 復し、研究倫理の真の意義を理解するため に、避けて通れない道

シンポジウム 発言②

川田 龍平氏(参議院議員)

川田龍平氏 プロフィール

1976 年生まれ。

血友病治療のために投薬された輸入血液製剤により HIV 感染。

- 1993年薬害エイズ訴訟原告団に加わる。
- 1995 年未成年者初の日本人 HIV 感染者として実名公表。
- 1996 年実質原告勝訴で国と和解。
- 2003年東京経済大学卒業。
- 2007年参議院選挙東京選挙区より無所属で立候補し初当選。
- 2013 年全国比例区で 2 期目再選。厚労委員、財金委員等を歴任。現在は維新の党院内総務会長、党参 院政務調査会長代理、岩手医科大学非常勤講師。

「関東軍七三一部隊」に遡る薬害エイズの系譜とディオバン事件など一連の臨床研究不正から被験者保護の法制化へ

十千スの人体主験		ニュルンベルケ綱領:ナチスの人体実験に対するニュルンベルク裁判の結果として提示された、研究目的の医療行為(臨床試験及び臨床研究)を行ったあたって確守すべき10項目の基本原則	ウィローブルック肝炎研究	薬害事件 ユダヤ人慢性疾患病院研究 ヘルシンキ宣言、世界医師会第18回総会で採択。重要な基本原則は以 エ	・患者・披験者福利の尊重 ・本人の自発的・自由意思による参加 ・インフォームド・コンセント取得の必要 ・倫理審査委員会の存在 ・常識的な医学研究であること	英国1968年薬事法 タスキギー梅毒人体実験の米国アラバマ州 米国国家研究規制法制定、NIHに研究リスク保護局(OPRR)設置 ドイツ薬事法 第6章「臨床試験に際しての人の保護」 ベルモント・レポート(米国生物医学・行動研究における被験者保護の国	家委員会) 臨床試験の3つの倫理原則(人格の尊重、善行、正義) 米国のCDC、血友病患者の感染者3例報告 米国で加熱製剤認可。米国製薬会社、全ての非加熱製剤を回収		フランス被験者保護法成立
1039-1045年		1947年	1950年代	サリドマイド薬害事件 1960年代 コダヤノ 1964年 ヘルン		1968年 1932-1972年 1974年 1976年 1979年	1982年 1983年3月		1988年12月
関東軍防疫部設立 関東軍防衛給水部本部(通称:満州第731部隊)設立。部隊長石井四郎/ 内藤良一氏、陸軍軍医学校防疫研究室の責任者として、731部隊が主導 した細菌兵器の開発・研究や人体実験に深く関与	内藤氏、731部隊が主導した細菌戦および人体実験に関する重要参考人としてGHQの尋問を受け、731部隊の組織図を提出し、人体実験の事実を+粧で弱みみ	OF THE STATE OF TH	内藤良一氏、株式会社「日本ブラッドバンク」設立。売血を乾燥血漿として 1950年代 輪出	では、「日本ブラッド・バンク」社、「ミドリ十字」に社名変更					TTW: 我はによるエイベハニック 月 「HIV薬害被害者の会」結成。国、製薬5社に対する賠償責任を問う 月 エイズ予防法成立 3 大阪HIV訴訟提訴(原告2名) 10月 東京HIV訴訟提訴(原告14名)
1936年	1945年		1950年	1964年				1983年6月 1983年7月 1983年9月 1985年7月	1986年 1988年11月 1988年12月 1989年5月

2015.4.12 シンポジウム[歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題]参議院議員 川田龍平

「関東軍七三一部隊」に遡る薬害エイズの楽譜とディオバン事件など一連の臨床研究不正から被験者保護の法制化へ

米·研究公正局(ORI)設立	合意	オランダ「ヒト被験者を伴う医学的研究に関する法律」成立	米国OPRRからOHRP(被験者保護局)に改名	EU臨床試験指令	米国「医療におけるサンシャイン法」制定:医学研究におけるCOI(利益相反)の開示の義務付け	韓国「生命倫理法」を改正し、観察研究等にも規制対象拡大	米国、サンシャイン法に基づき、製薬企業から医師への支払い情報公開開始
1992年	1996年 ICH-GCP最終合意 省令)」施	1998年2月	2000年	2001年5月	2010年3月	eart 2012年	党 2014年9月
GCP(IBGCP)実施 安部英(元帝京大学副学長)を殺人未遂罪で東京地検に告発 原告団弁護団、和解による全面解決方針を決定 川田龍平、東京HIV訴訟の原告の一人として実名公表 厚生省を囲む「3,500人、人間のくさり」 厚生省前で座り込み(16日、菅直人厚生大臣が責任認める)	被告の加害責任を認めさせた和解成立 改正薬事法公布 薬事法に基づく「医薬品の臨床試験の実施に関する省令(GCP省令)」施	1. 免疫機能障害を身体障害者・傷害年金の対象と認定	エイズ予防法が廃止され、感染症新法制定薬害根絶「誓いの碑」建立(除幕式に宮下創平厚生大臣出席)まずり十字歴代三社長に禁錮2年~1年4ヶ月の実刑判決安部英被告に無罪判決、9月松村被告に禁錮1年、執行猶予2年の有罪判決	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液新法)成立 臨床研究に関する倫理指針(厚労省) Lancet誌に、Jikei Heart Studyを発表 関射は[変わる]をスローガンにJII田龍平、第21回参議院選挙で初当選 自まの抵利を行えをかの公開的略合題的		日本医学会「医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」制定 京都大学由井芳樹助教が、Lancet誌でバルサルタン臨床試験(Jikei Heart 2012年 Study, Kyoto Heart Study, VART)の統計学的な異質性を指摘 ノバルティス社員の当該臨床研究への関与発覚 「いのちを守る」をスローガンに川田龍平、第23回参議院選挙で再選 参議院厚労委で臨床研究の法制化の検討を政府に求める附帯決議 J-ADNIのデータ改鼠疑惑の内部告発(アルツハイマー研究)	ノバルティス社員のSIGN(慢性骨髄性白血病治療薬)研究への関与発覚 武田薬品の高血圧症治療薬広告に誇大広告違反疑惑(CASE-J) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(統合指針)」 (文科・厚労省) 厚労省「臨床研究の在り方に関する検討会」法制化提言の報告書公表 厚労省「臨床研究の在り方に関する検討会」法制化提言の報告書公表
1990年10月 1994年4月 1995年1月 1995年7月 1996年2月	1 996年3月 1996年 1997年	1998年1月	1999年4月 1999年8月 2000年2月 2001年3月	2002年7月 2003年7月 2007年4月 2007年7月	-	2011年2月 2012年4月 2013年3月 2013年7月 2013年11月 2013年11月	2014年1月 2014年2月 2014年12月 2014年12月 2015年3月

川田龍平

2015.4.12 シンポジウム「歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題」参議院議員

臨床研究適正化法案

- 日本独特の製薬企業と研究者のゆ着で相次ぐ研究不正>助成金、医療費等国費の無駄遣い
- ライフイノベーション戦略の実現には、臨床研究に対する国際的信用と国民からの信頼回復が必須
- 疫学、臨床、ヒトゲノム・遺伝子解析等の研究指針が現場にばらばらに混在、乏しい実効性

) 目的

が医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを踏まえ、臨床 研究の実施の適正化(臨床研究の促進を含む。)に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに 施策の策定に係る基本的な方針を定めること等により、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し 我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあることに鑑み、あわせてそれ もって臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図る。

基本理念

- 臨床研究の公正性及び透明性の十分な確保 ・研究対象者の生命、健康及び人権の十分な尊重
 - ・臨床研究に係る国際的動向への配慮 関係者の連携の確保・強化による施策の円滑・効果的な推進

施策の策定に係る基本的な方針

- ①研究計画の策定、審査等
- ②研究対象者に対する適切な説明等
- ③研究対象者に重大な有害事象が生じた場合等における措置
 - ④臨床研究の公正性及び透明性の確保を図るための措置
 - ⑤臨床研究の実施に関する基準の策定等
- ⑤上記①~⑤の実効性の確保を図るための措置
- ⑨臨床研究を実施するための資金の確保 (8)関係者の連携協力 の人材の確保等

国の責務・法制上の措置等・組織の整備

- 国が、基本理念にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務
 - ・政府による法制上又は財政上の措置等・必要な組織の整備

第五条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、臨床研究(治験に該当するもの及び他

(研究計画の策定、審査等)

の他の措置を講じなければならない。

第四条 政府は、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ

(法制上の措置等)

る責務を有する。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を策定し、及び実施す

四 臨床研究に係る国際的動向に配慮すること。

の適正化等に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるようにすること。

- 三 国、大学その他の研究機関、医療機関及び関連事業者の連携の確保及び強化により、臨床研究の実施
- されるようにすること。
- 国床研究に対する信頼が損なわれることとならないよう、臨床研究の公正性及び透明性が十分に確保

ようにすること。

(基本理念)

ない。 | 臨床研究の対象となる者(以下「研究対象者」という。) の生命、健康及び人権が十分に尊重される

第二条 臨床研究の実施の適正化等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなら

って臨床研究に対する信頼の確保とその健全な発展を図ることを目的とする。

ことに鑑み、あわせてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行わ れる必要があることを踏まえ、臨床研究の実施の適正化(臨床研究の促進を含む。以下「臨床研究の実施 の齒正化等」という。)に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の策定に 係る基本的な方針を定めること等により、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、も

第一条 この法律は、我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にある

(田紀)

縮末研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律(案)

害が生じた場合において当該臨床研究を実施している機関の長等が当該研究対象者に対して適切な補償を3、臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、臨床研究の実施により研究対象者に健康被等を国が迅速かつ適切に把握することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。る講ずべき措置についての検討の結果、当該臨床研究を実施している機関において講じられた措置の概要に必要な措置を講ずることができるよう、当該軍大な有害事象、当該臨床研究に係る臨床研究委員会によの実施により保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがある場合において、これを防止するための実施により保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがある場合において、これを防止するため

切に対応することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。 実施の適否及び講ずべき措置についての検討が行われるようにするための措置その他関係者が迅速かつ適究計画の審査等を行った臨床研究委員会への迅速な報告並びに当該臨床研究委員会による当該臨床研究の大な有害事象が生じた場合において、当該臨床研究を実施している機関の長による当該臨床研究に係る研第七条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、臨床研究の実施により研究対象者に重

(研究対象者に重大な有害事象が生じた場合等における措置)

(研究対象者に対する適切な説明等)

E

朱研究について研究対象者の十分な理解を得るようにするために必要な措置が講じられなければならない。 に対して当該臨床研究について適切な説明を行うことの義務付けその他臨床研究に携わる医師等が当該臨 第六条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、臨床研究に携わる医師等が研究対象者

務が適切に実施されるようにするための体制の整備に関し必要な支援が行われるものとする。 てその集約化を図ることその他その機能を確保するための方策に関し検討するとともに、その審査等の業2 前項の措置を講ずるに当たっては、臨床研究委員会について、地域ごとに又は臨床研究の分野等に応じ

否について適切な判断が行われるようにするための手続の実施に関し必要な措置が講じられなければならに関する委員会(以下「臨床研究委員会」という。)による研究計画の審査等その他臨床研究の実施の適「研究計画」という。)の策定、医学又は法律学の専門家その他の学識経験者等から構成される臨床研究同じ。)に係る業務を統括する者(以下「研究責任者」という。)による臨床研究に関する計画(以下の法令により治験の基準と同等の基準が定められているものを除く。以下この条から第十条までにおいての法令により治験の基準と同等の基準が定められているものを除く。以下この条から第十条までにおいて

(関係者の連携協力)

る場合における国による関係者に対する必要な調査又は研究責任者等に対する当該臨床研究の適正な実施

る措置の実効性の確保を図るため、これらの措置に基づき臨床研究が適正に実施されていないと認められ

保するため法令による規制を行う必要がある臨床研究については、第五条から前条までの規定により講ず

第十条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、その適正な実施を適切かつ効果的に確

を図るための必要な指導若しくは命令若しくは当該命令に従わなかった場合の制裁等を適確に行うことが

できるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(人材の確保等)

第十一条 臨床研究の実施の適正化等に関する施策の策定に当たっては、臨床研究の適正な実施等に必要な

の必要な措置が講じられなければならない。

人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、医学等に関する大学及び大学院における教育の充実に

資するための措置、臨床研究に携わる関係者に対して必要な研修が行われるようにするための措置その他

及び知的財産権の保護に配慮しつつ、研究責任者による臨床研究に関する記録の作成及び保存並びに臨床

第八条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、研究対象者の個人情報、研究の独創性

の開示が行われるようにするための措置、臨床研究に必要な資金を提供する者と臨床研究に携わる医師等

び透明性の確保を図るために必要な措置が難じられなければならない。

研究の実施状況の公開のための措置、事業者からの臨床研究に携わる医師等への利益の供与に関する情報

との利益が相反する事項を研究責任者が適切に管理するようにするための措置その他臨床研究の公正性及

(臨床研究の実施に関する基準の策定等)

られる措置のほか、臨床研究の実施に関する状況、臨床研究の実施の適正化に関する施策に係る国際的動

向等に配慮しつつ、臨床研究の実施に関する基準を策定することその他の臨床研究の適正な実施を図るた

めに必要な措置が講じられなければならない。

(実効性の確保を図るための措置)

第九条 臨床研究の実施の適正化に関する施策の策定に当たっては、第五条から前条までの規定により誰じ

(臨床研究の公正性及び透明性の確保を図るための措置)

行うことを確保するために必要な措置が講じられなければならない。

H

(組織の整備)

图 图

この法律は、公布の日から施行する。

かかる。

(臨床研究を実施するための資金の確保)

第十三条 臨床研究の実施の適正化等に関する施策の策定に当たっては、関連事業者その他の関係者の協力 が得られるようにするための環境の整備に配意しつつ、臨床研究を実施するための資金の確保が図られる

よう必要な措置が講じられなければならない。

第十四条 政府は、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を講ずるにつき、必要な組織の整備を図るもの

第十二条 臨床研究の実施の適正化等に関する施策の策定に当たっては、臨床研究の促進に関する施策の円 滑かつ効果的な実施を図るため、関係行政機関の職員、大学その他の研究機関又は医療機関において臨床 研究に携わる医師等、研究対象者、医薬品、医療機器等の製造販売等を行う事業者等による協議の場を設 ける等、関係者の連携協力に関し必要な措置が講じられなければならない。

由である。 するとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理その健全な発展を図るため、臨床研究の実施の適正化等に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかに踏まえ、臨床研究の実施の適正化等に関する施策を総合的に推進し、もって臨床研究に対する信頼の確保とてそれが医療の発展に不可欠であり、医療の需要に対応した臨床研究が積極的に行われる必要があることを 我が国における臨床研究について、その適正な実施が強く求められている状況にあることに鑑み、あわせ

九

日本と欧米の法的規制の現状①(規制対象の違い)

- 治験については各国とも法的規制があるが、臨床研究については規制の対象範 囲が異なる。
- 日本では、臨床研究については法的規制が存在しない。

			日本※1	米国※2	欧州※3
治験	医薬品		0	0	0
	機器		0	0	0
臨床研究	医薬品	未承認·適応外	×	0	0
		承認あり・適応内	×	×	0
	機器	未承認 適応外	×	0	0
		承認あり・適応内	×	×	0
	手術·手	支	×	×	×

^{※1} 日本は、臨床研究については倫理指針で対応。(公的研究費による研究で倫理指針違反があれば研究費の返還、申請資格 停止等で対応)

- ※2 米国は、公的研究費の対象となる研究については別途法規制が存在する。
- ※3 欧州は、機器を用いた臨床研究については、医薬品よりも規制事項が少ない等の差がある。

7

日本と欧米の法的規制の現状②(規制内容の違い)

○ 各国が法的規制の対象とする臨床研究の範囲は異なるが、規制の内容についてはおお むね共通している。

			日本 米国				欧州		
対象質	囲		治験	臨床研究※1	治験	臨床研究※2 ・未承認・適応外の医薬品・ 医療機器を用いるもの、 ・広告に用いられるもの	治験	臨床研究 ・医薬品・医療機 器を用いるもの	
倫理審査委員会の審査			0	×		0	0		
	当局への届	Ш	0	×		0	0		
規制内容		モニタリング	0	×	0		O*3		
		記録の保存	0	×		0		0	
	研究の 実施基準	インフォーム ド・コンセント	0	×		0	0		
		個人情報の保護	0	×		0		0	
	副作用等の報告		0	×		0		0	
	製薬企業等	の透明性確保	×	×		0		×	

^{※1} 製薬企業等の透明性確保を除き、倫理指針の対象となっている。

※3 医療機器は対象外。

8

^{※2} 公的研究費の対象となる研究については別途法的規制が存在する。

^{※4} フランス等、一部の国には法的規制が存在する。

	一連の研究不正事件	如	研究の種類	責任を負うべき者	直接の 健康被 害	母の労の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	運 交付金 企	企業か らの研 究費	斑 子 路 路 金	備考
2008	がんペプチドワクチン被験者出血	東京大学医科研 附属病院	未承認薬の臨床 試験	医師	不明	なし	ф ₍₎	なし	なし	
2011.11	肺がん患者の同意なく骨髄液採取	慶応大学病院	効果的な治療法 を探る臨床研究	医師である私大教員	なし	あり	なし	不明	不明	病院長妃に告発の手紙で発 覚、新薬開発の補助金5億円 の交付延期
2012.2	助教がiPS細胞関連論文ねつ造	東京医科歯科大	基礎研究(ヒトの 細胞)	国立大教員	なし	なし	あり	なし	なし	
2012.3	推教授が老化防止研究論文ねつ造名	名古屋市立大	臨床研究	医師である公立大教員	なし	なし	あり	なし	なし	
2012.6	准教授が172本の論文ねつ造	東邦大	臨床研究	医師である私大教員	なし	æ ህ	なし	不明	不明	私学なので私学助成金
2012.12	ディオバン事件(ノバルティス社の 高血圧症治療薬)	京都府立医大、慈 恵医大、滋賀医大	市販後のランダ ム比較試験(医師 主導臨床試験)	国立公立私立大 医学部の医師及 が企業社員	なし	なし	あり	なし	あり	医師の処方行動の変更により 医療保険財政への影響が指 摘された
2013.3	小林製薬の肥満症治療薬治験デー タ改鼠、承認申請取り下げ	SMO(治験施設支 接機関)と民間病 院	治験	企業?社員?	なし	なし	なし	物以	なし	
2013.11	J-ADNIのデータ改鼠疑惑の内部告発(アルツハイマー研究)	東大	臨床試験(観察 研究)	医師である国立 大教員、企業社 員?	可能性	あり	あり	物以	不明	
2014.1	ノバルティス社社員がSIGN研究に 関与(慢性骨髄性白血病治療薬)	東大付属病院	市販後の医師主 導臨床試験	医師である国立 大教員、企業社 員及び企業	なし	なし	あり	なし	あり	企業からの労務提供あり。企 業の第三者委で組織ぐるみの 隠ぺい発覚
2014.2	武田薬品の高血圧症治療薬広告に 誇大広告違反疑惑(CASE-J)	企業、京大	市販後の医師主 導臨床試験	企業?社員?医 師である国立大 教員?	なし	なし	あり	なし	あり	
2014.2	STAP細胞のデータねつ造疑惑	理研及び山梨大	基礎研究(動物 実験)	独法職員及び国 立大教員(医師ではない)	なし	あり	ይ ሀ	なし	なし	

シンポジウム 発言③

ドイツの「過去の克服」から何を学ぶか

石田 勇治氏(東京大学大学院総合文化研究科教授)

はじめに

- 日独比較の不可避性
- ・政治的指導者の謝罪演説・声明(「赦しを請いたい」) ヘルツォーク大統領(94) ワルシャワ蜂起、ラウ大統領(99) 戦時下の強制労働 ヴィツォレク=ツォイル経済協力開発大臣(04) 先住民虐殺
- ・想起(記憶)の文化 ホロコースト記念碑、躓きの石、灰色のバス
- 1一史的プロセスとしての「過去の克服」
- 東ドイツと西ドイツ
- ・何より駄目なドイツ? アデナウアーの二重戦略:反ナチ的民主国家の規範と旧ナチ派の社会統合 ナチ体制との人的連続性、反ユダヤ主義の残存、アイヒマン裁判 最初の転換期としての「長い60年代」(68年運動、ブラントの登場、新東方外交)
 - 二度目の転換を促すドイツ統一
- ・戦後民主主義の発展 人権意識の成熟、世論と指導者、国際的共同事業、世代交代と世代意識、市民運動の役割

2一司法訴追

- ・ニュルンベルク国際軍事裁判を受け容れることも、拒否することもしない。 「人道に対する罪」ではなく、ドイツ刑法に基づく裁判
- ・アウシュヴィツ裁判(1963-65)
- ・時効論争(1960,65,69,79) 謀殺罪のみ
- ・裁判の意義と限界

3一被害補償

- ・ 西側占領軍の主導
- ・賠償問題の先送り ユダヤ人の補償優先、ルクセンブルク協定、連邦補償法(ナチ不法の定義)の制定
- ・補償対象の拡大 80年代初頭の転換、ナチ医学犯罪の再発見、ヴァイツゼッカー大統領の演説(85) 「忘れられた被害者」―「ジプシー」、同性愛者、強制断種・「安楽死政策」被害者など 戦後も続く差別偏見との闘い、緑の党の問題意識
- ・強制労働補償基金「記憶、責任そして未来」の設置(2000) 背景にドイツ商品不買運動、集団訴訟、政権交代

旧東欧・ソ連圏の犠牲者 166 万人へ補償支払い、完了。政府+民間:総額 6600 億円

- 4 ―歴史認識・歴史教育・メディア
- ・歴史学の変容 フィッシャー論争、ナチ裁判への協力、国史から批判的歴史学へ
- ・国際教科書対話 ポーランド、フランス、イスラエル 独仏共通教科書の刊行
- ・メディア革命 テレビ映画「ホロコースト」の衝撃、タブーを突破、高い視聴率

おわりに―何を学ぶか?

参考文献—

石田勇治『過去の克服―ヒトラー後のドイツ』(白水社、復刻版)

同『20世紀ドイツ史』(白水社)、

同『図説ドイツの歴史』(河出書房新社)

同「ジェノサイドと戦争」『岩波講座アジア・太平洋戦争』第8巻(岩波書店 2006)

井関正久『ドイツを変えた68年運動』(白水社)

武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』(白水社)

川喜田敦子『ドイツの歴史教育』(白水社)

フライ・佐藤『過ぎ去らぬ過去との取り組み』(岩波書店)

フェレンツ『奴隷以下』(凱風社)

シュリンク『過去の責任と現在の法』(岩波書店)

資料―指導者のメッセージ

① アデナウアー首相

ルクセンブルク協定の締結に先立つ五一年九月の連邦議会演説で、「ドイツ民族の名において恐るべき犯罪がなされた」ことを認め、ユダヤ人が被った個人的な損害だけでなく、所有者がもはや存命しないユダヤ人財産にたいしても「道義的、物質的補償を行う用意がある」と述べた。そして「ユダヤ人代表と、数多くのユダヤ難民を受け入れたイスラエルの代表とともに、終わりなき苦しみを少しでも取り除けるよう補償問題の物質的解決をはかりたい」と表明。この演説で基本法第一条「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重しかつ保護することは、あらゆる国家権力の義務である」を引き合いに出して、政府はいかなる形態の人種差別も許さず、全国民が人間的・宗教的寛容の精神を身につけるよう努力すること、そして反ユダヤ主義的な扇動を続ける者には厳しい刑罰を与える」と述べた。

② ブラント首相

七〇年五月八日、終戦二十五周年記念式典で「今から二十五年前のあのときに多くのドイツ人が個人的あるいは国民的な苦しみとして感じたことは、他の民族にとってみれば外国への隷従、テロ、不安からの解放でした」とのべて、自国の加害責任を明確にした。そして、「民族には自らの歴史を冷静に見つめる用意がなければなりません。なぜなら、過去に何があったかを思い起こせない人は、今日何が起きているかを認識できないし、明日何が

起きるかを見通すこともできないからです。冷静に歴史と向き合うことは、とくに若い世代にとって大切です。若い世代は、当時終わったことに関与していません。(中略)しかし(前世代から)引き継いだ歴史からわれわれは誰ひとりとして自由ではないのです。」

この年の一二月、ブラントは東方外交の一環としてポーランドとの関係正常化を約すワルシャワ条約調印式典に臨んだ。その日、ワルシャワ無名兵士の墓地を訪問したブラントは、その足でワルシャワ・ゲット一跡地を訪ね、ユダヤ人犠牲者追悼碑の前で跪く。この行動は、過去を反省する西ドイツの姿として、随行した報道陣によって全世界に配信された。

③ ヴァイツゼッカー大統領

一九八五年五月八日、終戦四十周年式典記念演説で、「五月八日がドイツ人にとって新たな苦しみの始まり」であったとしつつも、その苦しみは「ナチ政権の成立に由来する」と明言し、ドイツ人の多くがナチズムに呪縛されていたことを認め、敗戦によってようやくその呪縛から解放されたと述べた。「罪があろうとなかろうと、われわれ全員が過去の責任を負わなければなりません」「過去に目を閉ざす者は結局ところ現在にも盲目となるのです」。ヴァイツゼッカーにとって戦後世代に罪がないことは明らかだが、責任は継承される。ヴァイツゼッカーは過去を想起することの大切さをユダヤ教の教えを引いて説き、過去の真実を伝え理解するために「世代を越えた連帯」が必要であると訴えた。

④ ヘルツォーク大統領

一九九四年七月、ポーランド政府主催のワルシャワ蜂起五〇周年記念式典に出席し、ドイツがポーランドを侵略した事実を認め、「ドイツがポーランドに与えたすべての苦しみにたいし赦しを請います」と述べた。

⑤ ラウ大統領

一九九九年十二月、強制労働被害者団体との補償交渉の始まりにさいして、「遅すぎた 補 償」を詫び、「私はドイツの支配下で奴隷労働、強制労働を行わなければならなかったすべ ての人びとに思いを馳せ、ドイツ国民の名において赦しを請います。私たちは彼らの苦しみを忘れません」との声明を発表した。

①~⑤:石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』(白水社)より

石田勇治氏 プロフィール

東京大学大学院総合文化研究科教授。

1957年京都市生まれ。

ドイツ近現代史専攻。

主な著書に『過去の克服―ヒトラー後のドイツ』(白水社)、『20 世紀ドイツ史』(白水社)、共編著に『図説ドイツの歴史』(河出書房新社)、『ジェノサイドと現代世界』(勉誠出版)、史料集に『ドイツ外交官の見た南京事件』(大月書店) などがある。

2014年(平成26年)8月22日(金)

統12版

オビニオン

戦争責任に向き合う

戦後70年を前に下

第二次世界大戦の終戦から69年を経た現在、最悪の状態にあるとされる。 われわれ日本は、「戦争責任」にどう向き合うべきなのか。 その根底にあるのが、戦争をめぐる歴史認識の問題だ。 日本と中国、韓国との関係は、

た。2002年には国温士等で国際刑事裁判所が設立され、ジェノサイド(集団殺書詞)や人選に対す

る罪などの重大犯罪を标道・処割している。

小監督子・山梨学院大教授の著書「教後和解」

的な根当が行むれたのは第二次世界大戦後。

法の整備も進んだ現代では、戦後処理において宏 却よりも正義や公正さが求められるようになっ 市民社会の発達で世輪の影響力が増大し、国際 によると、近代以前は戦争中のすべての悪行を望

> 欠世界大戦後のパリ講和会議といわれる。敗戦国 ドイツの賠債機格の供給として関款責任が認定さ れ、前編帝の阪道も求められた。戦争記算の本格

初めて戦争責任の考え方が沢されたのは、第一

仮争責任とは

和と同時に仮封するのが特だったという。



け止めるべきではないか。 を高める最後のチャンスと受 めて取り組み、国際的な評価

してこなかった。戦後処理の

教育の場で旧日本軍が中国

との問いは、和解を達成する

いしだ・ゆうじ

ることがあってもいい。「い

つまで簡罪すればいいのか」

現場を訪問して慰霊したりす

る被害国の視点を理解するこ

とは不可欠だ。新たな基金を

設けたり、首相が戦争犯罪の

の国民として将来の国際社会

への責任がある。自国と異な

はないが、大戦を主導した国

戦後世代は戦争に対する罪

ことで自ら終わらせるべき

【聞き手・吉富裕倫】

見任を積極的に取る姿勢は示

ドイツも戦後長らく過去の

石田 Yuji Ishida

がなかったら、今のドイツの 2000年、政府と企業が資 高い評価は考えられない。 足させた。もしこの補償基金 る「記憶・責任・未来」基金を発 金を折半し、被害者に補償す 対話を積み重ねた結果として た。他国からの批判に応え、 ど、ドイツは窮地に立たされ 戦時中の強制労働の補償に関 る。1990年代に入ると、 る道義的な向き合い方にあ 張は、日本と同じだ。日独の はなくなったとする政府の主 して不質運動にさらされるな 遅いは自国の加害責任に対す さらに決定的に異なるのは

日本は侵略を認め謝罪した

勇治

がっている。他国からの批判

なく、逆に戦争責任問題に改

を不愉快だと反発するのでは

の批判は、首脳会談を開けな

いなど東アジアの緊張につな

史認識を巡る中国、韓国から

かった。靖国神社参拝など歴

に戦争責任を引き受けてこな

国ながら、欧州連合(EU)

同じ第二次世界大戦の敗戦

で戦勝国と肩を並べてリーダ

たドイツほど、日本は積極的 ーとして振る舞うようになっ

第二次世界大戦に対する規範

国家間条約で法的な賠償責任

の関与があいまいだった。 足したが、国家事業として行 ったドイツの基金に比べ、国 たアジア女性基金が95年に発 **延軍慰安婦に償い金を支給し** イツと全くレベルが違う。元 質任を巡る対外的な発信はド 村山鉄話などがあるが、戦争 (大量虐殺)のような民族絶 ユダヤ人のホロコースト 用しない失言も止まらない。 た政治家が増え、国際的に通

的な理解の有無だ。ドイツに も戦争を起こしたナチ時代を るなど、政治指導者が繰り返 統一後もラウ大統領が99年に 味だった」と演説した。東西 ッカー大統領が戦争を「無意 ひざまずき、85年にワイツゼ ユダヤ人犠牲者記念碑の前で きたことを詳しく1年かけて 評価する保守的な見解はある し反省の姿勢を示してきた。 ト首相が70年にポーランドの 教える。旧西ドイツのプラン 有され、学校でナチ時代に起 けのある歴史研究の成果が共 い」という一線がある。裏付 が、「これは言ってはいけな 「許しを請いたい」と表明す ドイツとは責任の重さが違う と考える人が多いのではない で残虐視されている。 収容所と同じように国際社会 の731部隊は、ユダヤ人を 兵器の人体実験を行った日本 も使わなかった非人道的な化 か。だが日本はナチ・ドイツ 滅政策をとらなかったから、 満州(現中国東北部)で細菌 学兵器を中国で使用した。旧 層殺したアウシュビッツ強制

う。日本の世論は自国に都合 ちんと反論できない。自国を き過ぎた批判があっても、き ている。これでは他国から行 の悪い史実に触れないで育っ ほとんど教えていないと思 や東南アジアで何をしたか

表化する甘い歴史認識をもっ

著書に 「過去の克服」 「20世紀ドイツ史」など。 「論点」は金曜日掲載です。opinion@mainichi.co.jp

1957年京都市生まれ。ドイツ近現代史専攻。東京大大学院修士(国際関係論)。

君

政権を関している。

(たのページは原則と

77

「あの戦争」※

「歴史の真実を直視しよ ろ」。第2次大戦の敗戦か ら如年が過ぎた1985年 ら月8日、当時の西ドイツ 大統領・ワイツゼッカー は、ナチスのホロコースト (ユダヤ人大量虐殺)をめ ぐって国民にそう呼び掛け た。「過去に目を閉ざすこ とは、現在にも目を閉ざす ことになる」の一部で知ら れる歴史的な演説だ。日本 でも政治家の歴史認識が問 題になるたび、「手本」と して引用されてきた。

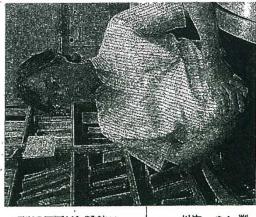
だが、ドイツ人の過去に 対するまなざしは、決して 一定していたわけではな い。「過去の克服―とトラ ―後のドイツ」を2002 年に著した東大教授・石田 勇治は「ドイツが過去と誠 実に向き合っているという 国際的な評価は、1980 年代ごろにようやく定まっ た」と分析する。実際の国 民の歴史意識は、時代によ って大きく振れてきた。

「終止符願望」という言 葉がある。もうナチス時代 の過去を追及しないでく れ、という感情だ。ワイツ ゼッカー演説と同時期でき え、少なくない国民が心に 抱き、今もドイツ社会の底 流にあるといわれる。ただ、 戦後一貫して存在したこの… で様変わりした。

石田は説明する。「例え ば、被害者への補償が不十

D

分だった
印年代ならば、 上符願望は単なる『拒絶反 広』といえただろう。しか し、今は多くの国民が『真 任を果たした』・と認識でき る状況になった」。感情と は別の次元で、政策の成果 が蓄積されたからだ。最近 「本音」の背景は、数十年、では2007年、戦時中の 強制労働被害者に対する補 償金支払いが完了したこと も、画朗となった。



過去の問題は、戦後ドイ ツ政治にとって「現実の問 題」であり続けた。国際的 な信頼を得るために、そし て東西ドイツが統一するた めには避けて通れなかった という。「指導者が国益に かなう選択をした結果、従 来の(保守的な)歴史認識 が徐々に修正されていっ たこと石田は捉える。

一方で、継承すべき「過 去」は形骸化の懸念をはら んでいる。その典型がホロ コーストの追悼式典。「ま るでドイツ人全員が(『ア ンネの日記 の) アンネ・ フランクだったかのよう に、被害者と同一視して語 っている」。 加害の当事者 性が抜け落ちつつある。

確かに、戦争責任をめぐ るドイツ人の意識は、国際 関係や内政、マスメディア

配務伯文化研 である。 ドイシ現 ・なり「大大学」 いしだ・ まれ。東大 究科教授(権権に 一後の アッカー 後の アッター 「となり」 「とない」 「

など複雑な要素に左右され てきた。それでも、着実に 根付いた財産がある。アウ シュビッツの「負の経験」 が戦後民主主義を築いた、 という共通理解だ。

Y

では、日本はどうか。石 田は問いかける。「かつて の罪に対する「現在の責任」 に無自覚ではないか。各国 からの批判の真意は、そこ にあるのではないか」

(斉藤 大起) 〈おわり〉

◆ドイツの「罪」と「責任」 ドイツの哲学者 のヤスパースは戦後すぐ、 刑法上や政治上の戦争犯 罪に加え、見て見ぬふりをした個人の道徳的・思想的な 罪を問うた。また1970年には西ドイツのブラント首 相が演説で「過去に何があったかを思い起とせない人は、 今日何が起きているかを認識できない」と、
的年のワイ た「責任」の存在を強調した。誰一人として自由ではない」とも述べ、戦後世代も含めツゼッカーの言葉を先取りした。「歴史からかれおれば、『ドドイズは、「、いらがる言語「ころん」」と、別よりフィ

歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題

シンポジウム 発言(4)

「患者の人権尊重」から「患者の人権擁護」へ;人権意識の変革を

平岡 諦氏 (健保連大阪中央病院顧問)

要旨

「歴史を踏まえた日本の医の倫理の課題」、その源は日本医学会が自ら犯した戦時下医学犯罪を今日まで検証・反省せずにきたことにある。戦後、日本医師会の中に置かれた日本医学会は、日本医師会に働きかけてその医の倫理(すなわち日本の医の倫理)を「患者の人権尊重」に留めさせた。世界医師会の「患者の人権擁護」を謳う医の倫理を受け入れれば、自らの医学犯罪を隠し通せないと考えたからであろう。「患者の人権尊重」の医の倫理の下、「(患者の人権を)尊重するだけで、時に第三者の意向を優先させる」という構造の、患者の人権問題が起きた。例えばハンセン病患者の不要な長期隔離、和田心臓移植事件、薬害エイズなどである。しかし「患者の人権擁護」を宣言していない日本医師会はこれらの患者の人権問題に対応できずに来た。その結果が現在の医療不信である。

私たち自身の人権意識の変革と共に、日本医学会には戦時下医学犯罪の検証・反省を迫り、 日本医師会には「患者の人権擁護」を謳った医の倫理への変更を迫る、この二つが車の両輪と なって初めて、諸々の医療問題の解決、医療不信の払拭につながるだろう。

講演では、「患者の人権擁護」を謳っている世界医師会の医の倫理の形成過程、その日本への 導入を阻止しようとする日本医師会の態度についても述べる予定である。医の倫理が医療のあ り方を規定するように、憲法が国のあり方を規定する。時間があれば、日本国憲法における国 民の人権の取り扱いについても述べたい。

【参考文献】拙著『医師が「患者の人権を尊重する」のは時代遅れで世界の非常識-日本の 医の倫理の欠点、その歴史的背景』(ロハス・メディカル)

平岡 諦氏 プロフィール

健保連 大阪中央病院 顧問。

1945 (昭和20) 年2月19日生。

1969年大阪大学医学部卒。

市立芦屋病院勤務、シカゴ大学留学、府立大阪成人病センター(血液内科)を経て 2009 年より現職。 卒業前後に水俣病公害認定・訴訟、和田心臓移植事件、インターン制度・医局講座制廃止運動などを経 験。

1998年より患者の自立支援のため、医師から勧めるセカンド・オピニオン運動開始。

著作:「セカンド・オピニオン」(グループマン著、近藤誠との共訳)、「対診とセカンドオピニオン」 (日本医師会発行「医の倫理―ミニ辞典」)、「医師が『患者の人権を尊重する』のは時代遅れで世界の 非常識」(ロハスメディカル)など。

資料① 「医の倫理」実行委員会の取り組み紹介

医の倫理―過去・現在・未来―企画実行委員会 ~日本医学会総会 2015 関西にむけて~

(略称:「医の倫理」実行委員会)

■今日までの取り組み

- ●「戦争と医の倫理」の検証を進める会と有志による取り組み 2013 年 12 月 26 日 「第 29 回日本医学会総会 2015 関西」主催者に下記を要請
 - ① ドイツ精神医学精神療法学会 (DGPPN) フランク・シュナイダー会長を医学会総会に 講演者として招聘すること
 - ② シュナイダー会長の提案する DGPPN 作成のパネルを展示すること
- ●「医の倫理」実行委員会の設立と企画推進

2014年1月12日 実行委員会設立

2014年2月23日 第2回実行委員会

2014年5月11日 第3回実行委員会

2014年8月10日 第4回実行委員会

2014年9月28日 第5回実行委員会

2014年10月26日 第6回実行委員会

2014年11月23日 第7回実行委員会

2015年3月10日 第8回実行委員会

●プレ企画

★京都プレ企画 (2014年)

多彩な人たちが集い、多様な切り口から医の倫理と医学の将来を語る連続企画を行ってきた。

◇5月3~6日 ハルビン視察旅行(主催:全国保険医団体連合会)(報告書在中)

◇8月31日(日)

医の倫理ゼミ (第1回)・過去 戦争と医学 (当日資料在中)

講義①:「15年戦争期における日本の医学犯罪」土屋 貴志氏(大阪市大准教授)

講義②:「旧日本軍遺棄毒ガス(化学兵器)チチハル被害者日中合同検診報告」

磯野 理氏(京都民医連第2中央病院院長・京都民医連)

会場:京都府保険医協会 会議室

動画:http://www.healthnet.jp/movie/ethics/

◇9月28日(日)

医の倫理ゼミ (第2回)・現在 社会と医学 (当日資料在中)

講義①:「終末期医療をとりまく状況と死の自己決定」

川口 有美子氏(ノンフィクション作家、第41回(2010年) 大宅壮一ノ

ンフィクション賞受賞「逝かない身体」著者)

講義②:「現代版ABCC (原爆傷害調査委員会) になりかねない東北メディカル・メガバンク機構」

山口 研一郎氏 (現代医療を考える会代表)

会場:京都府保険医協会 会議室

動画: http://www.healthnet.jp/movie/ethics2/

◇10月26日(日)

スペシャル鼎談

「これからの日本の医学ー過去・現在・未来ーを語る」 会場:池坊学園「こころホール」(京都市・四条鳥丸)

ゲスト: 法政大学総長 田中 優子氏

動画: http://www.healthnet.jp/movie/ethics3/

◇11月23日(日)

医の倫理ゼミ (第3回)・未来 経済と医学 (資料在中)

講義:「iPSと医の倫理」

八代 嘉美氏(京都大学 i P S細胞研究所上廣倫理研究部門 特定准教授)

会場:京都府保険医協会 会議室

動画: http://www.healthnet.jp/movie/ethics4/

★大阪プレ企画(2014年)

◇10月25日(十)

「731部隊の蛮行」パネル展示

大阪医科歯科 9 条の会と女性医師・歯科医師の会共同企画講演会(講師・大阪府弁護士会会長 石田法子氏)会場にてパネル展示

会場:大阪協会M&Dホール

★兵庫プレ企画(2014年、2015年)

◇8月23日(土)

「保団連 2014 ハルビン視察ツアー」―731 部隊の真実と日本の戦争責任

講師:加藤 擁一氏(兵庫県保険医協会副理事長)

会場:兵庫県保険医協会会議室

動画: http://iwj.co.jp/wj/open/archives/163409

◇2015年2月14日(土)

「ハルビン、ヒロシマ・ナガサキ、そして福島―医師・医学者の戦争責任・戦後責任 を検証する―」

講師:郷地 秀夫氏(兵庫県保険医協会副理事長、東神戸診療所所長)

会場:兵庫県保険医協会会議室

動画: http://www.ustream.tv/recorded/58889175

★奈良プレ企画

◇7月24日(木)~~7月27日(日)

戦争展での「戦争と医の倫理 日本の医学者・医師の「15 年戦争」への加担と責任」 パネル展示

★和歌山プレ企画

 \diamondsuit 8月2日(土)~8月3日(日)

戦争展での「戦争と医の倫理 日本の医学者・医師の「15 年戦争」への加担と責任」 パネル展示

★滋賀プレ企画

◇12月21日(日)

大津駅近くの古民家改造した会場にて一般市民対象のイベント(落語会等)を企画。 その中で「戦争と医の倫理 日本の医学者・医師の「15 年戦争」への加担と責任」パネル展示を開催

*藤居実行委員(滋賀県保険医協会理事)の歯科診療所でも同パネルの展示が続けられている。

●パネル展示企画

医学・医療の発展には、人間の尊厳や人権を基本とすることが何より大切です。 日本の医学者・医師が 15 年戦争中に行った「人体実験」などの非人道的な行為を史実に沿って展示しました。(「戦争と医の倫理 日本の医学者・医師の「15 年戦争」への加担と責任」として冊子化されています。)

- ★立命館大学国際平和ミュージアム会場
 - ①全体展示 2015年3月13日(金)~15日(日)10:00~16:00 1階中野記念ホール
 - ②ミニ企画展示 2015年4月2日 (木) ~14日 (火) 9:30~16:30 2階ミニ企画展示室
- ★知恩院和順会館会場
 - ①全体展示 2015年4月12日(日)9:30~16:30 1階ギャラリー

資料② 「医の倫理」実行委員会設立趣意書

医の倫理―過去・現在・未来―企画実行委員会 ~日本医学会総会 2015 関西にむけて~ 設立趣意書

「第29回日本医学会総会 2015 関西」が京都を中心に開かれます。

「医学と医療の革新を目指して一健康社会を共に生きるきずなの構築―」をテーマに掲げ、井村会頭は「医療、健康の問題は、医療関係者だけでなく、国民全体、社会全体で考えて行く」ことが大切だとして、医療関係者のためだけではなく、国民に開かれた医学会になるべきとの思いを述べられています。

2012 年ノーベル生理学・医学賞を受賞された京都大学の山中伸弥教授も、「iPS 細胞の研究は驚くべきスピードで進んでいるが、良いことばかりではなく新しい問題も発生している。新しい科学技術には倫理問題も伴う。何をどこまで受け入れるのか、答えを出すのは社会です」と指摘されています。

人間の細胞から精子や卵子が作られ、豚の体内で人間の臓器を作ることも可能になる一方で、胚や胎児の段階から出生の取捨選択が可能になるなど、生命そのものを操作、選択できる時代となった今、医学・医療に求められている倫理的課題は格段に重さを増しています。「医の倫理」が、広く社会全体で理解され共有され議論されなければならない時を迎えているのです。

しかしその一方、残念ながら日本の医学界・医療界において「医の倫理」について然るべき 十分な議論が行われた実績はありません。特に、忘れてならないのは、「731 部隊」に代表され る戦前の日本の医学者・医師が行った、非人道的な行為に対する考察と反省ですが、日本医師 会も問題意識は持ちつつも議論を深めるまでには至っておらず、取り組みはこれからと言わざ るをえません。

全ての生命を尊重するはずの医学・医療が陥った当時の過ちについては、医の倫理に関わる 原点の問題として捉え、事実を検証し、深く学び合うことから始めねばなりません。避けるこ となく過去に向き合い、先人が犯した間違いを再び繰り返さぬよう、次の世代に正しく真実を 伝えていくことが大切です。

来年は戦後70年目の年となりますが、繰り返される薬害や臨床データの改ざんなど、日本の 医学界・医療界全体のあり方に対しては、依然として厳しい批判の目が向けられています。

人種、性別、年齢、思想信条、貧富などによる差別をしない、人権が守られる医療を確立するためには、まず私たちが過去の過ちを今日の問題として認識を深め、社会に対する責任を改めて問い直し、その教訓を未来への贈り物としなければなりません。

日本の医学界・医療界としてこの問題に前向きに取り組んで行くために、できることを考え 行動しようとの趣旨で、有志による実行委員会を設立しました。これから「日本医学会総会 2015 関西」にむけて、市民、医学者・医師が幅広く集える機会を作りたいと思います。趣旨に ご賛同いただける皆様のご協力とご参加を、心より期待いたします。

2014年1月12日

「医の倫理―過去・現在・未来―企画実行委員会 ~日本医学会総会 2015 関西にむけて~」

代表 垣田さち子

資料③ 「医の倫理」実行委員会名簿

代表	垣田	さち子	京都府保険医協会理事長
10 20	西山	<u>- C タエー</u> 勝夫	京都州 床幌区協会理事故 「戦争と医の倫理の検証を進める会」代表世話人
	吉中		「戦争と医の 達の検証を進める去」代表世話人 全日本民主医療機関連合会副会長
 副 代 表	<u>ロサ</u> 住江		全国保険医団体連合会会長
HI) 10 1X	飯田	 哲夫	
			全国保険医団体連合会副会長
事務局長	油口	<u>研一郎</u> 賢治	現代医療を考える会代表 京都府保険医協会副理事長
争伤问文			
	機野 向井	 明彦	京都民医連第二中央病院院長 大阪民主医療機関連合会会長
	高本	<u> </u>	大阪府保険医協会理事長
	武田	_ 	大阪府保険医協会副理事長
	小山	 高澄	大阪府保険医協会理事
	<u>/// </u> 藤居	_ 明範	滋賀県保険医協会理事
	秋山	和雄	京都府歯科保険医協会副理事長
	小澤		大阪府歯科保険医協会理事長
	池内	 春樹	兵庫県保険医協会理事長
	宮際	<u> </u>	奈良県保険医協会副理事長
	龍神	_ 针 弘幸	和歌山県保険医協会理事長
	土屋		大阪市立大学准教授
	<u>上堡</u> 平岡	<u>東心</u> 諦	健保連大阪中央病院顧問
	<u> ̄ ̄ ̄</u> 若田	<u></u> 泰	近畿高等看護専門学校校長
	養本	<u>**</u> ナナ	京都民医連中央病院リハビリテーション療法課・作業療法士
	浜野	 研三	関西学院大学教授
	望田	_ 哟 一 幸男	同志社大学名誉教授
実行委員	小島	<u>ーーフ</u> 荘明	東京大学名誉教授
	<u> </u>	· 3三	15年戦争と日本の医学医療研究会名誉幹事長
	刈田	'一 啓史郎	15年戦争と日本の医学医療研究会幹事長
	川嶋	みどり	日本赤十字看護大学名誉教授
	末永	恵子	福島県立医科大学講師
	池田		前大阪府民主医療機関連合会会長
	小笠原		京都法律事務所弁護士
	宗川	<u>、 </u>	京都工芸繊維大学名誉教授
	中島	_ 晃	全国公害弁護団連絡会議代表・弁護士
	山根	 和代	立命館大学国際関係学部准教授
	木下	 利彦	関西医科大学精神神経科教授 関西医科大学医師会会長
	森岡		大阪府立大学教授
	井口	_ 和起	京都府立大学名誉教授
	藤末	 衛	全日本民主医療機関連合会会長
	西沢	いづみ	現代医療を考える会
	色平	哲郎	佐久総合病院・医師
		 、夫	戦争と医の倫理問題研究者
	·		***

資料④ 賛同者・後援一覧(2015年4月6日現在)

	氏名	眉書
1	高尾 嘉興	福知山医師会会長
2	荒木 義正	舞鶴医師会会長
3	<u> </u>	宇治久世医師会会長
4	山下琢	下京西部医師会会長
5	一色,哲志	中京西部医師会会長
6	木下 欣也	東牟婁郡医師会 前会長(2014.4月交代)
7	藤田位	西脇市多可郡医師会会長
8	増田 博	羽曳野市医師会会長
9	吉江貫	桜井地区医師会会長
	宮城 泰年	聖護院門跡門主
11	石田 良正	日蓮宗大輪院住職
	松原洋子	立命館大学大学院先端総合学術研究科教授
	荻野 美穂	元·同志社大学教授
14	大谷 いづみ	立命館大学産業社会学部教授
15	安斎 育郎	安斎科学·平和事務所所長、立命館大学名誉教授
16	山本 啓一	山本医学鑑定研究所
17	早川 一光	幸·総合人間研究所所長、元京都堀川病院院長
18	中島 康之	大阪弁護士会 弁護士
19	立岩 真也	立命館大学大学院先端総合学術研究科教授
	型名 英巴 鷺坂 英輝	福岡県保険医協会会長
21	中川 武夫	中京大学教授
22	宇佐美 宏	全国保険医団体連合会副会長
	板井 八重子	医師
24	荻野高敏	医師
25	高谷 清	
	細川 汀	
27	西原豊	
	畑 明郎	元大阪市立大学大学院教授
	中村征夫	岐阜大学名誉教授
30	花井 透	まくはり診療所医師、千葉県保険医協会前会長
	児玉 健次	北海道革新懇代表世話人、元衆議院議員
	<u> </u>	鹿児島大学名誉教授
33	福端 規邦	医師
34	鰺坂 真	関西大学名誉教授
35	岡田 朝志	千葉民医連会長、千葉健生病院長
	福田 紀彦	米の山病院医師
	佐藤修二	札幌ワーカーズクリニック院長
	松井 英介	岐阜環境医学研究所所長
39	東昌子	滋賀県民主医療機関連合会副会長
40	鈴木 篤	健愛クリニック所長
41	室井 正	
42	上野陽里	京都大学名誉教授
43	橋本 忠雄	医療法人橋本クリニック理事長
44	岩崎 信彦	神戸大学名誉教授
	櫻井 健	通訳案内士
46	齋藤 紀彦	
47	奈須 重雄	NPO法人731部隊・細菌戦資料センター
48	藤原 精吾	弁護士
49	上林 茂暢	柳原ホームケア診療所、龍谷大学名誉教授
50	田中 清貴	みさき病院院長
51	田中 智子	佛教大学
52	木村 敏之	反核京都医師の会
53	田中 眞希	東京保険医協会理事
54	神田 千秋	京都民医連中央病院総合内科科長
55	任 書楷	任医院院長
56	川合 一良	医療法人健康会理事
57	渡辺 圭司	
58	土井 敏彦	内科医
59	荒井 康裕	
	臼田 篤伸	バイオハザード予防市民センター代表幹事
61	岩田 亮二	現代医療を考える会
62	小西 弘泰	富田町病院院長
63	平野 敏夫	
64	二木 洋子	高槻市議会議員
65	舟木 淳	名古屋放送芸能家協議会理事長

66	金谷 邦夫	うえに生協診療所長
67	高瀬 毅	ノンフィクション作家
	山本 博樹	
	山本 光子	
70	今井 博之	いまい小児科クリニック所長
71	<u>山田 昇</u>	
72	竹中 正典	て川月月吟をわる
73 74	喜多 徹 矢崎 正一	石川県保険医協会 北医療生協北病院医師
	村上 陽三	九州大学名誉教授
	井沢 宏夫	内科医師
	永瀬 勉	愛媛県保険医協会副会長
	相磯 富士雄	医師
	木﨑 利夫	平和友の会
80	岡田 靖雄	精神科医
81	八木 晃介	花園大学社会福祉学部教授
82	色部 祐	社会保険労務士
83	井上 博之	歯科医師
84	池本 恒彦	兵庫県保険医協会理事
85	大山 正夫	患者の権利オンブズマン東京・オンブズマン
86	島津恒敏	小児科医、島津医院院長
87	申 偉秀	東京保険医協会理事
	津田 光夫	医師
	早川 純午	愛知県民主医療機関連合会会長
90	<u>丸本 百合子</u> 三谷 晃	医師
91	二台	医師
	長崎県保険医協会	
94	下 正宗	東京勤労者医療会東葛病院院長
95	岩本 智之	日本科学者会議大阪支部代表幹事
	黒須 三惠	東京医科大学教授
97	的場 秀美	和歌山県保険医協会副理事長
	田中雄二	田中クリニック理事長
	竹山 惣一	東京保険医協会監事
100	里見 佳子	大学教員
101	小野寺 けい子	
102	富塚 高利	公益社団法人東京都玉川歯科医師会会長
102 103	富塚 高利 岡﨑 祐司	佛教大学教授
102 103 104	富塚 高利 岡﨑 祐司 南 典男	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表
102 103 104 105	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長
102 103 104 105 106	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表
102 103 104 105 106 107	国塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師
102 103 104 105 106 107 108	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長
102 103 104 105 106 107 108 109	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師
102 103 104 105 106 107 108 109	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長
102 103 104 105 106 107 108 109 110	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史 大島 民族	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 本週 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史 大島 民旗 川崎美榮子	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐 之 村松 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史 大島 民旗 川崎美榮子 守月 るみ子	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 林 彰 有松 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史 大島 民旗 川崎美榮子 守月 るみ子 肥田 泰	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 室迎 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 林之 村林 彰 村林 秀也 小松 孝充 馬 大島 民族 子 守月 るみ子 肥田 泰 赤羽根 巖	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 121 122 123	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下公子 児嶋 徹 干葉県民主医療機関連合会 峯廻 室回 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 秀也 小松 孝充 馬渡 耕史 大島 民旗 川崎美榮子 守月 守月 るみ子 肥田 泰 赤羽根 慶 原国 政裕	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 121 122 123 124	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下公子 児嶋衛 千葉県民主医療機関連合会 峯廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 秀也 小路 孝充 馬島 民旗 川崎美榮子 守月 守月 るみ子 肥田 泰 赤羽根 殿 原国 政裕 沖縄県保険医協会	佛教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 十葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 120 121 121 122 123 124 125 126	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 本連 本回 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝市 馬島 民族 川崎美 公み子 肥田 泰 赤羽根 政治 戸縄県保険医協会 岡本 茂樹	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 120 121 121 122 123 124 125 126 127	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 塩嶋 本 塩 本 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝 大馬島 民機 大川崎美子 守月 このみ子 お 原国 政治 京国 政治 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 塩嶋 本 塩 本 塩 本 木本 東 大川崎美 スクラー 財田 泰 赤羽根 上 原国 政裕 沖縄県保険医協会 四本 大川 義弘	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 120 121 121 122 123 124 125 126 127 128	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 塩嶋 本 塩 本 松浦 進 椿 林之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝 馬島 民 大川 泰 赤羽根 政 原国 政治 沖縄県保険医協会 岡本 西本 茂樹 林 光一 大川 義弘 公益 社団法人日本麻酔科学会	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 120 121 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 塩嶋 大連 塩 本 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小松 孝史 大島 民榮子 守田 泰 原国 政裕 沖縄県保険 協会 西本 茂樹 林 光一 大川 登出 西田 正 西田 正 西田 正 本 本 本 大 大川 表 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本 大 本	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長 石川県保険医協会会長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 121 122 123 124 125 126 127 128 130 131	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福息 福下 公子 児嶋 徹 千葉県民主医療機関連合会 本 本回 大 松浦 進 椿 祐之 村林 彰 有松 秀也 小路 妻 大島美 長 京田 取 大川 義 大川 会 西田 原 本株 大川 大川 会 西田 原 西田 原 西田 原 西田 原 西田 原 西田 原 京田 市 京田 市	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 鳥山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 垣嶋 歌 千葉県民主医療機関連合会 本 本図 中の 松浦 連合会 本別 本 本別 本 赤原国 政治 京湖県保険医協会 四本 西田 知己 宮城県保険医協会 四	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長 石川県保険医協会会長 北医療生協北病院院長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 121 122 123 124 125 126 127 128 130 131 131 131 131 131 131 131 131 131	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福息 福下 公子 児嶋 徹 千葉廻 攻守 田中 久善 松浦 進 椿 祐之 村林 秀也 小路 妻 大島 民際子 守田 取 大川 教 大川 教 大川 教 大川 教 大川 教 大川 社団 上 上 大川 社団 上 上 大川 社団 上 上 大川 社団 上 上 大川 会 <	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長 石川県保険医協会会長 北医療生協北病院院長 (公財)宮城厚生協会理事長 (公財)宮城厚生協会理事長 (公財)宮城厚生協会理事長
102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 120 121 122 123 124 125 126 127 128 133 131 133 133 134	富塚 高利 岡崎 祐司 南 典男 土地 邦彦 竹内 真弓 群馬県保険医協会 福下 垣嶋 歌 千葉県民主医療機関連合会 本 本図 中の 松浦 連合会 本別 本 本別 本 赤原国 政治 京湖県保険医協会 四本 西田 知己 宮城県保険医協会 四	#教大学教授 731部隊被害者遺族を支える会代表 山梨県保険医協会会長 精神科医師 島山眼科医院院長 PANW顧問、東京・府中診療所所長 札幌西円山病院名誉院長 川崎協同病院院長 公益財団法人健和会医師部事務局長 元目黒区医師会長 公益社団法人福岡医療団勤務 此花診療所医師 鹿児島医療生協理事長 西淀病院院長 千葉健生会病院副院長 全日本民医連前会長 沖縄民医連とよみ生協病院医師 小児科医師 京都府歯科保険医協会理事長 城北クリニック院長 石川県保険医協会会長 北医療生協北病院院長

136 小熊 信	公益財団法人宮城厚生協会副理事長
137 川西 徹郎	石川勤労者医療協会上荒尾クリニック内科医
138 大平 政樹	石川県保険医協会副会長
139 本田 宏	
140 田代 博	田代医院院長
141 塚本 慶子	つかもと眼科医院
142 遠山 照彦	精神科医
143 木村 孝文	熊本県保険医協会会長
144 飛田 公博	飛田内科外科クリニック院長
145 市川 澄夫	医師
146 田渕 大樹	後期研修医
147 雪田 慎二	
148 大野 啓文	西淀病院名誉院長
149 増田 剛	埼玉協同病院院長
150 林 芳久	南信勤労者医療協会理事長
151 森谷 光夫	みなど医療生協理事長
152 小嶋 良宏	公益社団法人安房医師会会長
153 利光 恵子	グループ生殖医療と差別
154 寺岡 敦子	新薬学研究者技術者集団事務局
155 江田 清一郎	松本協立病院呼吸器科医長
156 忍 哲也	埼玉協同病院医師
157 藤戸 好典	佐賀県保険医協会会長
158 山上 紘志	大阪府歯科保険医協会副会長
159 安藤 元博	大阪府保険医協会副理事長
160 <u> </u>	八阪心 体质色吻立即性学文
160 展兄島県保険医協会 161 草彅 芳明	孙中民医沛今星
	秋田民医連会長
162 上嶋 准嗣	
163 宮城 恭子	医红
164 松井 岩美	医師 八光 社园 法上知和 全田東 馬
165 小林 充	公益社団法人親和会理事長
166 大脇 為常	戸畑けんわ病院医師
167 木下 裕子	医師 本社 401 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11
168 水戸部 秀利	若林クリニック所長
169 平井 長年	脳神経外科医師
170 城所 佑吉	社会福祉法人・老人保健施設あさひホーム施設長
171 辻 忠男	医師
172 芳賀 厚子	医師
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会	
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心	白岩歯科医院院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄	白岩 <u>歯科医院院長</u> 樫林歯科院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三	 白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 難診療所医師 医師
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三	 白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 難診療所医師 医師
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹	 白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 難診療所医師 医師
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 難診療所医師 医師 秩父生協病院院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸	 自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒	 自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 難診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實	 自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠	 自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 輕林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀	 自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 養雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 189 180 18	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 高橋 京子	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 髙橋 京子 199 髙 僖晙	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長 高橋西梅田クリニック 精神科医
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 養雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 伸三 188 山岡 伸三 188 山岡 伸三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 伸人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 高橋 京子 199 高 僖晙 200 花田 力	自岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 仲三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 仲人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 髙橋 京子 199 髙 僖晙 200 花田 力 201 青森県保険医協会	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長 高橋西梅田クリニック 精神科医
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 仲三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 申人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 高橋 京子 199 高 僖 晦 200 花田 力 201 青森県保険医協会 202 千葉県保険医協会 175	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連の会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのリクリニック院長 「京都城南診療所所長 おりのリクリニック院長 「京都城南診療所所長 おりのリクリニック院長 「高橋西梅田クリニック 精神科医 大阪府保険医協会監事
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 仲三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 申人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 高橋 京子 199 高 僖	□ 白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名誉理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連合会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのりクリニック院長 高橋西梅田クリニック 精神科医 大阪府保険医協会監事 北海道大学名誉教授
172 芳賀 厚子 173 愛媛県保険医協会 174 白岩 一心 175 樫林 義雄 176 吉田 均 177 松村 高夫 178 河原田 和夫 179 湧谷 煌 180 多木 喬郎 181 公益社団法人京都保健会 吉祥院病院 182 三宅 昌 183 高石 光雄 184 新垣 司 185 大藪 憲治 186 鳴海 妥 187 山岡 仲三 188 山田 昌樹 189 新潟県保険医会 190 菩提寺 申人 191 松浦 健伸 192 三宅 成恒 193 永田 文雄 194 李 民實 195 新田 誠 196 佐々木 真紀 197 亀山 直樹 198 高橋 京子 199 高 僖晙 200 花田 力 201 青森県保険医協会 202 千葉県保険医協会 202 千葉県保険医協会 202 千葉県保険医協会 202 千葉県保険医協会 203 175 1	白岩歯科医院院長 樫林歯科院長 よしだ小児科クリニック院長 慶應義塾大学名誉教授 新日本医師協会副会長 神戸医療生協名營理事長 公益財団法人健和会理事長 埼玉協同病院院長補佐 歯科医師 灘診療所医師 医師 秩父生協病院院長 メンタルヘルス都庁前クリニック院長 石川県民主医療機関連の会会長 一般財団法人京都労働災害被災者援護財団理事長 京都城南診療所所長 みのリクリニック院長 「京都城南診療所所長 おりのリクリニック院長 「京都城南診療所所長 おりのリクリニック院長 「高橋西梅田クリニック 精神科医 大阪府保険医協会監事

206	平 仁司	松江生協医師
207	南波 正敦	
208	川見公子	臓器移植法を問い直す市民ネットワーク
209	岐阜県保険医協会	
210	清田 俟子	医療法人孝清会清田医院理事長
211	鈴木 隆	高崎中央病院院長
212	土生 信夫	医師
213	小澤 力	大阪府歯科保険医協会理事長
214	朝野 富三	宝塚大学特任教授
215	寺嶋 洋幸	
216	小濱 譲次	野田診療所所長
217	野崎 京子	野崎クリニック院長
218	江原 豊	
219	玉川 和隆	大阪府歯科保険医協会名誉理事長
220	吉田 章	よしだ内科クリニック院長
221	諸富 健	弁護士
222	中村 憲治	大阪社会医学研究所
223	松谷 久美子	

他、11地区医師会長、1宗教者、27個人からご賛同を頂戴しております。(2015.4.6付け)

後援名義(到着順)				
京都新聞				
産経新聞社京都総局				
毎日新聞社京都支局				
読売新聞京都総局				
笠置町				
朝日新聞京都総局				
八幡市				
奈良市				
和歌山市				
南丹市				

資料(5) 新聞報道(毎日新聞 2015 年3月5日)

毎日

2015年(平成27年)3月5日(木) 13版

2

3月13~15日に同市北区の立命

本の医の倫理の課題」と題し、

兵器を開発した旧日本陸軍の秘 のため医療関係者や弁護士らの の責任追及はされなかった。政 争協力は取り上げられない。こ 同市では4月に全国の医師らが れる。戦後70年を迎える今年、 府は細菌戦を認めていない。 いたとみられるが、東京裁判で 隊員は支部を含め約3500~ 団体が独自に検証することにな 会」が開かれるが、医学界の戦 集う8年ぶりの「日本医学会総 画展が13日から、京都市で開か よる「医学犯罪」を問い直す企 密機関731部隊など医師らに 731部隊は細菌兵器を開発 戦時中に人体実験を重ね細菌 企画展は「歴史を踏まえた日 (打面に「日本のサイエンス」) 中国で細菌戦も実行した。

学 罪検 矢 利 J

医師 独

実行委員長の垣田さち子・京都

がないから。なぜいまだに負の 歴史に向き合えないのかを問い にい」と指摘する。

るのは、医の倫理に関する反省

在も薬害や臨床データ改ざんな 村保険医協会理事長(66)は「現

J理解し難い事件が繰り返され

るシンポジウムを計画してい る展示や講演、医師らが出席す 催。さらに医学会総会期間中の 館大国際平和ミュージアムで開 めてきたが採用されなかった。 会総会内で関連資料の展示を求 市東山区)で731部隊に関す 4月12日、知恩院和順会館 主催団体側は1年前から医学

【千葉紀和】

問われる倫理

日本の医学界

半面、私たちは環境破壊や生命倫理な

科学の発展により、人々の暮らしは豊かになった。

戦争と医学の関わりを考える。

戦後70年にあたり、科学技術立国の歩みをふり返り、

初回は、

社会が科学とどうつきあうかの道しるベとしたい。

ど新たな問題に直面している。

噩

雅

Ш

15

●九大で捕虜生体解剖

第二次世界大戦末期の194 ち至ら同け目。九州大医学部(届 岡市東区)の解剖実置室に20人 の米甲浦成が運ばれた。実習室 の入り口には銃剣を拠えた歩 哨。室内でも2人の高級将校 がにらみをきかす。普段とは明 らかに違う張り詰めた空気が支 配していた。

「捕虜は目隠しされ、震えな がら手術台に上らされていた。 一体どうなるのか、気が気でな かった」。当時、医学部の学生 で、偶然その場に居合わせた東 野利夫医師(83)は顔をしかめな がら語った。2人の補助は東野 さんの目の前で、片方の肺を摘 出されたり、郁めた海水を血管 に注入されたりした。

科の石山福二郎教授と、同科出 身で見習士官の小森卓順医ら が、米耶間切計8人に対し、 時的に心臓を止めて蘇生させる など医学的必要性のない実験的 な処置を施し、最後は血を抜く などして全員を死亡させた。い わゆる「九大生体解剖事件」だ。

戦時下の日本では、結核のた め肺に空洞ができた患者があふ かった。また、本土決戦を想定れていたが、有効な治療法がな し、代用血液として海水の利用



が研究された。

「外科のパイオニアになりた いという功名心が、敦閔らに全 くなかったとは言い切れないだ ろう」と東野さん。一方で、大 学がより多くの研究問を得るに は、軍とのつながりを保ち、協 力する必要もあった。九大は航 空機や造船、精密機器の研究部 をひねり出すため、経戦の年に 毎軍大俘を総長に圧命してい る。東野さんは「捕虜の『処位』 を望んでいた軍に逆らうなど考 えられなかった。戦争がなせる 狂気としか言いようがない」。

戦後、米国は事件に関係した 軍人や医師、 音説師の %人を起 訴し、5人が死刑判決を受けた。 期鮮戦争をきっかけに減刑され たが、石山教授は総戦後に独房 で自殺。小森軍医も米軍が落と した娯争誰が原因で死亡した。

西山氏の資料などを基に作成

が開演

(後の731部隊長)

部隊の母体・陸軍軍医学校防疫研究室が発足

日本の医学と戦争を巡る主なできごと

1932年

●無力だった医師倫理

あれからの年。医学部キャン パス内に4月、医学歴史館が開 脂する。東野さんは5年ほど前 から医学部長らに手紙を出し、 九大事件に関する資料の更示を 要望してきた。現在、屡示に向 けた準備が進められている。

事件は大学による組織的関与 こそなかったが、九大関係者に 暗い彫を落としてきた。戦後、 医学部などが「反省と決意の会」 を開き、「国家権力や軍の圧力 に服従しない」との決意を表明 した。同窓会の建設実行委員長、 原寬医師(23)は「事件資料の展 示について同窓会内部に反対は

なかった」と話す。 東野さんは、戦後、 奎原人科 医となり、新たな命の誕生に立 ち会ってきた。「すべては患者 のために」。医師が持つべき最 低限の倫理さえ、戦争という独



「九大生体解剖事件」

で判決を聞く被告

(九大生体解剖事件) 戦場医学の確立」など医学研究の国策化強調

731部隊長 石井四郎

|部隊による細菌戦の事実を認定(後に高裁でも認定) 九大第1外科教授が自殺 5人に絞首刑などの判決

部 第二次世界大戦終結 生体解剖事件に関わった石山福 横浜軍事裁判で九大事件関係者 東京地裁が731

九州大医学部で米軍捕虏8人に実験的手術 部隊が中国で細脳兵器を使用 日本医学会総会で石井四郎軍医 731部隊が中国で細菌兵器を使用 日本医学会総会で

34年40~42年ごろ 48年 42年 45年

大な圧力の下では無力だったと 悔やむ。だからこそ東野さんは 強闘する。「戦争が何をもたら したのか、その事実をありのま ま次世代に伝えたい。あの悲劇 を繰り返さないためにも一

●「下の一部隊」を 意志

一方、京都大医学部(京都市 左京区)では、大戦中の医師の 犯罪的行為を巡る民デが撤去さ れた。1902年楽の歴史ある 旧解剖学講堂を改修し、昨年2



て31部隊に関する基でが撤去さ れた京都大医学部資料館。廊下の 奥に展示されていたという―宗都 市で1月の日、千葉紀和総形

月にオープンした資料館。野口 英世の博士論文の複写などと共 に注目された展示品が、大戦中 に人本実験を重ね阻塞兵器を開 発していた旧日本陸軍の秘密機 関了ろ1部隊に関する説明パネ がなった。

中国各地で細菌兵器を実験使 用したとされる同部隊は、京大 医学部とつながりが深く、言わ ば「負の歴史」だ。「戦争に加 担した歴史にようやく医学部と して向き合う試みだ」。京都市 内の医師で医学部のBの吉中丈 志さん(23)は異示を高く評価し LS40

しかし、約2カ月後に再肪し た吉中さんは目を疑った。 順内 の一番奥にあったはずの展示が 姿を消していた。不密に思い調 べると、開館間もなく撤去され MS40

外された展示は、「京都大学 医学部病理学教室百年史」(2 高されたりしたため、実像は今

008年刊) の記述を引用した パネル2枚。卒業生の石井四郎 部隊長らによる部隊創設の経緯 や、京大医学部が積極的に人材 を送り込んだ歴史に触れ、「医 学部として検証が必要」と記し トンドインいい。

取り外した理由について、京 大医学部の総務担当者は「単な る展示替えで、椒去ではない」 と強調。館長の萩原正敏教授は 「取材には応じられない」と頭 務を通じて回答した。だが、内 情を知る医学部関係者は「展示 は不適切と有力のほらから物言 いが付いた」と明かす。

吉中さんは「医学部も変わっ たと思ったが、こっそり事実を 隠すとは悄けない。戦後の年た ってもタブーとは熊きだ」と残 念がる。

731部隊については資料が 廃棄されたり、関係者が戦後免 なお不明な点が多い。滋賀医科 大の西山勝夫名誉教授(化)は、 731部隊に関わった京大医学 部卒業生

1人が戦後の
1960 年まで、戦時中の研究成果によ って医学博士の学位を取得して いたことを昨年までに突き止め た。京大や国立国会図書館に残 っていた論文、学位授与記録な どを調査した。

中には、人体実験を行ったこ とが明らかな人物もいた。学位 を帯査したのは、彼らを戦場に 送り込んだ敦閔たちだった。西 山さんは「当時は研究割が乏し く軍事研究が魅力的に映った面 もあっただろう。戦時中の出来 明として片付けるのではなく、 医師らが悪の道に加担した経緯 や理由を徹底的に検証しなけれ ば、同じような過ちは繰り返さ れる」と語る。

【后内吸吸、干菜记件】 ―この連載は随時掲載します